

第八十回 参議院社会労働委員会会議録第十一号

昭和五十二年五月二十四日(火曜日)
午前十時二分開会

委員の異動

五月十九日 辞任 佐々木 満君
補欠選任 山内 一郎君

五月二十一日 辞任 源田 実君
補欠選任 徳永 正利君
五月二十三日 辞任 山内 一郎君
補欠選任 佐々木 満君
岡田 広君 森下 泰君

五月二十四日 辞任 内田 善利君
補欠選任 柏原 ヤス君
堀田 大願君 沓脱タケ子君
柄谷 道一君 中沢伊登子君

出席者は左のとおり。
委員長 上田 哲君
理事 佐々木 満君
委員 丸茂 重貞君
濱本 万三君
上原 正吉君
最上 進君
片山 甚市君
田中寿美子君

衆議院議員 代理 社会労働委員長 戸井田三郎君

政府委員 厚生大臣 渡辺美智雄君
厚生大臣官房長 山下 眞臣君
厚生省公衆衛生局長 佐分利輝彦君
厚生省環境衛生局長 松浦十四郎君
厚生省医務局長 石丸 隆治君
厚生省社会局長 曾根田郁夫君
厚生省援護局長 出原 孝夫君

事務局側 常任委員会専門員 今藤 省三君
説明員 警察庁刑事局保安部防犯課長 長岡 茂君
国税庁直税部長 北村 恭二君
文部省学術国際局研究機関課長 齋藤 諒淳君

本日、の会議に付した案件
○理事補欠選任の件
○原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○公衆浴場法の一部を改正する法律案(田中寿美子君外十名発議)

○水道法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

〔理事浜本万三君委員長席に着く〕
○理事(浜本万三君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
去る五月二十一日、源田実君及び岡田広君が委員を辞任され、その補欠として徳永正利君及び森下泰君がそれぞれ選任されました。
また、昨二十三日、塚田大願君、内田善利君及び沓脱タケ子君が委員を辞任され、その補欠として佐分利輝彦君、柏原ヤス君及び中沢伊登子君がそれぞれ選任されました。

○理事(浜本万三君) 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。
委員の異動に伴い、理事に欠員を生じておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。
理事の選任につきましては、先例により委員長の名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕
○理事(浜本万三君) 御異議ないと認めます。
それでは、理事に佐々木満君を指名いたします。

〔理事佐々木満君退席、理事佐々木満君着席〕
○理事(佐々木満君) 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。
○浜本万三君 まず、大臣にお尋ねしたいと思いますが、今国会におきまして衆議院で野党五党が一致いたしました原爆被爆者の国家補償による援護措置を要求する法案が提案をされまして、今日審議をされておるわけでございます。
ことは、申すまでもなく被爆後三十二年目を迎えて、公法的に言えば三十三回忌ということになります。したがって、残っております遺族並びに被爆者といしましては、一刻も早く被爆者援護法の制定を願望されておると思うんでございます。

被爆の被害というものは、今日まだいふような形で継続をされておまして、その中で貧困、孤独、病苦という三重苦に被爆者の方々は悩まされておまして、一刻も早くその制定を期待しておると思うわけでございます。大臣は、そのような状況の中で野党五党が共同提案をしております援護法の制定について、どのような心境を持っておたえられておられるでしょうか、お尋ねいたします。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 被爆者の心情や要望等の御趣旨はよくわかります。また、野党の皆さんから出されたその御心情はわかるわけでございますが、国家補償の精神によるところの被爆者援護法の制定をするということにつきましては、一方、他の一般戦災者についても援護法をつくれという動きがあり、なかなかそこまではむずかしいという現況でございまして、他の一般戦災者との均衡の問題もございまして、非常に気持ちはわかりますが、現実の問題としては大変なかなか困難な問題である、こう考えておるわけでございます。しかしながら、援護法の提案項目の中には、原爆医療法及び原爆特別措置法を中心とした現在の現行施策の充実によりまして、その御趣旨の方向に近づき得るものと考えております。したがって、今後とも原爆医療法や原爆特別措置法を前進をさしてまいって、被爆者対策の一層の充

実を図っていきたく、かように考えておる次第でございます。

○浜本万三君 前々から歴代の厚生大臣は、援護法が実現、制定できない理由として、先ほど渡辺大臣もお答えになりましたように、一般戦災者との均衡論、また予算の問題、それから国家との因果関係の問題などについて、できない理由を述べられておったんですが、私はこの際、衆議院でも野党五党が共同して提案をしておる時期でもございますので、特に問題になりません。国家との因果関係の問題について意見を述べまして、大臣の一層の努力を要請したいと思う次第でございます。

私もこの際、国家補償による援護法を制定してもらいたいという一つの理由は、国家との因果関係も十分あるではないかと、これを主張しておるわけでございます。と申しますのは、アメリカの原爆投下は人道的にも、また国際法に照らしましても許しがたい違法行為であるということでございます。したがって、被爆者は受けた損害を米国に対して補償しろという要求をするのは当然でありまして、損害補償の要求を請求をする権利を持つておることは申すまでもないと思っております。しかし、日本政府はサンフランシスコ条約第十九条(a)項で、その一切の請求権を放棄したわけでございますから、当然国の責任で被爆者の受けた損害を国が補償するということが行われてしかるべきだと思っております。

また、あの被爆をいたしました時期というのは、日本の政府が戦争を始めまして、いよいよ本土決戦だということで、国家総動員法に基づきまして一億火の玉、一億総抵抗という形で本土決戦に備えておった時期でございますので、一般市民としてはその地域から他の地域に逃げるのができない、いわゆる軍事的な統制下に置かれておった時期であろうと思っております。そういう条件下で原爆の被爆をいたしましたわけでございます。しかも、その初体験がきわめて悲惨な状態であったとするならば、当然東京裁判や最近の広島

における石田判決で明らかに指摘をしておりますように、国の手厚い対策を実施することが当然であろうと思っております。そういう立場に立つて考えますと、三十二年たった今日、早急に政府としてはこの問題に対する施策を行うべき時期に達しておるのではないかと申すわけでございます。大臣はことし八月六日に行われる広島市の原爆慰霊祭にも出席されるのではないかと申すわけを聞いておるわけでございますが、そのときには当然被爆者の強い要求が出ることは申すまでもないと思っております。この際改めて、そのような国家との因果関係が十分あったという理解の上に立つた、誠意のある施策を望みたいと思っております。重ねてお答えをいただきたいと思うわけでございます。

○政府委員(佐分利輝彦君) ただいま先生から御発言のございましたお気持ちにはわかるのでございますが、まず第一の、国際法違反という点につきましては、当時の国際法の文理解釈上はやはり違反にならないんじゃないかという意見が強いのでございます。まあ人道的にはいろいろ問題があるけれども、実定法上はそのようには言えないんじゃないかという意見が強いのでございます。

また第二の、戦争末期の総力戦の状況下における国による——これは一般統治権の強化されたものだと思っておりますが、国民の自由がかなり制限をされたという問題につきましては、これはあのような大戦の、あのような激しい戦争の状況におきましては、国民としては必要最小限度のような立場に立つことが必要なのでございます。また、それはある意味では自分たちの財産保全等のためにもなったと思うのでございます。そういう意味で、軍人、軍属、動員学徒、徴用工等とは国との関係がかなり違うわけでございます。このような前提に立ちまして、先生も強調なさいましたように、人道的な見地からどうにかならぬいかという御意見も出てくるかと思うのでございますが、その点については被爆者も一般戦

災者も全く同じであろうのでございます。したがって、ただいま先生がおっしゃいましたような立論からは、直ちに国家補償の精神に基づく被爆者援護法を制定するという結論は出ないものと考えておりますけれども、先般、衆議院でもあのような附帯決議も行われまして、また被爆者団体等、いろいろ強い御要望もございまして、あの附帯決議の趣旨を現行の原爆二法に生かしながら、今後被爆者対策の充実に努めてまいりたいと考えております。

○浜本万三君 先ほど大臣も、直ちに国家補償による援護法を制定することはできないが、現行二法を充実してその趣旨にこたえたいと、こういうお話がございました。局長も同様の発言があったわけなんです。今後二法を充実してというお話が出たとすれば、二法充実の重点はどの辺に置かれてその施策を強化されるのか、話がそこまで飛びましたので大臣にもう一回その点を伺いたいと思っております。

○政府委員(佐分利輝彦君) 衆議院における附帯決議の趣旨を十分に尊重して、現在の原爆二法の大規模な改善充実を図るという場合に、まず問題になってまいりますのは、近距離被爆者の対策であるかと考えております。すでに、近距離被爆者の中で放射線障害に起因すると考えられております被爆者の方々は、認定患者になっておりますけれども、そういった認定患者の方々の待遇の改善、福祉措置の改善、さらに、現在保健手当という制度がございまして、爆心地から二キロ以内の直接被爆者に保健手当を差し上げておりますが、そういった制度の改善、さらにそれにあわせて、法律に基づかない予算措置ではございますが、原爆病院の整備充実とか、原爆養護ホームの整備改善とか、そういった要するに近距離被爆者の対策に重点を置いて改善をすべきであろうと考えております。

○浜本万三君 そういう具体的な内容につきましては、後でさらに伺うことにいたします。まず最初に、具体的な問題で伺いたいのは、健

診制度の改善の問題でございます。私もかねてから健診制度の改善につきましては強く政府に要求をしておるところなんです。被爆者が二法にかかわる一番最初は、申すまでもなく健診制度だろうと思っております。そこで、健診のあり方としては、被爆者の身になってかゆいところに手が届くような形で健診を実施すべきであるということをや前々から申し上げておったわけでございます。特にこの問題は、私がそういうふうな申し上げているばかりでなしに、広島県、市におきまして、また被爆者団体におきまして、早くからそういう要求を出されておったところでございます。特に、現行の健診制度の実態を見ますと、一般健診が約五〇%、それから精密健診はきわめて少ないという資料が出ておるわけでございます。このことについては昨年の六月六日に開催されました第七回原子爆弾後遺症研究会、これ長崎で開かれておりますが、そこにおきまして被爆者一人一人の充実した健康管理システムの確立が必要であるという旨の話合いがなされたと同っております。

と申すわけでございます。そういういような要求を受けた結果だろと思うんですが、厚生省とされまして、ことしの予算では、五十二年の予算では健診制度の改善に着目されておるようでございます。が、どういった内容を改善されようとしておるか、また、先ほどから申したような各団体の意見に対してどのようにこたえられておるか、そういう点につきましてお尋ねをいたしたいと思っております。

○政府委員(佐分利輝彦君) まず、五十二年度からの被爆者健康診断制度の改善でございますが、先生も御存じのように、従来から血液の検査とか尿の検査、あるいはふん便の検査、そういった七つの検査項目が定められておりましたが、被爆者も老齢化してまいりました。また、晩発性健康障害の種々の特性もございまして、本年度からは医師が必要と認めた方々に対して肝臓機能検査を新たに実施することにいたしました。この肝臓機能検査は、血液をとりまして、GOT、GPT

と、四種類のかかり高度の化学分析をする検査でございませう。

そこで、将来の健康診断項目、内容の改正の問題でございますが、これは公衆衛生局にとりましては、ただ被爆者対策だけでなく、国民の公衆衛生対策としてきわめて重要な問題でございまして、種々の角度から検討を続けておりますけれども、問題は、実施能力が一番の障害になっていくわけでございます。たとえば、心電図の測定をやるという場合に、一回何千人という方の集団健診をして心電図の記録が出てきたとき、それを一体だれがどのようにして判定をするのかといった問題があるわけでございます。この点につきましても、たとえば広島市、長崎市等ではあるいはやり方によっては実施可能ということも言えるかもしれませんが、広島県の郡部、長崎県の郡部ということになりますと、すでにマンパワーの問題とか、あるいは専門医の問題で実施能力がなくなってくるわけでございます。まして、ほかの県においてはなおさらということになってくるわけでございます。したがって、私どもはそういう現実能力を考えたとき、今後被爆者の健康上の実情に合わせて、できるものから逐次健診項目の拡大を図ってまいりたいと考えております。

○浜本万三君 この健診項目をふやすことと、それから、その検査体制の問題につきましましては、確かにいま局長が言われましたように、その能力において問題があることは私もわかるんでございますが、しかし、そういう能力の問題を前面に出しますと、なかなかやばり被爆者の方の心情的に申しまして納得できないような条件がございまして、ともかくこの検査項目をふやして、現在の進んだ医療制度を十分活用をいたしまして、積極的に精密検査を、健診をやりますというふうな姿勢をぜひ示していただきたいということを要望しておきたいと思ひます。

それから、もう一つ伺うんですが、健診の結果というものと認定制度というものは結びつかないやうで若干結びつくと思ひます。したがって、

って、認定の範囲に、たとえば肝障害などを今後入れていくというふうな、認定の範囲を拡大するといふことは考えておられるわけでしょうか、いかがですか。

○政府委員(佐分利輝彦君) 一般的に申し上げますと、たとえば健康管理手当では、現在十種類の健康障害を指定いたしておりますが、これをさらに拡大するかどうかにつきましては、現場の医療を担当していらっしゃるお医者さん方の御意見、またそれを反映いたしまして原爆医療審議会の御審議によつて決まってくるものと考えております。ただ、ただいま先生から具体的に御指摘のございました肝臓機能障害は、すでに健康管理手当の対象疾病になつてゐるわけでございます。ただ、まだ現在の十種類の疾患以外に、たとえば胃腸の障害とか皮膚の障害があるではないかというふうな御意見も一部にあるのでございますが、これらの疾病については日本の国民が非常にたくさんその病氣にかかっている病氣でございまして、現在のところ被爆者と被爆していない方との間に差がございせん。そういう関係で健康管理手当の対象疾病に指定してはいないわけでございます。

また、最初に御指摘がございました、現在の健康診断の結果をできるだけ健康管理手当とあるいは特別手当の認定に反映させるようにという御提言でございますが、私もどなたもいたしましては、健康診断の結果は被爆者健康手帳に記入をいたしまして、御指摘のように健康管理手当あるいは特別手当の認定にできるだけ活用するように指導奨励をいたしておりますけれども、まだ十分だとは言えないと思ひます。この点については今後できるだけ改善をしてみたいと考えております。

○浜本万三君 この特別手当と健康管理手当の問題なんですが、前々から私は、大臣が認定されるものもそれから県知事や市長が認定される疾病も、認定された限りにおいてはもう同じことではないかというふうに思つておる次第でございませう。

す。そこで、私といたしましては、健康管理手当をもらつておる原爆被爆者が、病氣が治つた後も特別手当と同じやうに半額支給をすることがよろしいのではないかとこの考え方を持つておるわけなんです。これは近距離被爆者の対策ではない、遠距離も含まれておるじゃないかというふうな御意見があるかも知れませんが、まあ私の考え方としては、だれが認定しようと思定された以上は原爆被爆者として同じやうな扱いをされるべきだと考えますと、病氣が治つた後も健康管理手当の半額支給をこの際やる方がよろしいのではないかと。やつたところで、この保健手当やいろいろな併給ができないわけでございますから、そんなにたくさん予算がかさむわけではございませんので、その点御研究をいただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

〔理事佐々木満君退席、委員長着席〕

○政府委員(佐分利輝彦君) 先生の御提案の趣旨もわからないことではないのでございませうけれども、特別手当の受給者はおおむね三キロ以内の近距離多量被爆者でございまして、原爆放射線の影響をきわめて外へ受け、しかも特殊な病氣が起つてきた方々でございませう。したがって、そういう方々が医療の成果が上がつて病氣が治つたというふうな場合も、いつ再発してくるかかわらないという可能性が強いのでございませう。そういう意味で、特別手当の場合は疾病とか障害の状況になくならぬ場合にも半額を支給しているのでございますが、健康管理手当の方は、ただいま先生もおっしゃいましたけれども、本年度の予算では対象者が約十一万人になつておまして、非常に遠距離の方まで入つております。また、病氣の種類も先ほど申し上げましたやうに十種類の障害を伴う疾病ということでございまして、もういまや残つてゐるのは胃腸の障害と皮膚の障害ぐらいしかないというやうに拡大されてきております。さらに、そのやうに疾病の範囲が拡大されますと、非常に治りやすいものも入つてくるわけでございます。しかも、最初に申し上げましたやうに、こ

ういった方々の大部分は少線量の被爆者でございませうから、一たん治癒したりあるいは病氣や障害の状況でなくなつたやうな場合に、もう一度それが再発してくるというやうな場合にも、特別手当をもらつてゐる認定被爆者はどうか強くないわけでございます。そういう関係から、従来から健康管理手当につきましては傷病の状況にある間だけ手当を差上げておりますし、また非常に変動しやすい病氣でございまして、一部の病氣については一年ごとに認定をさしていただく、大部分のものについては三年ごとに再認定をさしていただくという措置をとつてゐるわけでございます。

○浜本万三君 そういたしますと、結局半額支給はいま考えていないということなんですが、近距離被爆者については考へるという話がございましたので、それでは保健手当の問題についてお尋ねをするわけなんですが、保健手当の支給は、お説のやうに二キロの範囲で病氣になつていない者も支給する、いわば年金的な制度として私どもは歓迎をしたわけなんですが、一方で被爆者の差別ではないかという議論もあることは、決して忘れてはならないと思ひます。しかし、二キロから三キロにすべきだと思ひます。それから三キロから五キロにすべきだと思ひます。健康手帳の交付された被爆者が、昭和三十七年だつたと思ひますが、特別被爆者の範囲は疾病の発生率や病状に変化はないという理由で、二キロから三キロに拡大をされたことがあると思ひます。したがって、保健手当の範囲というものは当然二キロから三キロに拡大すべきだと思ひます。私はかねてから申し上げておつたんですが、厚生省の方としては国防医療委員会の基準が変つたからというので、私どもの要求をこれまで拒んでおられたわけなんです。また広島等の実態を見ましても、健康管理手当の受給者が五〇％以上、三キロより二キロ以上の人になつておるといふことを考えますと、相当遠い距離で被爆した人も、今日健康状態に大きな影響が出ておるといふことを考えますと、いつまでも二キロの範囲に固執すべき

状態ではないんじゃないかというふうに考えるわけでございます。そういう立場から、せっかく大臣も近距離被爆者に対しては手厚い対策を講じたという意味の所信の表明がございましたんで、せめて来年の五十三年度の予算では現行二法を改善するすれば、保健手当の支給範囲を拡大するということに重きを置く考え方であると理解してよろしゅうございましょうか。

○政府委員(佐分利輝彦君) ただいま先生が最後におっしゃいましたような、五十三年度は保健手当の支給範囲を二キロから三キロというふうなことは、現在はまだ全く決まっております。ただ、昨年来この席で御説明してまいりましたように、国際放射線防護委員会の新しい一九七七年の勧告が近く公表されるようでございます。したがって、その内容をつぶさに検討をいたしまして、必要があればさらに若干、これも三キロということではないかと思っております。二千二百とか二千二百というところもあり得ると思うのでございますが、そういうこともICRPの勧告いかによって考えざるを得ないと思うのでございます。ただ、先生は先生は、かつて特別被爆者の制度が昭和三十五年には二キロであったものが、三十七年には三キロになったというお話がございましたが、あの当時は一九五七年の広島、長崎の放射線の推定値で制度を考えておりましたけれども、その後一九六五年に新しい推定値が公表されて、両市とも、特に広島市におきましては線量がかなり減額修正をされたわけでございます。そういう関係から、当時はそれであったけれども、いまもそうだとすることは言えないと思うのでございます。また、現在の保健手当の制度が一応メルクマールとしては二十五レム以上ということにいたしました。したが、行政上の都合から爆心地から二キロというように線引きをいたしました。そこで、二キロでとりましますと今度は広島は四・四レム、長崎は十八・三レムというふうにかなり甘い線量になっているわけでございます。また、たとえば三キロをとりましますと広島は〇・〇二レム、長崎は〇・五

レムというふうな、距離の二乗に反比例して放射線量というのは著しく減衰してまいるわけでございますから、この問題はやはり新しいICRPの勧告に基づき、また広島、長崎の実際の放射線量を参考にして、慎重にかつ厳格に考えなければならぬ問題であると思っております。

○浜本万三君 広島と長崎の被爆線量の問題につきましては、私も議論があるところなのでございますが、時間がございませぬので、これはまたの機会に譲りたいと思っております。

大臣に伺うんですが、近距離被爆者の対策を強化するということになりますと、保健手当の支給範囲を拡大する以外に、支給することが私は一番近道だと思ふんですが、大臣の御見解をもう一回伺いたいと思ふます。

○政府委員(佐分利輝彦君) 近距離被爆者の場合にまず問題になってまいりますのは、やはり原爆症の認定患者の問題でございます。したがって、医学の進歩、さらに原爆後遺症の新しい知見にかんがみまして、認定制度そのものも逐次改善する必要がありますと思うのでございます。やはり、認定患者の問題が中心になりまして、先ほど来問題になっております保健手当の受給者の問題、こういったものもやはり若干の問題がございまして、距離を広げる、広げないという問題のほかにも、いろいろな角度から検討しなければならぬと考えております。

○浜本万三君 だから、先ほどあなたが三つの近距離被爆者対策を言ったから、一番その中で私どもが期待をしておるのは、認定制度の改善と保健手当の支給範囲の拡大なんですよ。だから、大臣にそのことを私は聞いておるわけなんです。あなたが何もそれに答える必要はないと思うのです。

○国務大臣(渡辺美智雄君) きわめて専門的な問題でございますので、いろいろ専門家の意見を聞いてやってまいりたい。特に、先ほど局長からお話があったように、国際放射線防護委員会とか、米国の放射線防護測定委員会等の勧告も近く出るというふうなこともありますので、そういうよ

うな専門家の勧告はひとつ前向きに受けとめて、それは検討してまいらるつもりでございます。

○浜本万三君 せんだつても、放射線撮影の人体に及ぼす影響というのが、きのうですか、新聞に載っております。私も、放射線の影響というものは数石がない、そういう理解に立ちましても、この問題の改善を強く要求しておるわけなんです。この問題の改善を強く要求しておるわけなんです。ぜひとも早急に保健手当の支給範囲の拡大について検討をお願いしたいと思います。

それから次は、所得制限の問題なんです。厚生省も、予算要求としては所得制限の撤廃ということをお願いしております。私もその姿勢を評価しております。しかし、なかなか思うように撤廃が実現できない。したがって、逐次緩和の方向をたどっておられるわけなんです。逐次緩和の方向をたどっておりますが、これはどの程度まで枠を広げられるのか。枠を広げた結果、どの程度の人が実質的にこの手当が支給されるのかということ、特別手当と健康管理手当に限ってお尋ねをしたいと思ふます。

○政府委員(佐分利輝彦君) 所得制限の五十二年度の緩和でございますが、原爆対策では前年度の所得税額をメルクマールにして所得制限を行っております。五十一年度の、前年度の所得税額は十八万三千八百円でございますが、五十二年度はそれを二十三万三千六百円に緩和いたしております。これを標準四人世帯の所得額で申し上げますと、五十一年度は四百四十四万四千円でございますが、五十二年度は四百四十九万七千円ということにいたしております。

そこで、対象者に対する適用率で申し上げますと、前年度は約九〇%でございましたが、本年度は九三%に引き上げております。なお、認定患者の方々など、障害者特別控除の恩恵を受けられる方々につきましては、適用率はおおむね九五%、また前年度の所得額でございます二十五万二千円程度、また、所得で申し上げますと約四百九十九万円、そのように考えております。

○浜本万三君 五十三年度は、さらに支給の所得制限の枠を緩和するという計画でございませうか。

○政府委員(佐分利輝彦君) 所得制限の緩和は、四十三年に特別措置法が制定されて以来の長年の懸案でございまして、四十五年度を除いては毎年かなりの緩和を図ってまいらると思っております。この二、三年はさらに大幅な緩和を図る方針で臨んでおります。したがって、明年度におきましても、他の所得制限に係る諸制度を勘案しながら、被爆者の特別措置法におきましても、できるだけの所得制限の緩和を図ってまいりたいと考えております。

○浜本万三君 今度は、特別手当の生活保護を受けていらっしゃる方の収入認定の問題なんです。四十九年、五十年、五十一年と三カ年を比較をしてみますと、五十一年の場合には、大体従来の二分の一を収入認定とされておったのが、六〇%というふうになっておりますが、これは今後さらに支給実額を増額をしていく方向で努力をされる予定なんですか。

○政府委員(會根田都夫君) 御指摘のように、特別手当につきましては、従来から実質的に二分の一相当が手元に残るように合算制度を設けておったところでございますが、昨年度、非常に強い要望もございまして、その取り扱いにプラスアルファの特例措置をいたしまして、結果といたしましては、六割相当額が手元に残るような取り扱いをいたしております。これはあくまで例外的な特例措置という考えでございまして、この実質六割をさらに変えるということは非常にむずかしいと思ひますが、実額で五十一年度一万六千二百円でございますから、この実額でこれをあやすということにつきましては、できるだけ御期待に沿うように努力いたしたいと考えております。

○浜本万三君 五十二年度はどういう計画なんですか。

○政府委員(會根田都夫君) 五十二年度は、これからこの取り扱いを決めることになるわけでございますが、その場合にも実質的にやはり六割相当

額が手元に残るように、実額を上げてまいりたいと考えております。

○浜本万三君 これはもう前から厚生省の方も、やはり所得制限の撤廃の一環といたしまして、前進的な考え方を持っておられたわけなんですから、去年よりはことし、ことしよりは来年と支給実額をふやすように、一層ひとつ努力をしていただきたいと思ひます。

それから次は、五十年度に行われました実態調査なんです、この実態調査はいま作業がどの辺まで進んでおるのでしょうか。

○政府委員(佐分利輝彦君) 結論から申し上げますと、近く公表する段階に参っております。

なぜ、まだおくれいているかということですが、いづゆる基本調査と生活調査についてはすでにほぼまとまっておりますけれども、今回の発表におきましては、昭和四十四年度実態調査のときの経験を生かして、学者グループにお願ひいたしました広島、長崎における事例調査も一緒に公表したいと思っておりますが、その事例調査の長崎分のみが若干おくれしておりますので、あと一、二週間はかかるのではないかと考えております。

○浜本万三君 そういたしますと、五月中には大体まとめるが終つて、六月には発表できると理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(佐分利輝彦君) 遅くとも六月の上旬までには公表したいと考えております。

○浜本万三君 問題は、その調査の結果に基づく対策などでございますが、四十年度の調査の場合には四十二年に発表いたしました、四十三年から特別措置法というものが施行されて、被爆者の皆さんに對しましては一応画期的な制度が成り立つたわけなんですけれども、五十年度の調査がことしの六月に発表されるということになりますと、大臣も八月六日には多分広島長崎においでになるということになりますと、これまた多くの皆さんは、調査の結果、厚生省はどんな進んだ政策を打ち出してくれるであろうかという期待を持

つておると思ひます。私は、少なくともこの調査の結果に基づきまして、非常に被爆者の方々が困つておる、何とかしてほしいという気持ちが非常によく出てくるのではないかと思ひますが、先ほど御答弁をいただきましたことに加えまして、重ねてお願ひをするんですが、この調査の結果に基づいて被爆者の皆さんが納得するようなりっぱな政策を打ち出していただくことをお願ひをしておきたいと思ひます。

それから、大臣は八月六日に広島へおいでになるのでしょうか、長崎においでになるのでしょうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) まだ事務的に詰めておりませんが、まあ広島の方に行くようになるのではないだろうか、いまのところそう考えております。

○浜本万三君 例年、向こうにおいでになりました、参拝をされると同時に、原爆被爆者に対する政策を打ち出されておる例があるわけなんです、ございますので、今回は渡辺大臣もひとつ思い切つた政策を打ち出される大臣の一人でございますので、被爆者の皆さんが喜んで迎えていただくような政策を打ち出していただきたいと思ひます。その点いかがでしょうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私もできるだけのことはやりたいと思っておりますが、先ほどから言つておるうちに、これはきわめて科学的な事項を含んでおることであるので、そういういろいろな調査の結果に基づいて、できる限りのことは努力をするつもりであります。

○浜本万三君 時間が参りましたので、積極的な施策を重ねて要求いたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○片山基市君 私は、専門的な領域でのごとがありますから、質問する事項について間違ひがあれば政府の方から十分にお答えをいただきたい。素人というのはいかにその実態を知らないから、言い過ぎるかも知れませんが、その点は質疑の中で明らかにしてもらいたいということをまず申し上げておきます。

一つは、原子爆弾による被害の特徴は、その破壊力とともに放射線の影響が大きいと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(佐分利輝彦君) 原子爆弾の影響は、大きく分けますと、爆風と熱線と放射線になるわけでございます。そのうち放射線の影響は二五%程度に言われておりますけれども、ただ、放射線障害というのは、急性障害のほかに晩発性障害というものが起こつてまいるというところに非常に大きな特徴があり、医学的にも社会的にも問題になる点でございます。

○片山基市君 今日資源有限時代、特にエネルギーの問題が大きくクローズアップされておるときですが、その場合の原子力発電に関するブルトニウム—ウラン濃縮の終末処理もまだ解決しておりません。そういうことで、原子力の平和利用というところで言われておるんですが、新しい原子力エネルギーを使うとすれば、このような放射線における影響を明らかにしないで、エネルギーを開発することだけに既成事実をつくることについては納得できないという立場から、原爆におけるこの被爆者の原体験のすべてを説明しておく必要がある。いわゆる熱線の話はありますが、放射線の問題もどのような影響があるのかということについては、国民の健康を守る——エネルギーが欲しいということ、人間の命が失われていく将来展望は持つことはできませんから、その点について、いづゆる原爆被爆者の原体験をもう少し説明してもらへるようになりたいと思ひます。いかがでしょうか。

○政府委員(佐分利輝彦君) 全く御意見のとおりでございます。しかもまことに残念なことでございますが、原爆放射線の人体影響が多数の被爆者について調査研究できるのは、広島と長崎しかないわけでございます。したがって、先ほど大臣からお話ございましたが、国際放射線防護委員会あるいはアメリカの放射線測定委員会、こういったところもやはり中心になりますのは原爆被爆者の調査研究の成果になつておるわけでございます。

そこで、先生も御存じのように、特に広島、長崎の財団法人放射線影響研究所、こういったものを核にいたしまして、広島大学、長崎大学の原爆研究所あるいは研究施設、さらに科学技術庁の放射線医学総合研究所、文部省の遺伝研究所、農林省にもそういった部門がございますが、そういったところとのネットワークでこの放射線の被爆者に関する影響、また二世、三世に関する影響、こういったものについて力を入れて研究をしていこうと思ひます。

○片山基市君 いま局長の方からお答えありましたけれども、もう一点お尋ねするんですが、放射線の影響は一世代に限らず、生態系そのものを変えろと言われておるんですが、そのような考え方でよろしいでしょうか。

○政府委員(佐分利輝彦君) まず、遺伝学の実験、遺伝学とか理論遺伝学の領域におきましては、理論的に放射線の影響は二世、三世にも及ぶのじゃないかという仮説を立てておるわけでございます。しかしながら、従来実験遺伝学におきましては、まあたとえば大腸菌だとかあるいは酵母だとか、またショウジョウバエだとかムラサキツノクサ、さらに少し進んだ動物ではハツカネズミだとか、そういったものについては十分な研究が行われ、また二世、三世への遺伝も証明されているわけでございますが、人類につきましては、これまで幾つかの研究がございます。代表的なものをとつても十五ぐらいの研究があるわけでございますが、それぞれの研究が、影響があるか出たり、影響がないか出たりいたしております。結局まだ結論を得ていないわけでございます。

そういう関係から、国際的にも広島、長崎の被爆者の方々の調査の結果というものが重視されていると思ひます。財団法人放射線影響研究所、その前身のABC、これは昭和二十一年から研究を行つておりますが、その研究によりますと、人類については、また被爆者について

は二世、三世への影響は認められておりません。調査の対象になりますのは、まず流産とか早産、それから生まれた後の死亡、奇形の発生、赤ちゃんの体重の減少、まあそういったところから始まりまして、その後の赤ちゃんの白血病の発生状況、そういったものがいろいろな角度から調べられておりますが、現在までのところは全く被爆者の二世と被爆していない方々の二世との間には差はございません。

○片山基市君 そういたしますと、人類を除く動物、植物については、放射線についての影響は一世代限りではなくて生態系を変えろという実験がある、そういう答弁をしたと理解してよろしゅうございますか。

○政府委員(佐分利輝彦君) 人類以外ではかなり証明されております。

○片山基市君 それは争いのあるところでしようし、研究中でありますからさらにお聞きをするんですが、先ほど浜本委員からお聞きいたしましたのが、昨日になりましたが、五月二十三日、毎日の朝刊の報道によりますと、科学技術庁放射線医学総合研究所において、胃の集団検診のレントゲンの使用ですが、大体これは十五ラド程度だそうですが、の使用がいわゆるがんの早期発見、病気の発見よりも障害が大きく、リスクが大きい、こういうようなことで発表され、三十歳代の検診は四十まではやめたらどうか、中止の警告が出されておるようであります。この得失——損をするか得をするかという計算のほかに、実はいま局長がお答えをしませんでした、わからないと言われた生まれてくる子供に対する遺伝的危険が十倍大きく加わることも付言されているんですが、これは新聞の記事でありますから、そのことについてそれでは厚生省としてどう考えるか、政府としてどう考えるか。

○政府委員(佐分利輝彦君) あの新聞報道の放医研の橋詰部長のオリジナルレポートをまだ読んでおりませんが、私どもの推測になるのでございますが、三十代と四十代を比べました場

合に、まず問題になりますのは、四十代の方はほとんど子供をお産みにならない、日本においては。そういう問題がございます。三十代では二十代ほどではないが、まだお産みになる方がある、そのファクターが一つでございます。それからもう一つは、放射線の影響というのは、若い新陳代謝の激しい細胞に強く影響をするわけでございまして、放射線の影響そのものが四十代よりも三十代、三十代よりも二十代というように強くあらわれるということでございますが、私といたしましては、まず第一に申し上げました四十代の方はもうほとんどお子さんをお産みになりませんから、そういう意味で遺伝的な影響は十分の一以上になるという御意見ではないかと思っております。

○片山基市君 そうすると、レントゲンによるいわゆる放射線の障害ということで遺伝的なことも考慮されておるから、心配をされるから、そういうふうにおっしゃっている、こういうふうな理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(佐分利輝彦君) 先ほど申し上げましたように、理論遺伝学とか実験遺伝学ではそのような結論になっておるもので、これから将来に向かつての問題として、人類というのは放射線に被曝をなるべく少なくしていかなければならないというのとは大原則だと思っております。特に医療被曝の場合、健康診断、検査に使われる放射線というのは、原爆のように一生に一度ということではございませんで、毎年一回とか二回ということに被曝を受けるわけでございまして、なお特別な注意をしなければならぬと考えております。

○片山基市君 やはり放射線の被曝というものは人体に有害である、こういうことでお答えがあったものと思つて次の問題に移ります。

いわゆる科学者で、そうそこなことを言えないで、局長は相当慎重なお答えをさせていただいておる、座談と違いますから、よくわかりますけれども、私たち素人から言つて、やはりレントゲンの被曝というものは生態系を変えるほどのものがあるから、がんを制圧する、こういうふうな一つの放射線を当てることによってできるというのだから、われわれは何と言われても影響はあるのだと、遺伝的な問題は別として、そういうふうに考えて、次のことに移ります。

実は遺伝的影響があるとするれば、その一般的根拠について、非常に初步的な質問でございますが、集団の中におります。その集団には、今日では被爆者として成り立っており、個体はそれぞれ組織、器官によって成り立っており、それはまた細胞によって成り立っており、細胞は一般細胞と生殖細胞に分かれておると。細胞はさらに染色体を有し、染色体には遺伝子があつて、それが両親の生殖細胞を通じて適する形質のもととなつておるというように考えるのですが、そのようなことではよろしゅうございませうか。

○政府委員(佐分利輝彦君) 結論から申し上げますと、そのようにお考えいただいてよろしいと思つてます。問題は、体細胞と生殖細胞に分かれますが、いずれにいたしましても細胞核の中にまず染色体というものが四十六本ございまして、これが放射線の量が非常に強ければこっぴみじんになるわけでございまして、放射線の弱い場合には、その染色体の上に乗つておられます遺伝子、これはDNAと申しておりますが、これが障害を受けるわけでございまして、染色体の方は顕微鏡等で見ることでございまして、遺伝子の損傷は顕微鏡などでは見ることはできません。この二つの場合、あるいは二つが合併したような形で遺伝に影響を起してくるものでございまして、特にその場合、体細胞の変化というのは余り問題ではございません。それはその人一代限りの問題でありまして、精子とか卵子とか、そういう生殖細胞の変化が後代に影響を及ぼすわけでございまして。

○片山基市君 詳しく言つていただいてありがとうございまして。そうすると、遺伝子の特徴は一つは特別な条件を除いて比較的安定し、変化をし

ない。二つ目にみずから増殖し、新しい細胞、個体ができるときこれに移る。いま局長おっしゃったDNAを主体にした物質でできていると、こういうようなことでよろしゅうございませうか。

○政府委員(佐分利輝彦君) 遺伝子の問題は、まあこれは現在の分子生物学のセントラルドグマと申しますか、一つの仮説になつておるわけであります。将来どうなつてくるかはまだわかりませんが、現在の学問の水準では、遺伝子の変化は自然においても突然変異をする場合があるわけでございまして。これはいろいろ天然の放射線の問題あるいは発がん性化学物質の問題、そういったことで起こつてくるわけでございまして、ただ、人間のような高等な生物では、ほかのものよりもわりあい少ないわけでございまして、赤ちゃんが百万人生まれた場合に五万五千人ぐらいそういうふうな変化を持つて生まれてくると考えられております。その変化でございまして、マイナスの影響を与える変化の場合が多いのでございまして、プラスの影響を与える変化もあるわけで、またその中間的な変化もあるわけでございまして。そういう意味で、人間の進化というのは自然淘汰ということになつておりますが、その根っこにございまして、やはりプラスの変化とか、中間的な変化、こういういったものが人類をここまで進歩させたのじゃないかと言われております。また、いまお話しのように遺伝子とか、また目で見る染色体とかかそういったものが変化を起せば、これは二世、三世というように伝わっていくわけでございましてけれども、その場合に優性、劣性という問題がございまして、優性の遺伝であれば片親がその遺伝子を持つていればその病気が出てまいります。劣性の遺伝でございまして、両方の親がそのような遺伝的变化を持つていないと出てこないという形になるわけでございまして。

○片山基市君 そうすると、遺伝子の物質は私が聞いたんですが、あれでよろしゅうございませうか。

○政府委員(佐分利輝彦君) これもワトソンとク

リックのノーベル賞をとった一つの仮説でございますけれども、アミノ酸——基本的になりますのは十五であつたと思ひますが、十五種類のアミノ酸がいろいろな配列で結合をしたポリペプチドと申しますか、そういった物質でございます。

○片山基市君　それで、いま局長がおっしゃつた突然変異ですが、一つは染色体にある遺伝子は一一定の順序で線状に配列されていると言われ、これに何らかの衝撃、たとえば放射線照射などを受けることによつて線状組織が断ち切られたり、配列など遺伝子自身の変化が起こること、及びDNAの分子構造が変化することによつて突然変異が起ることを言われておるんですが、そのように理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(佐分利輝彦君)　放射線を照射いたしました場合には、その遺伝子、これは二重らせんにこうなつておりますが、その片方あるいは両方の一部が切れるわけでございます。ただ、普通の突然変異の場合には、この遺伝子が普通は平行しておるものが、一部分交差して入れかわつてしまふ、そういうふうな現象で起るものでございまして、ところが、そういう天然の突然変異、あるいは放射線による突然変異が起りました場合には、高等動物においては自己修復能力があるわけでございます、その切れたところをつなぎ合はす、一部欠損したところを再生してつなぎ合はすというふうなこともかなりやつてゐるわけでございます。したがつて、高等動物になるほど各種の物質による障害が、下等動物あるいは細菌植物ほどあらわれてこないと考えられております。

○片山基市君　そうすると、私がお聞きした突然変異という説は、大体おおむねよろしいんでしょ

うか。

○政府委員(佐分利輝彦君)　おおむねよろしいと考えております。

○片山基市君　そういったしますと、染色体の数が増減すること、及び形質が変化することなどによつて遺伝子が増減し、形質を変え、これは特に放射線の研究の過程で明らかにされてゐる突然変異

だと言われておるんですが、それはいかがでしよう。

○政府委員(佐分利輝彦君)　おおむねそのように考えられております。

○片山基市君　これらによる遺伝は、局長がおっしゃつたように優性遺伝と劣性遺伝に分かれ、そのいづれかによつて異常が形質によつて判然とするものと、その他の要因と関係をして合つて判然としない状態が、病気で言へば、たとえば病弱と言われるような状態であられるものと、異常とは見えない状態であられるものとに分かれると存じますが、そのようなことでよろしいでしょうか。

○政府委員(佐分利輝彦君)　突然変異も著しい場合は、もうすでに受精も不可能になりますし、受精をしても流産をする、途中で受精卵が死滅してしまふというような極端な状態になるわけでございますが、軽微な突然変異でございまして最終的に産まれなくなつてくるわけでございます。またその場合、目に見える、あるいは精密検査をすればわかる先天奇形というふうなものを、初めから持つて産まれる方もございまして、そのほかに遺伝子というのはいまの説でも六万ぐらいはあるだろうと、こう言われておりますので、その中の一部が突然変異を起しても表面には出てこない。それが環境の変化とか、環境の刺激に会つたと初めて表に病状とか障害としてあらわれてくる、このような場合も少なくないでございまして、そこで、一般的に病弱な人と健康な人というのがございまして、それは遺伝によるのではないかと、いふふうな意見も出てくるのでございまして、けれども、そういう場合にはすぐれて遺伝のほかに後天的な影響が強く出てくると思ひます。やはり、受精卵が成長いたしました母親の子宮環境がどうであつたかというふうな問題、あるいは産まれ落ちましたからの乳児の時代の生活環境がどうであつたかというふうな問題、こういうことは非常に大きな影響を与えるわけでございます。したがつて、動物の場合等におきましても、大体

大きければ申しまして、病弱とか、いろんな病気が起るとか、いふ場合の遺伝的影響というのは、せいぜい二割ぐらいではないかというのが、いまの実験遺伝学の多数意見ではないかと思つております。

○片山基市君　その場合に、全く異常とは見えなものであつても、局長がおっしゃつたように、現実に遺伝子そのものに何らかの人為的影響があつたものは、先ほど申しましたように生殖細胞も関係ありますが、結婚という手段によつて引き継がれ、一定の条件のもとで世代を越えてこれらが発現、あらわれるというふうなことはあり得ることでしょうか。

○政府委員(佐分利輝彦君)　結婚いたしました、配偶者がまたその遺伝子を持つてゐるという場合は、今度は三世にその影響が出てくるわけでございます。まして、二世御本人に対する影響といたしましては、先ほど申し上げましたように、マイナスイから生涯にかけての生活環境、こういったものが大きな影響を与えると思ひます。

○片山基市君　そういったしますと、個別な話を聞いたんですが、こういうふうな話をさせていただきます、単に一個体のみの場合と集団の場合とでは、遺伝の発現をする条件は大きく変わると思ふんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(佐分利輝彦君)　個体の場合でございまして、たとえ突然変異遺伝子を持つておりましても、その人個人が生活につけるというところでよろしいでございまして、また子孫のことを考えれば配偶者をよく選ぶということではないかと思ふのでございまして、集団として見ました場合には、先ほど申し上げた優性遺伝というのはいさぐあらわれてきますから、注目をされて優生保護法の適用になる場合もありましようし、みずからお子さんを産まない場合もありましようし、また御本人そのものはそういった遺伝病も医学が進歩しましたからかなり治せる、そういうことでございまして、劣性遺伝の場合には表にあらわれにくいわけでございます、これが種族とか民族

の間だんだんと拡散をしていくわけでございます。それが非常にこわがられてゐるのでございまして、ただどういった遺伝の問題といたしまして、その五百年とか千年ぐらいでは強く出ないんじゃないかなうかと、やはり三千年とか五千年を単位にしてかなりの問題になつてくるんじゃないかと言われていると思ひます。

○片山基市君　少し気が長い、いまごろはあしたの話ばかりかしらなところで、遺伝の話をする、三千年ぐらい先のことを語つたようになりませんが、私たちが現実は現実の問題が厳しいものですから、原則的なことを聞きました。

そこで、被爆者集団といふゆる非被爆者集団に置きかえて考えますと、少なくとも被爆者集団はこの原則に従えば二世、三世と世代を移しても、目に見えない放射線の影響を免れないわけだと考えます。そのことが、その人たちの生活上の負担になることは当然であると考えますが、いわゆる断定的にこの人たちが遺伝子を引き継いだというふうなこと、これはどういふことになるんでしようか、断定はいたしません、局長の方からお答えをお願いいたします。

○政府委員(佐分利輝彦君)　ハツカネズミの場合ですと証明されるのでございますが、人間の場合にはこれまでの医療技術で染色体を調べたり、あるいはその他の体の臓器とか器官の状態を調べたりということでは、証明できなかったわけでございます。そこで、先生も御存じのように五十一年度から日米相談をいたしまして新しい医療技術をもつて、何かこの問題に決着をつけられないかというところになつてきたわけでございます。その一つが、生化学的な研究でございまして、もしそのような突然変異遺伝子が二世、三世に伝はつておれば、それによつて血液だとかあるいは細胞の酵素に変化が起るであらう。その酵素の変化を調べてみようではないかというところで、五カ年計画をもつて毎年約一億の研究費を投じて研究を始めたところでございます。そのほかにも、やはり二世、三世の白血球の染色体に変化が証明される

かどうか、こういった問題につきましても最近では医療検査機器も非常に大きな進歩を遂げましたので、そういった近代的な測定機器を使いまして、証明していくという努力をしているわけでございます。ただ、白血球の染色体の異常は被爆者でない方の二世、三世にも少しは出てくるわけでございますから、それより被爆者の二世、三世が多いかどうかという点について検討をするということが一つ、また従来のような顕微鏡で調べるというより、また高度な機械を使って染色体の変化を調べる、そういったことを始めていくところでございます。

○片山基市君 いま局長のお答えですと、これからのことですが、被爆者集団と非被爆者集団を置きかえてみると、被爆を受けたということになれば何らかのハンディを受けておる、それについては観察をしていくという必要がある、こういうことに取りかえてよろしゅうございますか。

○政府委員(佐分利輝彦君) これは被爆者の健康と福祉の問題が第一点。第二点としては、やはり原子力の平和利用の全人類の問題がございますので、あくまで徹底的に解明をしなければならぬと思っております。

○片山基市君 そういたしますと、被爆二世と言われる人々の実態は、今日でもほとんど明らかにされておらないと思うんですが、その総数はどのくらいで、現状はどういうことになっておりますか。

○政府委員(佐分利輝彦君) 厳格な数字は、ただいま統計情報部で昭和五十年全国実態調査の資料をもとにして計算をしております。したがって、これは厳格な数字ではございませんけれども、もう私どもは大体現在被爆手帳を持っていられる約三十七万人、それと同数ぐらいの二世、三世がいっぱいいるのではないかと考えております。

○片山基市君 そういたしますと、その被爆者団体の被爆者の子弟の健康調査を、私たちの関係をするものが調査をしたところ、年齢階層別に見た

健康の自己評価では健康、比較的健康、虚弱、病弱の四つに分けてみると、二世では乳幼児、青年期に健康者が少なく、対照では年齢とともに健康者の減少が認められる。いずれの年齢階層でも二世の健康者は対照者一般の人に比較して少なく、また健康者と非健康者の比率も二世では一対五、一般の対照比では一対二で、健康内容も二世はいわゆる対照に比較して貧弱ということが出ています。

そこで、昭和五十一年版の国民衛生の動向という政府統計で見ると、有病率は二四％、被爆二世の健康調査、これは私の出身の全電通の労組で調べたのですが、それは三％がぐあいが悪いというふうになっておるんです。政府はこのような状態についておおむね理解しておられるのか、そのように見られるのかどうか伺いたします。

○政府委員(佐分利輝彦君) ただいま先生お話しのように、電通や総評の被爆二世の調査では、そのように一般の二世の方よりも虚弱的な方、健康障害のある方が若干多く出ているように思えます。しかし、これにつきましても古くは北海道とかあるいは京都府の調査が四十七年から始められておりまして、また私どもの原爆後障害の調査研究費の一部で、被爆者世帯の調査をしているのでございまして、そういうところでは一般の方と被爆二世と差がまだ認められないのでございまして、この種の調査は非常にむずかしい面がございます。この種の調査は非常にむずかしい面がございます。この種の調査は非常にむずかしい面がございます。

その調査の方法、聞き取り方などによってかなり変わってまいりますし、また実際に精密健診をやりました場合にも、これも規格基準をはつきりしてやりませんと学者グループによってデータが食い違ってくる、こういうような経験を往々いたします。

そういう意味で、先生の御趣旨はわかるのでございましてけれども、この被爆二世の問題は一般論としては、現在普通の二世の方々と差はないのではないかというのが多数意見だと考えております。

○片山基市君 二世の方々が一般の人と何ら変わらないというように思うということ、そうあつてほしいと願うものでありますから、一般的にそうだと思うということではなくて、そうでなければならぬ、こういうふうに思っています。それについて私は私にはいわずに被爆二世の方々は、会って話をしてみると、局長がおっしゃるような形になつていない。これは実感でありますから、私たちが集まってきた話を聞いておいても、職場で働いている状態を見ても非常に疲れやすいとか、いろいろ話がいっぱい出てくる、こういうことは申し上げておきます。これは御返事をいただくわけにいきませんから意見の相違であります。

そうしますと、遺伝することが社会的に差別されることを心配して口をつぐむ人たちに便乗して積極的な調査を行わず、もちろん医療保障や生活保障など具体策を持たずに、結果的に国の戦争遂行によって起こった責任をはおかすことになつておる。いまの状態については許すことができません。特に、五世代以上経過すれば、遺伝の影響は社会化し、その人たちのみの問題ではなくなるというのが自然科学の常識と聞いています。それを被爆集団に誤った差別的論理を押しつけているのが国の姿勢であると思つて、何としても原爆というものは国の戦争行為から起こった問題であり、やけどをしたものと違つて一番心配な放射線の影響が未解決である。それこそ将来日本の民族といひますか、それ全体に及ぼす問題であつて、単に被爆を受けた者だけではない、こういう課題を抱えておるというのを思ひます。日本の国は、そういうことについての責任をどうとつていくのかということについてまずお答え願つて、局長の方からそれについての話を聞きたい。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 原爆の被爆者も戦災者であることは間違いないと存じます。しかしながら、先ほどからお話のあるように、世界で初めて経験でございますし、それにはいろいろな問題

を持つこの原爆の被害、放射能の被害というような未知の分野があるわけでありまして。政府としては、先ほど言ったように、原爆二法によつて一般の社会保障とはまた趣を異にした社会保障を救済をしておるわけでございますけれども、遺伝の問題というふうなことになる、きわめて学問的な問題でもあり、学者間にもいろいろな遺伝の影響があるかという定説もないというふうな状態でございますから、これは一概にどうという結論は出すことはできませんが、被爆者の子孫の遺伝生化学的研究というものについて、政府としても真剣に目下取り組んでおるところであります。したがつて、そういうようなものの学問的な結論を待つて、それに相応した対処をしていかなければならないと、かように考えております。

○政府委員(佐分利輝彦君) 先ほど申し上げましたように、この問題は被爆者だけでなく、全人類の非常に重要な問題でございますから、私どもといたしましては、従来はアメリカ当局と相談しておりましたが、そのほか世界各国の衆知も集めて、この問題の解明に努力をしてみたいと考えています。

また、被爆者の方々につきましては、たとえば被爆二世の方々が年をとつた親御さんを抱えておられるというふうな社会問題もございまして、そういう問題には、被爆者たる親の方々の特別措置法、医療法に係る諸制度の改善、レベルアップをすればいいわけでございますし、また被爆者の二世あるいは三世の方々につきましても、これは一般社会保障制度——その中は公衆衛生の問題もございまして、医療保険の問題もございまして、年金保険の問題もある、社会福祉の問題もございまして、そういう問題の充実で十分御期待に沿えるようにしていかないと考えております。

○片山基市君 先ほど申しましたように、原爆投下は国が戦争を遂行するところから起こつたことであるから、一般の社会保障、福祉以上に責任をとるべきだという立場から、先ほど申しましたように、五世代を越えようと、いわゆる遺伝というもの

は学問的に言えは大変大きな社会問題になる。

いまから二世、三世の方々に對する具体的な措置をとってもらいたいということを申し上げるのにはなぜかという、被爆原体験を持つ証人の今日いる現在において——初めに言いましたように、原子力エネルギーを平和利用すると言っても、この恐るべき放射線公害をどうしてなくするのかというのを確立するためにはチャンスではないか、いまをおいてないではないか。特にそれをしてやるとすれば、二世、三世の対策を国が積極的に体系的に対処しなければならぬ。こういうふうな思っているのですが、厚生大臣、いかがでしよう。

○政府委員(佐分利輝彦君) 先ほども申し上げましたように、学問的な解明というのは全力を挙げなければならぬと思います。ただ、二世、三世の方々につきましても、非常にやっかいな社会問題があるわけでごいまして、やはり原爆放射線の影響が遺伝するというようなことになりまして、いろいろな差別が起こり得るわけでごいまして。したがって、そういう点も十分に考慮し、配慮しながら、二世、三世の方をどう処遇するかという問題にならうかと思うのでございまして、これにつきましても、先ほども申し上げましたように、一般社会保障制度の充実で被爆の二世、三世の方々もかなり満足していただけたらというふうな対策を講じていったらどうかと思っております。

○片山基市君 特に遺伝学の權威であった駒井卓先生の「人類の遺伝学」という論文の百十ページを見ますと、「人為突然変異」は、広島、長崎における被爆者の、放射線による突然変異の条件から見て「直接および遺伝的影響もはなはだしい」としてあります。これはどういふふうな言っているのか。日本人は三十年間に、人工放射線を平均一、二ほど受けるというが、これは急激に増す傾向にある。脊椎強直症など特殊の病気の治療のために、これよりはるかに多い放射線を与えるから、からだへの影響も、また遺伝への影響も強いわけ

である。広島・長崎で原爆を被って生き残った人々には、四百くらい受けた人もあるから、直接および遺伝的影響も、はなはだしいものとしなければならぬ。そういうことで、四百レムを受けるというところになると大変だと言われているのですが、これについて、日本では日本的常識がありましても、国際的には科学的にいろいろと判断をされておるのでありますから、それを受けとめて、日本的常識で大したことがないといふことがないようにしてもらいたいと思います。

○政府委員(佐分利輝彦君) ただいまお話しのごいしましたような多線量被爆の方々につきましても、もうすでに原爆二法で特別な社会保障措置を講じておりますし、年々改善をしているところでございまして。また多線量被爆者の中には、一般説で申しますと、七百レム以上浴びるとみな死んでしまふ、四百レムぐらゐ浴びると半分の方が死んでしまふ、こう言われておりますが、広島、長崎の被爆者の中には七百レム、八百レムを浴びても生存していらつしやる方があるわけでごいまして。したがって、そういう方々については、特に旧ABC並びに現在の放射線が全力を結集して調査研究に御協力をいただいているところでございまして、けれども、学問的にはまだ、先ほども申し上げましたように、はつきりいたしません。また今後の問題といたしましては、特に原爆被爆者の方はすでに三十年前にあつたいろいろな、多い少ないはございまして、放射線被爆を受けていらつしやいますので、その後の特に医療被爆、治療とか診断のための被爆、こういふものは、ほかの方よりもさらに少なくするように努力をしなければならぬと思つてございまして。しかし、こういふ放射線被爆の問題は全国民の問題でございまして、たとえば、先生も御存じのように、昭和四十九年には結核予防法を改正いたしまして、従来ゼロ歳から中学校の卒業まで毎年行つておりました結核の健康診断を大幅に削減いたしまして、就学前に一回、小学校で一回、中学校で一回という

ふうに制度を改正したところでございまして、また、先ほどもお話ししましたが、胃がんの検診についても、四十歳以上というふうな方々に限定するようにしなければならぬと思つて、それと同時に、やはり放射線の機械とか放射線の診断の方法とかそういうものを改良いたしまして、できるだけ被爆を少なくするように努力しなければならぬと思つて、と申しますのは、かつては日本の国民の医療被曝は平均にして三レムぐらゐではないかと言われておりましたけれども、現在においてはもうすでに〇・五レムぐらゐに下がつてまいりました。しかし、これをやはり〇・一とか〇・五とか、そのように少なくしていく努力も、まあ民族の将来のため統括していかなければならぬと思つております。

○片山基市君 四百レム被爆すると大変影響があると、こういうふうに駒井さんが言つておられます。これは、十分にそしやくをしていただいで、学説いろいろあるけれども、危険なものについて対処するんで、安全だという方に厚生省が力を入れることはない。危険なということについてどうするか、こういうことが大行政の趣旨だと思つて。

それから、局長が先ほどおっしゃつておるのは、断定的に言つてないけれども、私が申し上げておるのは、遺伝というものは人類学的に、人類としてはきちんとは決まつてないけれども、動物や植物を利用すればあらわれてくる染色体の変異、遺伝の傾向が出てくるのでありますから、これはしつかり踏まえてもらいたい。

そこで、時間が来ましたが最後に、被爆二世の問題は、親はずでに高齢者です。しかも病気で、病気でありますと働かせませんから貧しいといふことがやはりついて回ります。貧しいといふ言ひ方にはいろいろありましようが、貧困といふことにはなりましよう。そういう悪環境の中でおられますが、私たちが知つておる二世は、必ずしもすべての者が健康であると言えない。若干病弱というふうなことであります。そうすると、二世は自分の

病弱という傾向の中で、その両親をこれから支えていかなきゃならぬ。いや、佐分利局長の方はそうじゃなくて社会保障、社会福祉でやるから、年金でもやるから心配するな、そういうふうにするんだ、こう言つておられますが、いまの現状ではそういうことになりません。特に、昭和四十年の調査から見ますと、年齢五十歳未満の者が二〇・九ほどであります。ですから、大半の者がもう六十歳を超えて。就業も、一般の人たちが八・五%、被爆者が八・二%。女の人ですと、一般の人が三・四・五%、被爆者が三・八・三%。女の人が多さん働いておるといふことは、いわゆる働かなければ生きていけないからだと思います。

そういう意味で、私たちとしては収入を見て、これは昭和五十年ですが、全国の勤労世帯の一世帯は一月三十六万四千七百七十四円に對して、平均十三万九千四百円の間、低いところは、一世帯六万六千四百円から三十一・八%、十一万九千四百円から一八・二%、十六万九千四百円から一・九%というところで、私たちの関係する原水禁といふところの調査です。ですから、これについては数字そのものについては、あなたの方にはもつと別の意見があるかも知れません。が、私たちとしては、生活が非常に苦しい中で被爆者の両親を抱える者たちにとつて、私たちの暮らしは大変だと、これについて特に力を入れても言わなきゃならぬ。そうして、佐分利局長が何回も言うように、断定的に言えは一般の人と変わりがなく、こうおっしゃつておるんであります。が、そういうふうなありたい、そういうふうな保障してほしい。いま言われたことが将来にわたつてどうであらうかわかりませんが、伊タイイタイ病もそうですし、水俣病もそうです。皆さんが大丈夫だと言つたとき一番危ないんです。あなたたちが危ないと言つたとき一番危ないんです。厚生省などが大丈夫と言つたときが一番危ない。それで、もうこれは危ない危ない、こう言うときには、大体それを見つづけた方が日本の国民が助かる、こういうふうに思ひますから、そういうこと

のないうちに、これは火の玉の、福祉の厚生大臣、私が申し上げておる趣旨、日本民族の将来を大きく安定させるかどうかにかかわる行政だということでお答えを願いたい。

以上で質問を終わります。お答え願いたいと思ふ。あなた、まず、それで局長。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 先ほどから繰り返して申し上げておるように、一つは学問の問題でございます。一つは社会保障の問題であります。したがって、原爆二世等につきましても、社会保障等の面も充実をしてそれに対処をする。それから、学問の方は学問の方で、これはいろいろな政府の研究と、あるいは世界のいろいろな研究機関の意見というものを素直に率直に受け入れて対策というものを講じていきたいと、かように考えております。

ただ、学問的にはつきりしないことについて、われわれ政治家の立場から原爆二世には、まあいんなものが遺伝をするんだというようにことを申し上げることはできません。これは非常に重大な社会問題を惹起する危険性があります。仮にそういうことを言ってみたらとて、いますぐにそいつに対する学問的治療法というものがあるわけでもございせん。実際問題として影響がないと、こう言われておることございせん。それから、特に原爆二世についていろいろな遺伝因子が遺伝をするというように私は思っております。確かに高等な動物には修復能力というものがあるはずであります。それはがんな場合、その他の場合でも同じようなことが言われておるわけでありまして、学問的分野でございまして、私はそれ以上深入りいたしません。政治家といたしましては、学問的にはつきりしないものについて余り私は声を大にして心配をおるようなことはしたくないと、こう思っております。

○政府委員(佐分利輝彦君) ただいま大臣がおっしゃいましたとおりでございます。やはりまず第一は放射線化学、放射線生物学、放射線医学の学問的な問題があると思ふ。

また第二に、被爆者あるいは被爆者の二世の心情というふうなものがあると思ふ。

第三に、やはり政治的な判断というのがあるのだと思ふ。さういふ原爆放射線の障害と申しますのは、すぐれた学問的、科学的な問題でございまして、したがって、被爆者の健康と福祉の措置には十分な対策を講じなければなりません。特に世界各國が注目しておる被爆者対策で、学問をねじ曲げるというふうなことはできないわけでございます。しかしながら、被爆者の心情というのにも一方においてはあるわけでございます。それから、その点につきましては、先ほど申し上げましたような特別な社会的な問題があるわけでございます。それから、さういふふうな御迷惑がからないような十分な配慮をしながら、やはり一般社会保障制度の中でさういふ方々のお世話はしていかなければならない。また二世、三世の親御さんの被爆者につきましても、現行二法の内容の充実改善ということで御期待に沿えると考えております。

○片山基市君 いま局長の方からおっしゃってのことですが、私が申し上げたことでねじ曲げた話をしておるのでしょうか。ちょっと聞いておかないと。私が先ほどから質問をしておることは、いわゆる学説をねじ曲げるような話をしておるのでしょうか。特に聞きをしておきたい。というのは、私は冒頭に言ったように、この学問については未知であります。しかし被爆二世、三世の方から、政府のその人たちに對する対策、特に被爆者の扱いを受けません一般のですね、社会保障、社会福祉を受けることにならなければならぬ、大変いまいの状態では不安である。不安が先にある、厚生大臣がおっしゃったように、私は不安をかきたてようというふうなやり方ですね。大丈夫だと言つてほしい。そのかわり大丈夫でなくなつたとき、後世にあなたたちの責任をとつてもらおう、こう思つておるんですが、私はねじ曲げた話をしておらないつもりですが、局長いかがですか。

○政府委員(佐分利輝彦君) 遺伝問題につきましては、ねじ曲げたお話というわけではございせん。これはやはり諸説があるわけでございます。し、動植物では実験で証明されていることでございます。それから、可能性は残つておるわけでございます。したがって、結局さういふふうな二世、三世対策のメリットとデメリットというものを、このような学問的に判然としないような段階では、よくよく考えなければいけないと思うのでございまして、私のこれは個人の意見でございます。が、もしも遺伝的な影響があるというふうな結論が将来出た場合、何か被爆者対策ということではなく、一般社会保障制度の中の運用でやるという方が、被爆者の子孫の方々のためになるのじゃないかという感じを持っております。

○片山基市君 最後には私は、被爆者二世については被爆者援護法のいわゆる対象に入れるべきだ、いわゆる被爆者援護法を制定していただきたいという立場から言ひ、被爆者二法の適用の範囲にも入れるべきだという主張を申し上げて終わります。

○委員長(上田哲君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、中沢伊登子君及び小平芳平君が委員を辞任され、その補欠として柄谷道一君及び内田善利君がそれぞれ選任されました。

○委員長(上田哲君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩

午後一時五十分開会

○理事(浜本万三君) ただいまから社会労働委員会

会を再開いたします。

公衆浴場法の一部を改正する法律案を議題とし、発議者田中寿美子君から趣旨説明を聴取いたします。田中君。

○田中寿美子君 この本法案は、参議院全野党、各党各派提案によるものでございまして、公衆浴場法の一部を改正する法律案の提案趣旨を説明申し上げます。

売春防止法制定より二十一年を経過した現在、政府公認の集娼制度は解体されましたが、売春の形態は多様化し、潜在化して、第三者による女性の搾取は後を絶ちません。中でも、個室付浴場業の業態は売春の温床と化し、特殊浴場業の距離規制の悪用によって、新たに全国各地に集娼地域を発生させており、そこで役務を提供する女性に對して浴場業者及び彼らと結託するひも、暴力団などによる売春の強制及び搾取が増大しています。ここに、個室において疑性による役務を提供させることを禁止し、売春の温床を除くことを目的として、公衆浴場法の一部改正を提案するものであります。

あとは、要項及び法案をごらんいただきたいと思ひます。

○理事(浜本万三君) 以上をもって、趣旨説明の聴取は終わりました。

本案の自後の審査は後日に譲ります。

○理事(浜本万三君) 午前引き続き、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続けます。質疑のある方は順次御発言願ひます。

○内田善利君 この原爆被爆者に対する特別措置法につきましては質問をしたいと思ひますが、私もこの問題についていろいろ勉強いたしましたが、三十二年前を思い起こし、いまだにこういう問題で被害者の皆さんに迷惑をかけているのかということについて、日本の行政また政治のあり方ということについて強く反省もし、この問題について早

く解決をしないやならないと、そういう思いでい
つぱいでございました。きょうはこの問題につ
いて質問する機会ができて、まあいろいろ御質
問したいと思いますが、まず最初に、野党五党提
案の援護法についてどのようにお考えなのか、お
伺いしたいと思います。

原爆被害者対策について、私たちは国家補償に
立脚した援護法制定を主張し、共同提案をしてい
るわけでございますが、また、衆議院の社会労働
委員会の附帯決議にも、「国家補償の精神に基づ
く被害者の援護対策についてその制度の改善に對
する要望は、ますます強いものがある」という見
出しで決議がなされておりますが、政府は、援護
法制定について以前から一般戦災者との均衡論を
盾にとり、この援護法の制定には難色を示し続
けておられるわけですが、こういう態度はやはり
被害者のとうてい納得できないものであるし、ま
た当時の状況下からアメリカの原爆投下責任、あ
るいは戦後における加害隠蔽責任、あるいは国が
戦争を開始し、一般市民を逃れられない統制下に
置いて、ついに原爆投下という未曾有のこうい
う悲惨な状態に遭遇をしなければならなかった責
任、あるいは平和条約で賠償責任を放棄した責
任、被害者の生存権を保障する国の責任、これを
明らかにして、国家補償の責任を明らかにした援
護法を行わなければならない、こういうことで野党五
党が共同提案を出しておるわけですが、この
援護法について政府としてはどのようにお考え
なのか、まずお聞きしたいと思います。

○政府委員(佐分利輝彦君) 野党五党御提案の原
爆被害者援護法案につきましては、私どももその
お気持ちにはわかります。また、援護法の制定に關
する国民、被害者の要望が強くなっていることも
存じております。しかし、その立論の根拠にいろ
いろ問題があると思うのでございます。第一は、
国際法違反の問題でございますが、これは当時の
国際法に照らしてみますと、文理上と申しますか、
実定法上は国際法違反とは言えないのでござい
ます。ただ、人道的に問題があるんじゃないかとい

点については私どももわかります。次は、戦争末
期のあのような状態で、国が国民に対して疎開の
制限とかあるいは消火体制への協力だとか、まあ
いろんなことを要望いたしました。しかし、これ
はあのような大きな戦争の末期の状態になってま
いますと、どの国においても当然のことではござ
います。また、たとえば軍人とか軍属、徴用工、動員
学徒、そういった方々の場合の国との特別権力関
係といったような立場にはない、国の一般統治権
の少し強化されたようなものであると思うのでご
ざいます。また、サンフランシスコ平和条約にお
いて、国がたとえば国際法違反ということに損害
賠償請求権があると仮定した場合に、あの平和条
約でその権利を放棄したではないかと、こうおっ
しやるわけですが、

(理事 浜本万三君退席、委員長着席)

これにつきましては、先ほど申し上げましたよう
に、国際法上の問題としては諸説紛々としており
ましてまあ定説がない。また、たとえば国がそう
いった請求権を放棄したという場合も、個々の国
民とか被害者におきましてはそのような請求権は
ないわけで、国と国との間の請求権の問題でござ
います。そのような関係から、現在の原爆二法
は、特に原爆被害者の場合には原爆の放射線を浴び
たと、その放射線の障害によって長年、また一生
苦しまなければならないと、まあそのような特殊
事情に着目いたしまして、そういう点については
従来の社会保障制度では十分に救済ができません
ので、特別な社会保障制度といたしまして原爆
医療法と原爆特別措置法を制定して、被害者の健
康と福祉の対策を講じているところでございま
す。したがって、援護法制定の御趣旨はわかるの
でございまして、私どもとしては、一般戦
災者との均衡もございまして、またもととのあ
るような犠牲者に対して国が国家補償の立場から責
任を持たなければならないという理論的な根拠も
ございせんので、従来の原爆二法をさらに強化
充実していけば、それで被害者の要望にもこたえ
られると考えております。

○内田善利君 原爆二法をということですが、今
回医療等に関する法律の方は別に提出する必要は
なかったのかどうか、この点はいかがですか。

○政府委員(佐分利輝彦君) 五十二年の予算の
内容にはつきりいたしておりますけれども、原爆
医療法関係におきましても、かなりの改善が図ら
れております。たとえば、健康診断の内容の充実
といった問題がございまして、また原爆医療法に
基づく医療費の国庫負担につきましても、かなり
の増額を行っております。しかし、そういったこ
とは法律改正事項でございせんので、原爆医療
法の改正は上程してないのでございせん。

○内田善利君 保健手当てについて質問したいと
思いますが、従来のいろいろな質疑から政府の答弁
を見ますと、国際放射線防護委員会の許容線量
を、これは二十五レムですか、を盾に二キロメ
ターに固執して、科学的判断によっていると言わ
れておるわけですが、まあこれは科学的判断であ
るかどうか、私も疑問に思うんですが、実際に被
爆の状況などから見て、実態に即した手当てをし
なければならぬんじゃないかと思いますが、四
十年の実態調査を見ましても、四キロメートルま
での人で約半数が二カ月以内に体の異常を訴えて
おるわけですね。また、広島市の場合には二キロか
ら二・五キロの範囲で五千名近い人が亡くなつて
おる。この範囲で約五％が死亡あるいは重傷を負
つておるわけですが、もう一度この支
給範囲を検討するお考えはないかどうか。

○政府委員(佐分利輝彦君) 現在の保健手当ての支
給基準は、ただいま先生からお話がございました
ように、一九五八年のICRP、国際放射線防護
委員会の勧告、これは一九六五年に一部改正いた
しておりますがその勧告と、一九七一年のアメリカ
放射線防護測定委員会の基準、この二つに基づ
いて、ただ一回の放射線被曝の場合に、一体どの
程度以上放射線を浴びると人間の身体に障害が出
てくるか。逆に申しますと、ただ一回の放射線被
曝の場合には放射線の許容量を何レントゲン以下
にすべきであるか、そういった勧告、基準の二十

五レムを標準として採用したのでございせん。し
かしながら、行政運用面ではかつて特別被害者の
制度が爆心地から二キロということにございま
したので、そういった面を考慮いたしまして二キロ
にしたのでございせん。したがって、実際には広
島の場合は四・四レム、長崎の場合には十八・三
レムというふうに、二十五レムよりも甘い実態に
なっているのでもございせん。しかしながら、これ
はあくまでICRPとか、ACRPとか、こうい
ったところの勧告基準をもとにしておりまして、
そういったものが変わって来なければならぬとい
う基本問題はございせん。聞くところによりまし
と、一九七七年のICRPの勧告が発表されて、近
く各国一斉に発表されるようでございまして、
その新しい勧告をつぶさに検討した上で、また先
般行いました昭和五十年全国被爆者実態調査の
結果もよく活用いたしまして、基準の再検討をす
るという場合もあり得るかと考えております。

○内田善利君 このICRPがどういふ科学的な
根拠で決定されるのか私はわかりませんが、いま
原爆実験が行われておるから、その結果に基づ
いてこういう決定がなされておるのかどうか知
りませんが、実際、長崎、広島におきましては被
害者が出ておるわけではございせん。しかも、こ
れは広島市の役所の調査課がつくったデータなん
ですが、「昭和二十年八月六日原子爆弾ニヨル人的
被害報告調査表」ですけれども、二キロ以内で死
亡が二千六百四十六名、二・五キロ以内になりま
すと、やはり死亡の率が高いわけですね、千二百
十六名、三キロでも四百名、三・五キロ以内でも
百十四名、四キロ以内でも九十八名。このように
これは一年後の状況かと思ひますが、もう一つの
調査によりまして、即日死という欄があります
が、これを見ますと、即日、その日に亡くなった
方がすけれども、これでも二キロ以内が千三百五
十四名に対して、二・五キロ以内で四百三十五
名、三キロ以内で百七十七名、三・五キロ以内で
二十一名、四キロ以内でも十五名。このように二

キロ以内ということに限定した理由が私によくわからないんです。こんなにたくさんの方が即日死されているのに、どうして二キロ以内にしたのさう、ICRPから言ってきたからこのようにされたのか、もう少し実情に即した線引きができなかったものかと思うんですが、この点はどうでしょうか。

○政府委員(佐分利輝彦君) その点につきまして二つの問題がございます。

一つは、原子爆弾の傷害作用というのは爆風と熱線と放射線の三つから成るわけでございますが、大ざっぱに申しますと、爆風によるものが四割ぐらい、熱線によるものが三割ぐらい、残ったものが放射線によるものというふうなことでございます。したがって、爆風によりましては飛べば死す、また熱線によってやけどをしまして、性質によってはそれで死亡するという場合があるわけでございます。

そこで、私もはそういう爆風、熱線ということになりますと、一般戦災者と同じになつてくるわけでございますから、もっぱら原子爆弾の放射線の傷害作用に着目をしていくわけでございます。これが第一点でございます。

それから第二点は、あのような激しい原子爆弾の爆発でございましたから、爆心地から近距離の範囲には当日はとも近寄れなかつたと思うのでございますが、翌日の朝ぐらいいろいろと救護活動だとかあるいは家族だとか、親戚の捜索とか、そういう意味で入市をなさつた方がございます。そういう方は、あの爆弾が爆発した瞬間に放射線を浴びると同時に、爆心地から近距離の地域に入りまして残留放射能をさらに浴びたという場合があるわけでございます。これもはっきり申しますと、爆発の当日から翌日ぐらいいが放射線では問題になるわけでございます。時間とともにどんどん減衰してまいりますので、そのような二つの要素があるのでございますが、認定被爆者の制度というのがございますので、原爆の放射線傷害に

起因しているか、また現在に要医療性があるかというふうな認定をいたしておりますが、そういう場合には、いま申し上げました二つの問題についても、それぞれその角度から詳細に検討をして認定を進めているというように、そういう点は十分に配慮をいたしております。

○内田善利君 爆風ということですが、やけどを負つた方も二キロ以内だけじゃなくて、二キロ以内で千九百五十名ですけれども、二・五キロ以内で同じように千単位で千二百五十名、三キロ以内で四百四十名、三・五キロ以内で八十一名、四キロ以内二十四名というふうな、やっぱりやけどの場合でも打撲傷の場合でも、放射線の場合と同じようにやっぱり多いわけですね。そうして、こういった亡くなった方が爆風によって亡くなられたとしても、放射線の影響がなかったかどうかというところは言えないんじゃないかと思うんです。原因は原子爆弾によるわけでございますから、やはり放射線の影響がなかったとは言えないんじゃないか。一般の戦災の場合と同じに、やはり全体的に全体像としてつかまえていくことが大事じゃないかと、こう思うのです。そうして二キロ以内という、これは行政面のいろいろな事情があるかと思ひますけれども、公害被害者の場合も線引きをしたために、川一つ向こうでも同じような災害に遭つておる人が認定患者にならないとか、手当てを受けられないとかいろいろありますけれども、やはり円を描いて二キロ以内ということじゃなくて、実情に即した救済ということが、あるいは補償ということが温かい行政ではないか。こういうことは戦争のときに一回しか起こらなかったことですから、抜本的なこういう援護法に基づいた救済が必要なんじゃないかと思うのですけれども、再度いかがでしょう。

○政府委員(佐分利輝彦君) 先ほど来申し上げておりますように、現在の原爆二法は原子爆弾の放射線の傷害作用に着目をしてつくられていた特別な社会保障制度でございます。爆風とか熱線というところになりますと、あの二十年二の中島飛行機の

大爆撃あるいは三月十日の本所、深川の焼夷弾によるじゅうたん爆撃、さらに四月二十五日の浜松の大艦砲射撃、そういったものと差が出てくるわけでございます。したがって、放射線の傷害作用というものに着目いたしますれば、いま原爆二法で運用しておるような基準が、世界各國共通に認められておるものではないかと考えております。

○内田善利君 これは手紙を私見せてもらつたんですが、これは西村春蔵という方から来た手紙ですけれども、この方は――病氣ずっと書いてありますが、三十の病氣が書いてあります。『ぼくの病氣のかづをかきます』といつて、貧血、心臓病、肝臓病、胃潰瘍病、移動盲腸病、目まい、吐き氣、右左目が悪いとか、右左耳鳴、首から上うずく、右左足首しびれて痛む、指先右左痛むとか、ずっと三十の病氣が書いてありますが、この方は生活保護を受けておられるようですけれども、三万円もらつて一カ月に二万七、八千円は引かれておる、そういうことも書いてありますが、『国ね、どうして、福祉に、おさめるのか、ぼくの手もとにわ、はいつてこない、でわなかい、はたらけないのに(シニニュー)ありで、ひかれるのが、わからない、そういうふうな書いてあります。』これだけの『三十の病氣も、さしひき、してほしい、病氣わ、ふえても、お金ねわ、ふえないね』と、そういうふうな書いてございます。それから『せきづいにお(カイロ一本)前に、カイロ二本はいつている(あめ、ふる、たびに、からだぜんしん、うづく)(いたい)これも、みな原爆のため、みうちからも、みはなされ、父母死亡、とりのこ、された、被爆者わ、どんな生活を、あたえて、くれますか、だして、よろこばせて、ひつこめる、これでも、手当て、だした、つもりです、三万円だして、二万七八千円ひく、だす方わ、よいが、もらう、被爆者わ、めいわくです、四、〇キロメートルまでの、方にも、手当を、あたえて、ください、あまりにも、ふこうへいです、病氣わ、おなじ、いたみます、被爆で、やられた

と、ゆうだけで、みなから、けざらい、される、おそろしい、病氣ですね』と、こういうふうな締めくくつてありますが、やはり二キロで線を引き、ということ、それ以外の方にもやはり被爆症で生活ともに苦しんでおられる方がまだたくさんあると思ひます。実態調査をやられてこういうことは出てくると思ひますが、こういったことに對してどのように対策を講じていかれるのか、お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(曾根田郁夫君) 原爆特別措置法に基づいて、いろいろな手当が出されておるわけですが、生活保護の立場からこれらの手当のうちで、たとえば健康管理手当とか医療手当とか、その特別の需要に對する手当は収入認定除外をいたしております。しかしながら特別手当、これはこの性格がいわゆる一般の生活費というたてまえでございまして、生活保護の立場からは全額収入認定をいたします。しかしながら、この手当の設けられました趣旨あるいは被爆者の生活実態等にかんがみまして、当初から収入認定はいたしません、加算という制度によつてその二分の一は実質的に手元に残るようになり、そういう取り扱いをしておつたのでございまして、さらにこの点の改善をという要望も非常に強ございましたので、五十一年度からこの二分の一プラスアルファのいわゆる暫定的な特別措置を講じまして、現在のとくろ実質的には二分の一ではなくて六割相当が手元に残るような取り扱いをいたしております。これは暫定的な取り扱ひということでございますけれども、五十二年で以降もできるだけこの水準を維持して改善を図つてまいりたいというふうに考えております。

○内田善利君 次に、広島市の原爆被爆者ホームのことについてお聞きしたいと思ひますが、被爆者の専用施設といひますか、この原爆被爆者ホームが一般の養護老人ホームであるかを考えたときに、一般の養護老人ホームであるいは特別養護老人ホームよりも医療施設としての性格、配慮があつて当然と思ひますが、職員配置等を従来の福祉

施設の枠の中に入れておくのほうかと思うんですね。したがって、このホームに病院的な機能を備えるか、あるいはホームと病院の中間施設といったものが必要であると思いますが、この点はどうにお考えでしょう。

○政府委員(佐分利輝彦君) 原爆被爆者の養護ホーム、特別養護ホームにつきましては、確かに先生御指摘のように、一般の方々よりも放射線を被曝しているといったような問題を考慮しなければならぬかと思ひます。そういった関係で、地元市や県が特別な配慮をいたしまして、事実上現在の広島市の養護ホームには、一般の養護ホームよりもたゞさんの職員が置かれていて、思ひます。また、同じような理由で、病院だとかあるいは中間施設との一体的な運営とかあるいは連係の強化というような問題が出てくると思うのでございますが、幸いなことに広島市の原爆養護ホームは隣に市立舟入病院という病院がございます。また、そこには最近救急医療センターも増設されております。そういう意味で、病院と養護ホームとの一体的な運営といったメリットは広島の場合にはすでにあると考へております。

問題は、後で社会復帰なさる場合の中間施設の問題があるかと存じますが、これにつきましてはまだいろいろと福祉の学問の上でもまた医学の学問の上でも問題があるわけございまして、一部でモデル的、実験的にハーフウエーハウス、中間施設というものをやっている段階でございまして、そういうことと、その中間施設のようなものはやはり今後の問題であらうかと思ひます。これはやがて今後の問題であらうかと思ひます。これまでも、ただ、私も公衆衛生当局のこれまでの経験で申しますと、そのような中間施設が必要な方はそれほど多くないのでございまして、病院とか養護ホームで十分な社会復帰訓練等をいたしますれば、もうほとんど真つ々家族のもとにお帰りのなる、またその方が、一日も早く家族のもとにお帰りのなる方が、御本人のためにも医学的にも社会的にも非常によろしいというような問題もございまして、中間施設につきま

しては将来の問題ではないかと考へております。

○内田善利君 次、昭和五十年年度に実施された被爆者の実態調査についてお伺ひしたいと思ひますが、まずこの実態調査の発表はいつごろになりますか。

○政府委員(佐分利輝彦君) 遅くとも六月の上旬までには発表されると思ひております。

○内田善利君 この調査に基づきまして、いろいろ対策の充実に図ることがなされると思ひますけれども、やはり国会でこういうふうな審議をしていく、そういう段階で、その前に発表していただければ、国会でいろいろその問題について論議がなされるわけですが、国会が終わった後出されても、われわれはそれを審議するというような機会がまた延びるわけですから、やはり行政としては発表する時期、そういうものも考へて、わざと国会の審議を外されたということならば、これは別問題ですけれども、やはり国会の審議に合せて発表するというような配慮が必要じゃないかと思ひます。この実態の結果、今度具体的な抽出がなされて三十年間の被爆者の生活問題、あるいは統計数字、いろんなことが生の声で調べられておると思ひますが、この調査結果をどのように被爆者対策として議ぜられていくつもりか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(佐分利輝彦君) まず、発表のおくれでございます点についての御批判でございますけれども、私も、私どもは実際にはできれば連休前ぐらいには発表したいと考へておりました。ただ、先生御案内のように、この調査は三本立てになっておりまして、第一の基本調査、第二の生活調査は、これは厚生省がみずから行っております。第三の広島市、長崎市におきます事例調査は、学者のグループにお願ひをいたしております。

実は四十年年度の実態調査の発表のときには、この学者グループにお願ひいたしました事例調査は発表しなかつたわけございまして、それに対するかなり厳しい御批判がございました。そういう関係から、今回は三本一纏にして発表、公表をし

たいという努力をしてきたわけでございます。そのような関係から、残念ながら五月上旬の発表が六月上旬までずれ込んだということございまして、決して国会の御審議を外すために発表をおくらしたものではありません。

また、その内容につきましては、近く詳細の御報告をいたしますけれども、まあ言つてみれば従来から言われていたことを証明したということございまして、特に新しい問題というものは見つかつておりません。

そこで、この調査をどういうふうに使ふかと申しますと、まずたゞいま御審議をいただいております原爆特別措置法の方では、所得制限を緩和するときにどういうふうにするか、どの程度の方が対象になるか、また所得制限の関係で外れるかというようなことが最も新しい資料によつて計画ができるわけでございます。従来は四十年年度の実態調査でやつておりましたので、九五%にしたつもりが実際に九三%であつた、これは所得の増という要因が別にございまして、そういうことがあつたわけでございますが、そういうふうな計画の誤差が少なくなつてまいりました。また、被爆者の高齢化の問題、そういうものが浮き彫りにされてまいりますと、先ほど御質問のございました原爆養護ホームの整備計画等もこれとちよと立てなければならぬというふうなことになるかと思ひます。また被爆者の健康状態というものがわかつてまいりますれば、広島、長崎の原爆病院の整備強化を初めとして、全国に約三万七千ございまして原爆の指定医療機関並びに担当医療機関の整備強化あるいは数の拡大、こういうことも、そういう資料によつてきちんと計画を立てられるというふうな、新しい知見はないようございまして、原爆二法の諸制度の改善に大変役に立つものと思ひます。

○内田善利君 新しい知見はないようだと申すのでございますが、やはり今度の調査によつて前回のような平均値的な結果じゃなくて、やはり個々に調査をされた、その個々の対策を十分講じてい

くべきじゃないかと、このように思ひますが、この点はどうなのか。

それと、高齢化の問題で、いま広島だけしか老人ホームはないわけですが、長崎にこれを増設するというお考えはないのかどうか。この点、いかがですか。

○政府委員(佐分利輝彦君) まず、マクロの対策でなくミクロの対策という御要望でございますが、これは私もいたしましては、従来からたとえば原爆医療法関係では健康診断を担当しております医師、また原爆の医療費負担を担当しております医師、そういった現場の医師の方々の御意見をくみ上げるといふような形で制度に反映してまいりました。原爆特別措置法の方では、保健所だとか社会福祉事務所におりますケースワーカー、こういった方々の第一線の御意見というふうなものをよく聴取して制度の改善に努めてまいりました。まあしかし、それもまだ御指摘のように十分ではないと思ひます。そういった意味で、本年度は特にケースワーカーの特別研修を六月にはやることにしておりますし、また将来の問題としては、現場のお医者さん方の特別研修というふうなものも考へていかなければならないと思ひております。

そこで、第二の御質問の、長崎の原爆養護ホームでございますが、広島の場合には公益法人をつくりまして、二百五十床の養護ホームをそこで経営していただいているわけでございますが、長崎の場合にはカトリック系の社会福祉法人に経営を委託いたしました。かなり長崎市から離れておりますけれども、非常に環境のよい、見晴らしのよいところに養護ホームをつくつております。これも広島と同じように二百五十床でございます。

ただ、広島も長崎も二百五十で足りるのかという問題、さらに、現在は一般養護が百五十で特別養護が百だけども、そういった病床数あるいは割合でいいのかといった問題がございまして、その点につきましては、先ほども申し上げましたように、五十年年度の実態調査の結果をもとにして、地

元の県や市ともよく協議をいたしまして将来の計画を立てたいと考えております。

○内田善利君 次に、健康診断の内容について少しお伺いしたいと思いますが、この被爆者の健康管理の問題ですけれども、現在行われておりますところの健康診断の内容では、戦後三十二年経過しておりまして、最近の被爆者の実態、それから老齢化、疾病状況、死亡原因の変化など、いろいろ事情にそぐわない面が出てきておるわけですが、今年度は肝機能検査が追加されたようですけれども、より以上の充実を図っていく必要があると思いますが、この点はいかがでしょうか。

○政府委員(佐分利輝彦君) 一部の方々の御意見によりまして、現在の巡回診療による被爆者の第一次の健康診断を、最近はやつてまいりました外来人間ドック並みにしてほしいという御要望であろうかと思うのでございます。そこで、外来人間ドックという形であるならば実施できますが、その場合には一日に三十人とか五十人しかできないというような問題が起こります。また、被爆者の方々もいろいろな生活上の都合がございますから、そんな遠くまで行くわけにはいかないという問題がございます。

〔委員長退席、理事浜本万三君着席〕
そこで、従来どおりの巡回健康診車を使いまして、各町村の部落部落、巡回集団健康診車をやつているのでございますが、そのようなやり方でございまして、どうしても医療技術的に制約が出てまいります。また、たとえば第一次健康診のときに心電図の検査も一緒にやるということになりますと、一回の健康診で大体数百名から千とか千五百ぐらいまでやる必要があるわけでございますから、そういった方々の心電図を一体だれがどうやって読むのかという要員の確保、さらにその技術水準としての専門医の問題、こういった点がございまして、要するに、実施能力の問題が出てくるわけでございます。したがって、私どもといたしましてはそういう実施能力をよく考えながら、今後でやるものから逐次第一次の集団健康診、健康診断の

内容を充実するようにしてまいりたいと考えております。

○内田善利君 この健康管理手当の支給の対象となつております疾病ですね、これも現在の健康診目ですが、これではちょっと発見しにくいんじゃないかと思う面があるわけですね。被爆者にとつては疾病の予防が最善であると思ひますけれども、せめて早期発見それから早期治療に結びつくような健康診断の内容にすべきじゃないか、このように思ふんですが、この点はいかがでしょうか。

○政府委員(佐分利輝彦君) 本年度から肝臓機能検査を新たに採用いたしましたので、現在、健康管理手当を支給する疾患として十種類の疾患を定めておりますけれども、これも第一次健康診という意味では大体カバーされると思うのでございまして、もちろん、カバーしにくいものがございますけれども、大体はカバーされると思うのでございまして。と申しますのは、従来七つの検査項目がございましたが、その中では血液関係の検査は特に重視しておりましたし、そのほかに尿の検査とかふん便の検査というのがございまして、そういった検査によつて第一次のスクリーニングとしてはかなりのものがわかるわけでございます。そういうことで、あとは先ほどの実施能力の点から一体どこまでできるであろうか。実施能力のないものを制度化いたしますと不公平が起こるわけでありまして、できるところはできるができないところはできない。これは行政には公平の原則というのがございますから、被爆者が不公平の影響を受けるというようなことはしないようにしなければならぬというふうに思ひますが、まあそういう意味で現在検討しておりますのは問診の方法とか、あとは視診とか触診とか聴打診だとか、そういった一般的な健康診断の出発点になる諸検査、こういったものをかなり改善する必要があるのではないかと。特に問診につきましては、これを改善することによつてかなり脱落が防げるのではないかと思ひるのでございます。この制度では、健康診

断を担当する医師が疑わしいと思つた場合には、すぐ第二次の精密健康診に被爆者の方に行つていただくようにいたしておりますし、また第二次の精密健康診ということになりますと、広島とか長崎では入院ドック方式で第二次健康診をいたしたりしております。したがつて、いま申し上げましたような問診のやり方というものを改善工夫することによつて、かなり御期待に沿えるようになるかと考えております。

○内田善利君 問診のやり方を考慮してということですが、やはり最小限科学的に対応できるような、また被爆者の皆さんが問診を受け、あるいは健康診を受けた場合に最小限納得できるような、そういう一次健康診にしていく必要がある、このように思ふわけですが、いままでのやり方ではいろいろ能力の問題、先生方の中からお願ひするということとは非常に大変な問題があるかと思ひますけれども、いままでのやり方ではひどいところではお医者さんに会うこともできなかった、看護婦さんが、待合室で血圧をはかつて、あとは血液と尿を取られて何の説明もなく帰されたというようにな、そういう不信が起らないような一次健康診をしていただきたい。特に、いま言われたように問診をもう少しがっちりやつていただきたい、このように思ふわけですね。

それと、今度は行政サービスの面についてお伺いしたいと思ひますが、特別手当、それから健康管理手当、こういった各種手当を初め、被爆者対策がいよいよ行われておるわけですから、それを受けられる場合、地域によつて格差があるわけですね。まあ広島、長崎は被爆県でありますから他の県とは違ふように思ふわけですが、この格差のないような、いま健康診の面で格差のないようにしたいということですが、余りにも違い過ぎるということがあつてはならないと思ふんですね。この点について厚生省としてはどのようにお考えであり、どのように対策を講じていかれるつもりか聞きたいと思ひます。

○政府委員(佐分利輝彦君) 御指摘の特別手当、

健康管理手当、また新しくは保健手当といったものにつきまして、私どもはこれまで各都道府県の余り大きな格差が起らないように指導してきたつもりでございますけれども、残念ながら確かに一部に少し手当の出過ぎている県もあれば、またた逆に余り手当の出過ぎない県もございまして。たとえば、先生のおひざ元の鹿児島県でございますと、被爆者は千三百人いらっしゃるんですが、特別手当は四人しかもらつていらつしやらない、認定患者は四人だ。ただ健康管理手当、保健手当はこれは百四、五十人ということで標準ではないかと思ひます。また、私どもと大臣のおひざ元の栃木県では被爆者が二百七十三人いらっしゃるんですが、特別手当をもらつていらつしやる方はゼロというところもあるわけでございます。そういう意味で、先ほども申し上げましたように、原爆対策担当の各都道府県衛生当局をさらによく指導いたしますと同時に、いま衛生当局にお願ひしておりますのは、指定医療機関とかあるいは担当医療機関だとか、そういうふうな各種手当の申請業務に従事してくだる医療機関の方々に對して、もう一度よく制度の趣旨だとか従来の経緯だとか現状だとか、そういうことをお知らせするようになつていまして、先ほどもケースワーカーのところでも申し上げましたけれども、将来はりつぱなハンドブックのようなものををつくりまして、これは本年度の予算で計上しておりますが、医者向けのハンドブックをつくつて、よく啓蒙普及すると同時に、やはり研修会のようなものも開いて、さらにその仕上げをしていかなければならぬと思ひております。

○内田善利君 地域によつては、こういった各種の手当があるということも知らない被爆者もいらつしやるのではないかと、こう想像されるわけですが、水俣病の場合でも公害病認定は申請することになつておりますけれども、この申請がなかなかされなかつたという状況で今日までずっとたくさんの方々が、患者がいながら認定できなかったも

たという実情がございしますが、やはりこういった方々に対するきめ細かい配慮が必要じゃないかと、こう思うわけです。この点、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

それと同じく、被爆者の方たちをお世話する家庭訪問制度についても、実施したいところが実施できるような、そういうふうにしていくべきではないかと思うんですが、現在広島と長崎だけですね。そういうふうにするべきじゃないかと思いますが、この点はいかがでしょう。

○政府委員(佐分利輝彦君) 確かに現在の制度は広島と長崎だけを対象にしております。ただ、その制度も年々対象人員、つまりヘルパーの人員をふやしてまいっております。そこで、広島、長崎以外の都道府県が問題になります。先生よく御存じのように、広島、長崎以外で患者さんの多いところでは東京、大阪、兵庫、福岡、こういったところでもございまして、大体六千人から八千人というところでございまして、したがって、原爆対策オンリーのヘルパーを置くというところは、いろいろな面で困難がございまして、広島、長崎以外の県については社会局、児童家庭局がやっております。一般の社会福祉のホームヘルパーの方々に御協力を願うという方針で臨んでおります。

○内田善利君 それから、被爆二世についてお伺いしたいと思いますが、先日新聞にも出ておりましたけれども、被爆二世の染色体の異常が見られるといった調査結果が発表されておるようですけれども、こうした被爆二世あるいは三世の人たちの中で、健康診断の希望あるいは健康手帳の支給を希望する人には、それを実施してもよいのではないかと思います。この点いかがでしょう。か。当時四月以上の胎児は被爆者として取り扱っているわけですが、こういった希望者に対しては健康手帳の支給、健康診断をしたその結果、治療費の支給というようなことはどのようにお考えなの。

○政府委員(佐分利輝彦君) 確かに被爆二世の一部の方に染色体の異常がございまして、しかし、こ

れは一般の二世の方々にも染色体の異常があるわけではございまして、被爆者二世と非被爆者二世との間にまだ差が見えないわけではございまして。したがって、その点を染色体の形態学的にあるいは遺伝子などの酵素化学的に追求しようという研究を五十一年度から広島、長崎の放射線研で日米が協力して進めているところでございまして。したがって、原爆放射線の影響の子孫への遺伝の問題は、細菌とか動物、植物では実験的に証明されておりますけれども、人間ではまだ証明されてないわけではございまして。しかも、この問題はもし遺伝するんだということになりますと、そのことによつて被爆者の方々が非常に結婚とか就職とかという面で差別を受けるというおそれもございまして、この問題はきわめて慎重に取り計らうていかなければならないと思うのでございまして。一部の自治体で健康診断をしまして、あるいは東京などでは医療費の公費負担をいたしてございまして、けれども、これは地方自治の本旨という意味からやむを得ないことと存じますが、私もいろいろといたしましては、さらにこの問題は学問的に深く究明をいたしましてはつきりした時点で、どういふ対策を講ずるかという検討をいたしたいと考えております。

○内田善利君 時間が参りましたのでこれで終わりますが、最後に大臣にお伺いしたいんですけれども、戦後三十二年にして、いまだにこのような行政面の問題が国会で論議されておるといふことは、非常に残念に思うわけですが、ひとつ、衆議院でも附帯決議が決議されておるといふことが、この実施面について大臣の、完全実施とまではいなくても、御努力をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょう。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 委細につきましましては、局長から答弁をしたとおりでございまして。なお、原爆被爆者の今後の問題等については、原爆二法の充実等によってできるだけのことはしてまいりたいと、かように考えております。

第七部 社会労働委員会会議録第十一号 昭和五十二年五月二十四日【参議院】

○内藤功君 本年は被爆三十二年目に当たる年でありまして。被爆者の方の援護と核兵器の廃絶をめざす運動の統一も、国民の悲願によりまして実現されつつあります。また、ことしの八月には、国連の非政府機構による国際シンポジウムが開催される。来年には、国連の軍縮特別総会が開かれる。こういう状況の中で、被爆者の方々は、一つには、原爆投下によつて起きた被害に対して国は責任をもつて償いをしてほしい。補償をしてほしい。二つ目には、被爆者の体、暮らし、心の苦しみに対する保障をしてほしい。そして三つ目には、将来にわたつて広島、長崎を繰り返さない平和の保証をしてほしい。こういういわば三つのポイントを求めて切実ないろいろな要望を持っております。私はまず総括的に、総論的に政府の姿勢を伺いたいわけでありまして。

まず、広島、長崎の被爆による被害の全体像というものがいまだにわかっていない。たとえば一九六七年十月の国連総会で、当時のウ・タント事務総長の報告によつて数字が出されましたが、きわめて不正確な推計による数字でしかないと思つております。広島、長崎を訪れる外国の専門家、外国人、学者の人たちには、そういう全体像を政府自身の手でつかんでいないということについて、信じられない対応だと漏らされておりました。私もやはり外国の被爆地、戦災地を訪れた場合に、弾痕が生々しく残り、一人一人の写真が掲げられ、正確なこの調査がなされておると比べる、こういうことは非常に日本の国にとつて深く考えなきゃならぬことだと思つております。

被爆による被害の全体像を、政府としていままでどのように把握をしてこられたか、その努力をされたか。一体被爆で死亡された人数は何万人であるのか、政府としてのいままでの調査というものをどうされたか。被爆三十二年後、いまだに全生大員としてはどう考え、どのようにこれを後世に残されようとするか、大きな政治姿勢の問題で

あると私は思うんです。まず、この点をお伺いしたいと思つてます。

○政府委員(佐分利輝彦君) 広島、長崎における原爆被爆の実態でございまして、これはやはり当時の広島県庁とか広島市庁あるいは広島県警、長崎も同じようなことでございまして、そういった機関の発表をまず基礎にせざるを得ないと思つてございまして。こういったものも二、三の発表があるわけではございまして、せんじ詰めますと、広島では死亡者が約十萬、長崎では死亡者が約五萬というものが、いまの通説ではないかと思つております。

そこで、こういった被爆の実態もさらに正確に調査しなければならぬという基本問題がございまして、まず、昭和二十五年の国勢調査のときにおきまして、その後、広島県と長崎県におきましては、国勢調査のおおむねたびごと、いろいろと特別な付帯調査をいたしております。また、特に、こういったわずかしい問題では、被爆地域の復元作業をするのが一番的確ではあるまいかというところで、昭和四十五年から広島が、また四十七年から長崎が復元調査というものを開始いたしました。しかしながら、こういったいろいろな方法をとりまして、当時のたとえ軍関係の要員がどれぐらい被爆したかということがまずわからないのでございまして。

それからその次に、やはり広島も長崎もあのようにな両県の中心都市でございまして、ああいふ戦争末期でもかなり毎日の人口の流入や流出があった。学生一つとつても、やはり郡部から広島市内の学校に通つてきたというふうな問題がございまして、そういった点が被爆の実態面ではつきりいたしません。また、復元調査をいたしました場合も、一家全滅というふうなところはまずわからないわけではございまして。そういう関係で、五十年の被爆者全国実態調査の際にも、団体などから御要望がございまして、国勢調査の付帯調査としてやることも検討したのでございまして、学

一五

識経験者は全員の御反対でこれは実現できなかったのでございます。したがって、やむを得ず厚生省の全国被爆者実態調査の付属調査といたしまして、各人に当時の被爆の状況票というのを配りまして、どういった家族でどういったふうな被爆被災をされたかというのを特別に調べまして、いまその資料は広島、長崎の復興調査委員会の方に貸ししてあるわけでございます。

このように、政府としてもまた県や市としても、できる限りの努力をしてきたと思うのでございますが、こういったものは、やはり本当に正確なことがわからないということが、日本だけでなく外国でも同じだと考えております。

しかしながら、今後も一人でも二人でもはつきりしてくればいいのでございますから、そのような努力は続けてまいりたいと考えております。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 被爆者に対する政治の姿勢というところでございますが、まず実態の把握という点についてはたまた局長から答弁をしたとおりでございます。何せ壊滅的な打撃を受けて日本が敗戦のどん底で、当時としてはともかく国民を食わせるという点で精いっぱいだった状態であった。そういうような点等からも、また世界に例のないような原爆投下という点から、その調査の手がかり、仕方、いろいろなことからいって、調査がかりという点も重なる調査がなされたというところは事実だと私は思います。しかしながら、われわれはこのような悲惨な状況というものを再び起こしてはならないということのために、どうしても国の平和というものを守って、戦争は再びやるべきでないというのが私は国民のだれしもが望んでいるところである。政府の考えでもございまして、また、被爆者に対しては単なる社会保障ということではなくして、国家補償的な意味合いを持つておられるような原爆二法というものを制定をいたしまして、十分とはなかなか言えないのでございますけれども、できるだけその把握に努め、それらに対する生活の援助等については尽くしておるところでございます。

す。

○内藤功君 全体像の把握ということに、その政治の姿勢というものが端的に私はあらわれてくると思うんですね。この問題についてはさらに、いま言葉の上ではなくて、実際の政治の姿勢として示していただくことを強く最初に要望しておきます。

次に一部、渡辺厚生大臣がいま答弁の中で漏らされましたが、もう一つの基本姿勢は被爆者の援護の問題についての基本姿勢であります。われわれ野党五党は、国家補償の精神による援護法によって援護するという立場で、法案もすでに用意し、出してあります。政府はいろいろなところのお話で第三の道、特殊な社会保障の立場で被爆者対策に当たるといふことをよく言われております。私も、国家補償の精神を徹すべきだという考えであります。その立場の違いはありますが、被爆者援護の拡充という点でその基本的方向が同じである以上、同じ日本人であり、同じであります。特に、被爆者の高齢化に対応して先日の当委員会でも若干の質問をいたしました。健康の問題、心電図、問診等の健康の充実、いわゆる十疾病の拡充及び各種手当の増額等の生活上の対策を、今後とも充実していく必要があると思っております。特にこの場合には、被爆者の方々の要望を基本に十分に話し合って、今後とも充実改善に努めるべきだと思っております。この点、大臣から明確にこの基本的な考え方を示して願いたい。

特に、石田原爆訴訟が去年判決がありました。この判決の中で私は非常に胸が打たれた部分があります。これを常に忘れないでほしいと思うんです。判決の中でこう言っているんですね。「被爆者を不安な健康状態に陥れたのは、直接的にはアメリカ軍による原子爆弾の投下であるといえ、その次で、それは、しよせん、わが国がその権限と責任において開始した戦争により招来されたものであり、被爆者個人個人の責任によるものではない」ということをはっきり言っている

んです。そして、その次の部分で、「被爆者を援護し、救済していくことは、日本国政府の義務であり、その責任において行うべきものと考えざるを得ない」と。これは十分にあるものというべきである」と。そして、判決の結論のところで「被爆者が老齢化の一途をたどり、今後の生活における不安が懸念される現在、国においても被爆者の置かれていた実態を把握し、対策の改善に努めることが要請される」とともに、「被爆者の立場を十分理解し、適切な指導、措置を講ずるよう配慮することが望まれる。」

大変引用に時間をかけて恐縮ですが、私はこの石田訴訟というものは数年にわたって原、被告双方の事実上、法律上の争点に関する攻防、この攻防の上に裁判官が練り上げた私は平和の一つの労作の論文だろうという気がするのを自覚します。私は、こういう国の責任というものを自覚するかどうか、厚生省の行政はすべてそうなんだろうと思いますが、被爆者に対する対策は判決が出たからというのではなくて、この判決に書いてある個人々の責任でこういう惨禍をこうむったんじゃないかという、くどいようですが、このところが一番基本に据えられなければならない。私は総論的な質問ですが、この点について大臣の御自覚、御決意というものを伺っておきたいと思うんです。

○国務大臣(渡辺美智雄君) いろいろな戦争被害というものは、判決に言われるまでもなく、戦争を開始したところから出てくるのがそれ。そのとおりだと私は思います。しかしながら、戦争によって被害を受けた者は、もちろん被爆者もその一番の顕著な例でございますが、一般戦災者においても、やはり戦争によって死亡をされた数の方の方がおられるわけであって、現在もまた後遺症を残しておられる方もおられることも事実でございます。したがって、政府といたしましては先ほど申し上げましたように、援護法等被爆者関係の二法、特別措置法、医療法等によりましてそれらの充実を図り、現在までできる限り範囲の拡大やらあるいは被爆者の認定等、むずかしい仕事を

行つてまいったわけであります。年々、それらは充実をさしてきておるところでございます。今後とも、やはり被爆者の問題につきましては、その特異な状況、それは一般戦災者と違つて、初めて放射能を浴びた、そういうような状態等を考えまして、一般の社会保障よりもまたさらに異なるところの二法の適用によって救済策を講じておるところでございます。今後とも、できる限りのことはやつてまいり決意でございます。

○内藤功君 これは局長にお伺いしたい。

被爆者の方の三つの要求、つまり未来の平和の保証、決して広島、長崎の惨事を繰り返させないという平和の保証に關連してであります。

少し古い資料であります。日本学術会議が第五十回の総会の議を経て「原爆被災資料の散逸防止と収集保存について」と題する当時の佐藤さんです。内閣総理大臣あての申し入れがございまして、この中で、「戦後の混乱の中で、それに關連する貴重な学問的資料が多数失われただけではなく、それら資料の散逸を防止し、それを収集し正しく保存するに足る十分な措置がとられていないために、得がたい資料が刻々に失われつつある」といたしまして、特に散逸の危険性の大きい資料として、被爆者手帳、これは書きかえた場合の古い方の被爆者手帳、それから被爆者のカルテ、この保存を特に具体的に要望しております。この疫学的な調査のため、その系統的な把握のために、各都道府県にこれは要請して保存させることが私は相当であろう、妥当であろうと思つておりますが、厚生省としてとらえたいままでの御措置、今後どのようにこの点についての努力をなされるおつもりか、この点をお伺いしたい。

○政府委員(佐分利信彦君) 昭和四十三年の朝永先生が学術会議の会長の時代の、ただいま御説明がございましたような勧告はよく承つております。

そこで、厚生省といたしましては、まず手近かな問題といたしまして、原爆の被爆者健康手帳の保存につきましては、通達を出して確保をいたし

ております。

また、ただいまも御指摘がございましたが、被爆者の各医療機関におけるカルテでございますが、これは一つには一人一人の被爆者のプライバシーの問題がございます。また一つには、医療機関もいろんな経営主体があるわけでございますから、医療機関でそのようなカルテをちゃんと保存をしておくということもなかなか大変なことでございます。したがって、広島、長崎、またその原爆病院、医師会、放影研、こういったものを中心にして保存に努めておりますが、全国各都道府県でカルテを全部保存しておりますという状況にはございません。なお、同時に二十九年、広島市が実施した原爆被災者調査資料、こういったものの保存を要望しておりますが、これは市の方でいたしております。

最後に残りますのが、死亡届に添付されます死亡診断書でございますけれども、これは保存期間が二十七年ということでもかなり長いわけでございます。医療カルテは五年でございますが、死亡診断書は二十七年。そこで、被爆後三十年になりますと、そろそろ問題が起こつてまいりますので、この点につきましては法務省ともいろいろと相談をいたしたいと考えております。法務省が各都道府県に指示をいたしまして、その方針を決めるわけでございますが、多分、マイクロフィルムにおさめて保存をするという方向に進むのではないかと考えております。

○内藤功君 被爆者の方は全国各都道府県に現在居住しておられるわけでありまして、指定医療機関もあることでありますから、私はぜひこの、プライバシーの問題はそれなりの配慮をすれば片づく問題でありますから、カルテについての保存という、この学術会議の要望に対してはできるだけ沿うように、厚生省から各都道府県に改めて要請される必要はないか、かように思うのです。○政府委員(佐分利輝彦君) 先ほども申し上げましたようなプライバシーの問題とか、あるいは各

種医療機関の御都合とかむずかしい問題がございます。したがって、喜んで協力してくださるようなところでは保存をしておきたい。どこに保存するかというような問題も起こつてまいるかと思うのでございますが、とにかくできるだけのことはいしたいと存じますが、全医療機関に対して義務づけるといったようなことはなかなか困難であろうと考えております。

○内藤功君 次に、文部省に対して伺いたいと思うのです。きょう来ていただきましたのは、広島大学の平和科学センター、この問題についてであります。被爆地の国立大学であります広島大学では、昭和四十九年の二月以来、学長がみずから学内の十三名の教職員の方を指名をされまして、この平和科学研究所、現在では平和科学センターとっておりますが、再び広島、長崎の惨禍を繰り返さないための総合的な研究機関の設立を、全学的な検討を経て構想を立てられて、そうして文部省に対して昭和四十九年以降その設立認可あるいは財政上の各種の補助等の熱心なまじめな要望を出してきておられると私は聞いておりますが、これに対して従来文部省として、政府としてどのように対処をしてこられたのか、また、今後の御努力の方向についてはどういうふうになさるお考えであるか、この点をお伺いしたいと思います。

○説明員(齋藤謙彦君) 広島大学からは、昭和五十年度の予算要求からいま先生御指摘の平和科学研究所センターを設けたいという、こういう予算要求があったわけでございます。なお、御案内のように、大学の場合には各学部、部局がたぶんございまして、いろいろな要求の中の一つとしてそれが出てきておるわけでございます。文部省の方といたしまして、大学と十分御相談をいたしまして、昭和五十一年度にはとりあえず五百七十七万円の予算措置を講じました。こういう国際関係の研究と申しますのは、あるいは社会科学の研究と申しますのは、その研究の基礎をできるだけ十分はぐくんで、その上でセンターに持つていくとい

うのが通常でございますして、そういう立場で五十一年度は研究費を計上したと、こういう趣旨でございます。

なお、やはり中心となる人物が必要であるという、こういうようなことも考えまして、昭和五十二年に、つまり本年度でございますが、大学の総合科学部にこの関係の専任の教授を一名配当して、その方が中心になって今後学内でいろいろな研究並びに関係者の調整を行っていただきたい、こういうように予算措置を行っておるわけでございます。

普通、こういう研究所なり研究センターを設ける際には、特に学術会議からも話があるわけでございまして、文部省といたしましては、内部の審議会の意見を聞きまして、その上で研究センターなりあるいは研究所を設けるといふ、そういう手続を通常踏んでおるわけでございますが、学術会議から研究所の設置について三十一も勧告を受けてそれが宿願になって残つておるという、こういう状況になっておりますが、まあそういう状況も勘案しながら、大学と十分御相談をして、今後ともこの研究センターのあり方については検討をしていきたい、予算措置も考慮していきたいと、こういう趣旨でございます。

○内藤功君 この平和研究というのは、日本の大学やあるいは研究機関では耳新しいように思われますが、実は第二次大戦後、世界の学問研究の大勢であるといつても過言ではないと思つております。世界各国で一九六〇年代に入つてこの平和研究といふのは急激な発展を見せております。ユネスコの一九七一年の調査によると、世界各国で直接間接に平和問題を研究課題としている研究所及び研究施設は百三十七カ所あると、この中でももっぱら平和問題を研究している研究所は三十五カ所あると、こう言われております。たとえば、スウェーデンのストックホルム国際平和研究所というところは、スウェーデン中立政策百五十周年という記念に当たって設立された、スウェーデンの

外交政策に最もふさわしい国家的行事として設立された。この研究所はスウェーデンの議会によって監督されておる、こういうふうには聞いておるんですね。日本も唯一の被爆国であつて、憲法に世界に類例のない平和条項を持つ国である。ところが、日本ではどうかというところ、上智大学の国際関係研究所というところがございますが、これを除いて平和研究に専念する研究機関は置かれていない。この広島大学の平和科学センターというのは、人文、社会、自然、教育の諸科学の総力を結集した、いわば総合科学としての平和研究を開展せようという要望のように聞いております。

私はやはり本法案の審議にあえて関連をしてこれを提起をいたしましたのは、この広島大学の試みをおるようなこういう試みをぜひ認可する方向に努力をしてもらいたい。毎年の予算上のそれなりの御努力は私は評価をしますけれども、それだけではなくて、やっぱりこれをセンターとして日本の国家に一つぐらいこういうのがあつていいわけですから、しかも、広島にあるということは一番私はい

と思う。これは大臣にお聞きしたいが、所管外だから余り真つと聞くわけにいかないが、こういう方向に持つていってほしい。そうして、認可までの間の教授の増員とか、資料収集費の増額ということももちろんですが、とにかくこれを認める方向に持つていってほしい。大学審議会のこと

も私はよく知つておりますが、そういう努力を願いたい。私は、学問の中で平和学、平和研究というのは一番大事な価値のあるものの一つであつて、特に再び広島、長崎を繰り返さないという決意を国家が示すには、一番ふさわしい事業ではないかと実は思つておるわけであります。まあ大臣にはこれは釈迦に説法ですが、政府の行為によつて再び戦争の惨禍を起さないように決意すると憲法に書いてあります。われわれは平和を維持し、国際社会で名誉ある地位を占めたいとも言つております。これにふさわしいやっぱ大きな仕事をしていく必

要があると思う。まああなたは文部大臣じゃないから、はっきり私は答えを求めるのは無理かもしれないが、再度課長の方から、文部省の方からこの点についての今後——あなたは実務担当者ですから、文部省としての代表で来られておられるわけですから、これに取り組むお考え方、姿勢というものを伺いたい。できればその後、大臣に国務大臣としての意見があったらお聞かせ願いたいと思う。

○説明員(齋藤謙彦君) 文部省といたしましては、たとえば学術会議から研究所あるいは研究センターの設置についての勧告等を受けました場合には、先ほども申しましたように、学術審議会というところで学術研究の振興の全般的な立場からいろいろ勧告内容を御検討をいただいて、それで、財政状況等も勘案しながらその研究所等の設置の具体化を図っていただくと、こういう次第でございます。

それで、昭和二十五年以来、先ほども申しましたが、三十件以上も研究所の設置についての勧告がありながら、ずっと私どもとしても、ほかに二十数研究所は設けたわけでございますけれども、なお宿題として残っております。で、それぞれの学会の方でもそれぞれ必要があつてこのように勧告をされるわけでございますが、先生御指摘のように、平和科学は非常に重要なものではございますけれども、学術会議の勧告自体が昭和四十九年度でございます。そういうふうな意味で文部省としても、この勧告等を十分審議会にかけて、いま御指摘ございましたような趣旨をも勘案しつつ、内部で検討をさせていただきたい、このように考えておる次第でございます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) まあ一つの考え方だと存じますが、直接私の所管事項でもないのに、積極的な意見は差し控えていただきたいと存じます。

○内藤功君 まあ大臣にはきょう初めてお耳に入れたことですが、よくしかし内閣の一員として後でゆつくり考えていただきたい。こういう問題を

閣内でも、やっぱり原爆被爆者に関係のある所管大臣ですから、御協力を願いたいということをお願いしておきたい。

そこで、先ほどから聞いておられますと、局長にお伺いしたいんですが、私は一つだけあなたの御答弁で、これは御意見が違ふんでありますが、原爆投下の違法性の問題ですね。これはきょう私はあなたにこれと論争する気持ちはないけれども、当時の国際法違反ではないと、いとも簡単に言い切られておりますけれども、確かに原爆投下そのものを違法とする明文の条約はあの当時なかったけれども、いま原爆が国際法に違反して違法だと言われておりますのは、これは明文の条約ということと議論しているんじゃないかと、いわば慣習国際法、わが憲法の言葉で言えば、確立された国際法規則といえますか、慣習国際法違反で議論されているわけですね。まああなたは、それを十分御承知でお答えになつておられると思う。特に、防衛せざる都市、無防備の都市を攻撃することの違法性ですね。これはもとになるヘーグの陸戦法規等もありません。それからもう一つは、いわゆる害敵手段として、戦争に際して不要な苦痛を非戦闘員に与える、不要な苦痛を与えるもの、非人道的な手段は許されない。昔は毒ガスがいけないと言われたですね。それから、細菌学的兵器はいけないと言われた。そういうものよりもっと残酷な兵器であるから、害敵手段として不要な苦痛を相手に与えるものだからいけない。これは条文がなくとも、戦時国際法の慣習国際法と言ふべきもの、相手は防備していない都市だ、無防備の都市だ。害敵手段として不要な苦痛を与えるもの。この二点がまさに原爆投下の国際法違反性として議論されているわけですから、私はまあ見解が違ふのはいいと思つてます。あなたは人道に反するということを書いておられるから、それはいいです。しかし、違法ではないということ、日本国政府の所管省の責任ある局長として、私はそう簡単に言い切つていくのは果たしてどうだろうか。ああという気がしてならぬわけです。専門的な論争をこ

こでするつもりはありませんがね。特に、裁判所の判決ですね。裁判所の判決でもこれ違法だという判決が下つておるんですから。ですから、私は他の同僚委員に対して違法ではないと、こういうことも簡単に言われませんが、ここは非常に問題のあるところなんです。私はこれであなたを法理的に説き伏せようという気持ちはありません。あまりませんが、そういう点どうなんですか。いとも簡単に違法ではないとおっしゃるのには。

○政府委員(佐分利輝彦君) この問題は先生の方が御専門でございますから、医者の方がよく言ひ筋合ひのものではないかと思つてございまして、私がここで御答弁しておりますのは、その問題の所管でございまして外務省の意見というのがございまして、これが政府の統一見解になつておると思つてございまして。また、先生だけでなく、非常に有名な国際法学者、国際政治学者の論文等も拝読いたしております。ただ、やはりこういう問題では、いろんな角度からの議論があると思つたのでございまして、まず原爆被爆の場合に、あの原子爆弾そのものが違法なのか、あるいは破壊するというのが違法なのか、二つの面があるのかと思つてございまして。そのほかに、無防備都市というふうな問題もございまして、それから何と申しますか、これは軍事施設だとかあるいは軍需工業施設ではないかというふうな問題もあるんでございまして。まあ、何か私、昔読みましたアメリカの東京大空襲の報告書を見ますと、あの三月十日に、本所、深川の焼夷弾による大工場というものは少なく、本所、深川のような家内工場のようなものがたくさんある。そういうところで軍需兵器の部品をつくつておる、だからそれをやっただけというふうなことを書いておつたと思つてございまして。まあそういうふうな意味で、やはりこの問題はいろんな角度からの御意見があるんじゃないかと思つてます。私も、心情的には全くけしからぬと思つてござい

ますが、政府の統一見解としては実定法上は国際法違反とはいへないということであらうと思つてます。

○内藤功君 いまあなたが言つた本所、深川で軍需品をつくつておるといふだけでは、これは無防備都市といふことを否定することにならぬのです。本来の陸海軍の建造物、陸海軍の艦船、陸海軍の施設というものは、それが軍事目標になるというものが、まあ私も断定はできませんが、通常の理解だろと思つておる。この点は、ただあなたが余りいとも簡単におっしゃるものですか、私は番外ですが、ひとつこれをびしと申し上げておきたいと思つていま申し上げたわけです。

次の質問に入ります。先ほどから、原爆被爆者の方の問題について、同僚議員から質問で聞かれましたと、とかく一般戦災者の方を引き合ひにお出しになる論法が若干私は耳につくわけなんです。前回私は遺族援護法の問題についてお聞きしたかったのですが、機会を得なかつたので、いまこの問題に關連をして二点ほど聞いておきたい。援護局長にちよつと伺いたい。

一つは、衆議院の社労でも大分問題になつておりますが、この戦傷病者戦没者遺族等援護法の二条の三項三号にある、いわゆる国民義勇隊の問題について伺いたいと思つておる。太平洋戦争末期、本土決戦を呼号して国民義勇隊の組織をつつた、このいわゆる義勇隊員に対する援護法の適用件数ですね、この数字をまず伺いたい。

○政府委員(出原孝夫君) これまでの国民義勇隊員の処遇件数は約一万五百件でございます。そのうちの約六千件が国民義勇隊、学徒隊、いわゆる学生の方でございます。

○内藤功君 もう一つ、私はずっといままでの議事録を見てわからないのは、この義勇隊の編成組織は、全国都道府県で組織されたかどうか。この点の調査はどうですか。

○政府委員(出原孝夫君) 私どもは、個々の都道府県の中での詳細については承知をいたしておりませんが、昭和二十年の六月ごろには、全

国内的におおむね編成されていたものだというように考えております。これは当時の新聞報道等によってそうであつたろうというように考えられます。

○内藤功君 私もここに当時の新聞、「読売報知」です。昭和二十年七月三十日付の。それから、防衛研究所戦史室のつくった当時のいろいろな資料を持ってありますが、一つ伺いたいのは、この東京部において、すでに五月以降空襲で亡くなった方、けがされた方が非常に数に上るのですが、東京部においてこの義勇隊の組織編成はどのように、いつごろから行われていたか、この経過をお調べになっていただけますか。

○政府委員(出原孝夫君) 私どもも正確には承知をいたしていませんが、国民義勇隊に關します閣議決定が昭和二十年の三月の二十三日でございます。全国的に組織がおおむね行われたというのが六月ごろであらうと。したがって、東京都等におきましても五、六月ごろにはおおむね編成をされていたのではなからうかというように推測いたします。

○内藤功君 防衛研究所戦史室のつくった「戦史」というのがありますが、この「本土決戦準備」の「関東の防衛」というのを見ると、昭和二十年の六月八日に東京都の義勇隊の結成式が行われていたという記事があります。これは当時の陸軍省兵務局におつた課員がつくった資料ですから一番正確なものだと思ふんですね。そうして六月の八日に結成されている。そうすると、六月の八日以降、東京都に対するいろいろな空襲、焼夷弾攻撃というものが行われた中で、義勇隊員の方がかなり亡くなつておると、けがをされておるといふ事実は、私は調査をしてこれは突きとめるべき問題だらうと思ふんですね。この点について、東京都のこの組織の状況について、いま私がこういう具体的なデータを出しましたが、非常にむづかしい調査であることは私はわかります。しかし、原子爆弾の被害者の方、また一般戦災者の方、一人たりともあまいなことは残さずに、次の世代にいく前に

調べ上げなければならぬと思ふんですね。私は非常にあなたの方に無理難題吹つけているようにお聞きになるかもしれないが、特に東京都、原子爆弾に次いで一般戦災者として一番被害の多かった東京都について、どういふふうないままで国民義勇隊関係の調査をされてきたか。また、これはもう査としてこれ以上行方わからぬものなのかどうか、そこあたりを点をききう聞いておきたいと思ふんです。

○政府委員(出原孝夫君) 現在まで私も承知して、以上実情を把握することは、非常に困難であらうというふうに考えられます。具体的に国民義勇隊の關係で援護法の適用を得たというケースが出てまいりました。これはそのケースに即応した調査は十分しなければならぬというように考えておりますけれども、全体的にどう動いており、しかもそれが軍關係の業務にどのように従事しておられたかということについての把握は、現段階ではもうすでに困難であらうというふうに考えられます。

○内藤功君 当時の新聞とか文獻、これも一生懸命集めれば出てくる問題でありますし、なお私もいろいろこれは今後具体的なものを出したと思つておりますけれども、厚生省の方でも、援護局の方でも真剣にやはり取り組んでいただくことを要求したいと思ふんです。

そこで次が、こういう義勇隊に組織されていながら、この大戦中に、たとえば町内をパトロールしていた、それから空襲に対する避難を誘導したり指示しておつた、それから空襲による火災の消火に従事しておつた、あるいは負傷者の救護救出に従事しておつた、こういう義勇隊にも属してない純然たる民間人ですね。ある人は在郷軍人会の役員であつたり、ある人は消防団の班長であつたりというふうな人たちに、どういふふうな措置をとるか。これは先日、同僚の片山議員がここで援護法の議員立法の提案説明をされた。私も共同提案者の一人として重大な関心を持っています。

私、ここに持ってきたのは「戦争の語り部」として「戦災被害者の方の手記」であります。七十二名の方の手記が載っております。これは全国におられるいろいろな空襲被害者の方の手記であります。たとえば、昭和二十年三年十日の空襲で、在郷軍人として町内パトロール中、避難を指示している間に焼夷弾を直撃された方、「これが自分の顔なのか」と、文章そのままで読ませていただきますが、「お化けそのままであつた」といふふうに書いています。五月二十四日の東京空襲でやはり夜警の当番、十九歳の青年であつた。避難を手伝つて消火に当たつていた。左手首と、右手の指三本を失つた。「戦争さえ、国が起さなかつたら、こんな悲しい毎日ではなかつたであらうに。」と思つてゐる。「軍人、軍属の方々と同じ、またはそれ以上上へ傷害を受けた民間人がどれだけ多く苦しんでゐるでしょうか。」戦地を銃をもつて戦つた軍人と、われわれベケツをもつて敵と戦つた者と、戦後三十年たつた現在まで、なお区別されてゐるとは全く日本は情けない」といふ、切々たる手記であります。私はこの例を申し上げたのは、いわゆる軍の要請による戦闘参加者と解釈する、あるいはそれを拡大解釈をする余地はないかどうか。現に、先日小笠原委員がここで質問しておりました、沖縄県ではどうも提供したとか、食糧を提供したといふことで、これは戦闘参加者という解釈をされてゐる。あの沖縄ではまさにその解釈が妥当であります。本土ではどうか、本土ではやはり逃げ道のない東京などの大都会では、周辺を焼夷弾でもって囲まれて、そして焼殺されておつた人がたくさんおられるわけですね。これは私はやはり援護法の解釈ですが、要請により戦闘に参加した者という解釈を私は拡大する余地は法律的に決して無理ではないんじやないかと思ふのです。こういうふうな運用の面でどういふふうにお考えになるか、あるいはそれはとても解釈上は無理であるといふのか、検討の余地があるといふのか、この点をちょっとお聞かせ願ひたいと思ふ。

○政府委員(出原孝夫君) すでに先生御指摘のよう、援護法による援護は、国と一定の身分關係のあつた者に対して使用者としての国が国家補償として行ふものでございます。で、その基本には類似している者をさらに包括するというところでございまして、防空活動をとつてみましても国民義勇隊員のほか、防空監視隊員でございまして、か、医療従事者、警防団員等、地方長官の命によつて身分を拘束され、公共防空に従事した者に限られるというふうになるわけでございまして。したがひまして、これ以外の消火活動、いわゆる民間の自衛防空等の活動に従事された応急の防空協力者でございまして、か、隣組の活動者について、は、このような国との身分關係あるいは活動内容等から見て、すでに処遇されております防空従事者とは性格を異にしておりますので、援護法の対象にすることは困難でございまして。

○内藤功君 私は一つ提言をしたいんです。それは戦時中の法律である防空法の一つと見ます。「防空」は「避難、救護」を「防空」といふ条項があります。「防火」「避難、救護」「防空」といふ条項があるのです。これはここでいふ防空といふのは、軍隊の行かない、軍隊以外の者という前提があつて、しかも防火、避難、救護といふものがいふ防の防空の中に入られてゐるのです。ですから、いまあなたはいふじくも国と使用關係またはこれに準ずる關係にあつた者といふゆとりのある解釈を示された。私はこれが一つ、解釈の、言葉は適当でないが突破口になり得ると思ふ。これは戦時中の法律です。こういう理解をして完全に組み込まれておる、軍ないし国の關係に組み込まれておるのですね。私はこういう解釈は決して無理だとは思ひませんが、考え方、どうで

○政府委員(出原孝夫君) 防空に従事された方におきましても、先ほど申し上げましたように、防空監視隊員でございましてか警防団員等、要するに身分的に従事令書を受ける、その他の拘束を受け、しかも許可なくそれを離れる場合にはそれ

に伴う罰則が伴うという方々につきましては、当然、援護法の対象にいたすという事でございまして、一般の方々にきましてはそういった拘束は加えられておりませんので、そういった意味におきまして援護法の適用は困難であるというように申し上げたわけでございます。

○内藤功君 細かい議論になりましたが、防空法の中には義務違反に対する罰則があるわけですよ。まさにあなたの言われた罰則があれいといと、これは消火の義務違反に対する罰則がちゃんと規定されています。これは御存じだと思いますが。私はそういう罰則があるから、ないからという議論は余りしたくない。物の考え方はもっと大きく、これに適用していかどうかという事で出てくるんですから。あるからどう、ないからどうという議論はこれ以上ここでしませんが、もしも、私はそういう要望をしておきたい。もし、どうしてもこれが現行法の解釈でできないというなら、これは無理はできない、新しい立法を御検討願うしかならないと思います。

最後に厚生大臣、ずっと聞いておられて、原爆被害者の問題をずっとお尋ねをされていて、そこでもいろいろ一般の戦災者の方のお話をなさるものですが、私はやっぱり一般戦災者の方の問題としても大事だとこれを提起しているわけですね。今度の、先日成立した戦傷病者戦没者遺族等援護法の附帯決議でもこういうふうに書いてありますね。第五項「一般戦災者に対し、戦時災害によつて身体に障害を受けた者及び死亡した者に関する実態調査の実施につき努力すること。」私はやっぱりこの面での実態調査は、いま言ったような観点から非常に大事だと思う。そうして、どうしてもいまの法律で拡張解釈ができないのであれば、新しい立法を検討していくしかないと思う。私ども、社会党さん、公明党さんと一緒に議員立法出してはいますが、これをひとつ前向きにまじめに検討してもらいたい、一致できることから法律にしていきたいと私は思うんです、この点いかがでしょう。

○国務大臣(渡辺美智雄君) この一般戦災者の問題については、前に一度実態調査をしようというふうなことを試みたことがあるようでございますが、なかなか一部のところからの反対等があった、特に大都市などにおいては実現をできなかったというように私は聞いております。そういうような実務上の非常にむずかしい問題が一つあるようでございます。年限も三十年からこれたつてしまつたわけですから、そこで法律をつくるというところになれば、仮にわかつた人だけというわけになかなかいかぬだろう。やっぱり国民全体の問題というふうなこともあつて非常に事務的にむずかしいというのを聞いておりますが、何か検討の余地はないかということで、検討をすることにしておるわけでございます。

○内藤功君 積極的な検討を強くお願いいたします。私、私の質問を終わります。

○田中寿美子君 厚生大臣、先ほど公衆浴場法の一部を改正する法律案の提案をいたしました。これは参議院の野党各党、各派共同の提案のものでございまして、昨年の五月二十日、第七十七国会の終わりに提案したものでございます。それで継続審議になったものなのでございますが、衆議院の解散で廃案になりました。きょう提案いたしますのは、きょうは厚生大臣、くしくも売春防止法というのが、御存じですか、昭和三十一年の五月の二十四日に公布されました。ちょうどきょうはそれから二十一年目に当たります。私、今回のこの会期末になつてこの法案を提案しても、参議院の半数が改選になりますから、だからこれはやっぱり慣例として廃案になるのだということを知りました。私は継続にできるかと思つておりました。慣例として廃案になるかということです。廃案になるにもかかわらず提案をいたしましたのは、やっぱり私も参議院、これは野党全部でございまして、それから二院クラブも含めております。並びにこのトルコぶろによる売春が、売防法

ができて二十一年もたつていてもまた改めて赤線地域の現状になつてきているということに對して、これを何とかして防ぐために運動を続けてきた者、婦人団体がたくさん一緒に取組んできておりますが、そういうものも決してあきらめない、今後も執拗にこれをやつていこうという意思をはっきりさせるために今回また提案したわけでございます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 実は、粕谷さんのお話のあつたときに、私はトルコぶろを禁止をすれば売春がなくなるんじゃないかと思つて簡単にひとつお引き受けしようかと実は思つたんですよ。しかし、いろいろ勉強してみますと、なかなかそう簡単でないということがわかつてきたわけなんです。したがって、この答弁の中では、これはかなりわかつてから答弁をしておりますからね、実際問題としてすぐにそこで売春が行われるという問題については、トルコぶろを廃止すると。問題は、皆さんの案も私検討してみました。個室で異性の客に接する役務を提供させないようにならうかどうかということになります。これはその役務の問題それ自体は厚生省の所管外だということもわかりました。それから、仮に個室で異性の役務提供をいかにということになりますと、それじゃホテルとか旅館とかそういうようなものに出向いてマッサージをするとかあんなことをとか、そういう職業の方も厚生省のこれは所管なんです。これは医務局所管ですがね。そういうのもそれじゃいかぬのかというふうな問題ともこれは横並びの話になるし、したがって、厚生省としてはなかなか異性がマッサージなりあるいは背中を流すなりそういうようなものをやるものは公衆浴場法として認めないという事は、どうも法律上いろいろな関連性の問題があつて、そこまでは厚生省が立ち入るものではないんじゃないかという結論なんです。そして、そのときに検討しますと申し上げましたのは、これはまあ問題はそういうところから一万円か一万五千円か幾らか知りませんが、金を出して行く人があるわけですから、行く人がなければそういうものは繁盛しないわけですからね。何でもそういうところに行く人が多いのかという事は、むしろ厚生省の問題というよりもこれは社会教育の問題ではないのか。したがって、そういうような行かなくても済むようなことを何か別なことで考えることの方が早道ではないだろうか、こういうふうに思つておるわけであります。文部大臣にも私は、予算委員会でも実はこういうふうな話なんですが、こいつは厚生省の所管だと言つて責められてもちょっと困る、何か社会教育、性教育というのか何教育か知らぬが、ともかくそういうふうな風潮をつくらぬこと。それからもう一つは、そういう現実の問題として行き過ぎがあるんですから、それは売春防止法というものがあつて、そいつの取り締まりをろくにしないで、そ

のしりを厚生大臣のところに持ってこられても私も困ることなんで、これは警察の方でそういうような管理売春なりあるいは別の売春の実態があるならば、それは警察の方で取り締まってもらいたい、こういうことを私はこれからは主張をしていくつもりであります。

○田中寿美子君 厚生大臣ね、トルコぶろを禁止したら売春が全部なくなるなんて、そんな単純なことをだれも言っていないわけなんです。

それでは、特にいま個室付浴場業、つまり公衆浴場法の中で許可を与えられている個室付浴場業、その中のトルコぶろですね、そしてそれが異性の役務を提供するということがあって、そこに事実上売春が行われているということ。しかも、それは単に売春が行われているというだけじゃなくて、管理売春が行われていると、事実上の。かつての赤線地域と同じように、業者がそこにトルコ嬢を置いて、そして部屋を貸しているような形式をとりながら、事実上そこに来る客に入浴料を払った後、女の人から石けん代とかそれからコーラを飲ませるコーラ代とかジュースポックスの代とか、全部合わせてその女の人からうサービス料よりはるかにたくさん渡してしまわなければならぬような形にしておいて、そして事実上個室の中で売春が行われるような、つまりこれはよくお聞きになるとわかると思いますけれども、本番だとかフルコースだとかいって七千円だの一万円だのというのを客から取って、そしてそれを収入にしなければいけないような状況にしている。その中からさらにピンハネをしたり、それから休んだら罰金を五千円もかけたりする、これは事実上たくさん挙げておられるわけですね。そういう状況があるので、だから厚生省の所管で公衆浴場法で許可を与えているのをやめてくださいと言っていることなんです。自分らとまるで関係のないことだということにはなっておられないんです。それをちょっとよくまだ御承知ないようには私は思っていますけれども、これは私

たちもたとえば警察の取り締まりということで風俗営業法の四条の四の中に入ってきたものですから、これでは四十一年の改正でそうなったんですけれども、もっともこれを強化しろという意見もあった。だけれども、その風俗営業法の四条の四というのは地域規制、一定の地域でしか個室付浴場業、トルコぶろを置いてはいけないという規制ですね、そういうふうな規制を施した結果、かつてはかかるところには行かないかわりに、一定の地域に集中していく。これはかつての吉原とか洲崎だとかという状況と同じようなことが現実的に実現してきている。だから、そういうような業者を、業に対する許可権を持っているのが厚生省なんだから、その許可をしないようにしなさいという法律なんでございます。ですから、自分たちとまるで関係のないものではないということもまづ認識していただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○田中寿美子君 厚生省といたしましては、ホテルとか旅館とか料理店とか、そういうようなものについてもその監督権があるわけなんです、厚生省は。仮に、私はまあ素人ですから法律上のことはよくわかりませんが、けれども、その異性が個室に入ってくるのがいかぬというようになるとなると、それにホテルで部屋を貸しておいて、そこに男の人がおって、それでまあ若きマッサージの女性が来てはやっぱりいかぬということになるのか……

○田中寿美子君 いや、それはすうかえです。○田中大臣(渡辺美智雄君) いやいや、それはそこまでやっぱ禁止をするということになれば、片っ方はいかぬと禁止するわけですから、だから片っ方はそれじゃ仮にトルコぶろにいた女性が今度マッサージとか何か化けて行ったというふうな場合には、やはりそれもういふうに取り締まるのかという問題につながってくる。そこで、われわれとしては現実の問題として、こういうふうな個室を設けて男女が裸でいるということになれば、そこには売春行為が行われやすいと

いう状態にあるということは認めます、これは。認めますが、事実上そこで売春が、まああなたのおっしゃったように管理売春が行われて、ジェーコボックスで金を取ったとか、やれ石けん代とか何だとか、私よく知りませんけれどもね、そういう事実がはつきりしているということになれば当然風俗営業法なりあるいはまた売春防止法違反、はつきりした売春防止法違反なんですから、そういう事実関係がはつきりわかるんならば、まづ厚生省がする前に、そういうふうな国会からの御指摘もあるんですから、警察の方がそういう事実関係が提示されていく売春防止法を適用しないでおくんだということの方がむしろおかしいではないかと私は思っています。

○田中寿美子君 売春防止法が実際に適用が非常にしにくいという問題、やれていないという現実があるから、だから私たちもこれだけで直るなんて全然思っていないけれども、それからさっきホテルに自分で部屋を借りてそこにだれかが来て云云、これは性質が違いますよ。業者が幾部屋も個室を置いておいて、そしてそこに女を事実上雇っている、これは労働省が雇用関係を認めておりますからね。で、業者に聞けば、いや雇用関係ありません、彼女たちが勝手にやっていると云うて、言い逃れをするけれども、事実上雇用関係があるんですよ。そうやって女を置いて、自分たちのトルコぶろの上の方の部屋に置屋のように女を住まわしている家もたくさんありますよ。そんなにして働かして、そこからピンはねしている。さらにもっと悪いのは、それにひもがついたり暴力団がついている。大部分これは警察がよく知っていますから、もう私はそんなに時間をそのために使いたくはありませんけれども、そういうたくさん

の犯罪が行われていて、そしてかつていたように業者が女性の肉体を商品として売らせることもうけるということがよくないから、だからそういうようなものを、公衆浴場という観念とは違いますが、公衆浴場というのは不特定多数の人に浴場を提供することなんです。それを

売春が事実上行われていると、これはもうみんなだれでも知っておることなんです。ですから、そういうものを許可するのをやめてはいかがですかと言っていることで、至極私はそれはそんなにむずかしい問題ではないと思うのですがね。もうそれで繰り返して同じことを言ってもしょうがないんですが、厚生省の言い分は、衛生立法だからこれなまないとおっしゃるけれども、しかし、公衆浴場法第三条の解釈、第三条でこういうふう

に言っているわけですよ。これはもう私、何度もう繰り返すんですけど、公衆浴場について講ずべき措置というのが第三条にあるんですね。そして、それに「浴場業を営む者は、公衆浴場について、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならぬ」と、「風紀に必要な措置を講じなければならぬ」とちゃんと入っているわけですよ。これを何回かお尋ねすると、環境衛生局長は、その風紀とは男女風俗のことであると、こうおっしゃる。昭和二十三年当時、そういう通達が出ているわけですね。ところが、もう男女風俗というものはだんだん非常に少なくなった、まあいまでも温泉場はありますけど。そんなじやなくて、事実上社会の変化の中でトルコぶろが前に赤線の業者であった人たちの逃げ込む場所に事実上なっているわけですよ。たとえば吉原の角海老という有名な赤線のお店は、いま吉原にも持っているし、千葉県の栄町にも持っているし、あちこちにチェーンのようにトルコぶろを経営しているわけですよ。そして、そこに女を置いて、だから前のやり方を使いながら、法にひっかからないように、まるでそこにはただ部屋を貸して、勝手に女たちがやっていると云う形で使わしているけれども、事実上管理売春の状況にあるということはだれでも知っているわけなんです。だから、風紀に必要な措置を講じているという、その風紀というものの考え方を昭和二十三年当時じゃなくて、トルコぶろが管理売春をどんどんやるようになってきたのがもう四十年以降ですから、その状況に合わせて風

とを、もう私は大抵男の方は知っていらつしやるから説明しませんが、テレビなんかでもときどき放映しておりますので、皆さんこつそり見ていらつしやるんじゃないかと思うから言う必要もないけれども、トルコぶろというのはああいふところだというのはみんな知っているわけですね。ですから、そういうものを許可しないようにと言っているんであって、これはもう環境衛生局長がびしっとあれは衛生法だからなじみませんというふうに答えることに決めていらつしやるので、私は同じことの繰り返しでお聞きはいたしません。それで、私たちがこういうことを最初は風営法の方をやってみたり、案をつくってみたり、それから単独でトルコぶろの禁止法案をつくってみたりしました。だけれども、最終的にまず公衆浴場法の一部改正で、許可のところでためらうということが、実際に警察の方でやっているときにほとんど許可されていったんじゃ、これはふえているわけですよ。警察の人に数を聞きたいと思えますけれども、最近やつぱりトルコぶろはふえているか、それと売春事犯ですね、どういふことになっておりますか。

○説明員(長岡茂君) トルコぶろの営業の数でございますが、私どもが調査をしたところによりますと、昨年十二月末現在で全国に千三百十六軒ございす。これを一年前と比べますと七十七営業所の増加というふうになっております。ですから、まあふえておるといふことでございます。

それから、売春の状況でございますが、昨年、昭和五十一年中の検査状況でございますが、営業所の数で九十五営業所を検査しております。これは全国のトルコぶろ千三百十六営業所のうちの七・二％に当たるということでございます。ちなみに、前年、昭和五十年と比べますと、五十年が七十八営業所でございますので、十七営業所は増加いたしておるといふ状況でございます。

○田中寿美子君 警察の方ね、その検査されたときのその理由といふんですか、根拠は。

○説明員(長岡茂君) これは売春防止法違反でございます。

○田中寿美子君 もう少し説明して、その実態を、どういふふうに把握なさっているか。

〔理事佐々木満君退席、理事佐々木満君着席〕
○説明員(長岡茂君) 営業所の数では、昨年一年間に九十五営業所を検査したということでございますが、検査の件数から申しますと千二百五十九件、人員で二百七十九名というところでございす。これは売春防止法関係の違反でございますが、違反の形態といたしましては、一番多いのが場所提供というところでございす。それ以外に管理売春等がございすけれども、その詳細はちょっといま手元に持っておりますので、ちょっとお答えしかねる状態でございます。

○田中寿美子君 大事なことをお答えにならないので困るんですが、どういふ状況だったからその売春防止法違反でつかまつたか。つまり、警察の人からすればなかなか売防法でつかまえないといふことをいつもおっしゃるから、だから私どもは何とかこれはいろいろ方法をとらなければいけないと考えているわけなんです、だから厚生大臣ね、その許可するという人口のところでためていただきたいと、警察はそれを望んでいるといふことを、しばしばこれまで私も何回も何回も法案の試案をつくったときに言っているわけなんです。そして、警察は警察でやるべきことをやらなければいけないと思うし、まあ法務省とかさつきおっしゃった文部省だって必要なことをやっておりません。労働省もするべきことをやっておりないという問題があると思うんですけれどもね。それで、私たちが特に公衆浴場法の方でやろうというふうに考えましたのは、国際婦人年のメキシコ会議のときに決議、宣言が行われた。それは人権の立場から肉体の不可侵ということを宣言しているわけですね。そして、肉体を商品化するようなことは一切やめなければいけないというのを婦人たちが申し合はせをし、そしてそれは福祉の問題として取り上げているわけですね。だから、女性の人権を守るといふことを、

女性の福祉を守っていくという立場から、私たちはやつぱり厚生省の法律でまずやりましょうということを考えているわけなんです。そして、参議院の法制局が十分これ協力して、法律として成り立つということとちゃんと法案をつくってくだいたんですからね。ですから、厚生省ががんこに自分たちの衛生立法になじまないと言っていること自体、私は考え直してもらわなければならない。衛生立法でなじまない業態を許可することがおかしいというその矛盾にぜひ気がついていただかなければならないと思ひますが、これはどこまでも水かけ論になっていきますからきょうはその論議はやめて、そこで、トルコぶろ業者がいるわけなんです。その業者の組織について厚生省はどのように把握をいらつしやいますか。

○政府委員(松浦十四郎君) トルコぶろ営業の業界の団体として、任意団体として全日本特殊浴場協会連合会というのがございまして、これがかなりの都道府県に支部を設けているといふことは聞いておりますが、その会員数あるいは組織等については私も存じておりません。

○田中寿美子君 厚生省にその業界の、業者の団体が陳情に行っていると思ひますけれども、どういふことを陳情に行きましたか。

〔理事佐々木満君退席、理事佐々木満君着席〕
○政府委員(松浦十四郎君) 厚生省にそういう業界の方が来たといふことは存じておりますが、そのときに陳情といったようなことは聞いておりません。

○田中寿美子君 去年、ちょうど私どもが公衆浴場法の一部改正法案を提出した後、これは継続審議になったといふので、——自民党の方は反対でしたけれども継続審議になった。そして、その後業界が非常に動いておりました。私も婦人議員のところには全部回ってきて、ものすごい分厚いアルバムを持ってききましたが、厚生省にも持ってきたんじゃないですか。

○政府委員(松浦十四郎君) その分厚いアルバムというのは確かに私どもの方へ届けられておりますが、それに伴ひまして先ほど先生おっしゃいましたような、こうしてくれあしてくれといったような陳情は全然受けておりません。

○田中寿美子君 それはおかしいですね。黙って持つていくという手はないんで、私はちやうどおらんかったけれども、これは共産党の小笠原議員なんというのの執拗に説明されてもう弱ったとおっしゃっておいましてがね。分厚いあんなのは大変なお金がかかっているが、みんなの議員のところを持つていき、婦人団体にも持つていつているわけですね。それは性病のものすごい汚い写真がいっぱいあって、自分のところはこういふものを娘たち、トルコ嬢に見せて教育しているから大丈夫だ。一体何でそんな性病教育をしなきゃならないんですか。それは売春をやらしている証拠だと思ひますね。ですから、そういうものを持つて厚生省に行つて黙って置いてくる手はないはずだと思ひますし、入つておる情報によりますと、何回か緊急集会を開いたりしている。そして、衆議院選挙の前には資金集めをしているんです。そういうことをやっている。厚生大臣、かつて売春防止法が三十一年に制定されます前の数年間、私は労働省におつてその売春防止法制定の下作業をいたしました。その当時の業者の動きといふのはものすごいものだったんですよ。大きな業者組織がありました。全国に何万という業者がおつたわけですから。その業者の人たちに私は各地回つて説得して歩いたわけですよ。もういまや赤線を国家が認めるような業態というものはやめなきゃならないんだと、だから転業しなけりゃいけない時期に来ているといふことでずうっと回つたことがありまして、あの当時の業者の巻き返しといふのはすごかったんですよ。それで例の売春汚職といふのがあつたんですがね、御存じでしょう。——御存じですか。あのときはついに国会議員三人が起訴されましたよ。つまり、売春防止法が通らないために努力をして業界から献金を受け取つたわけなんです。そのとき起訴された国会議員といふのは、眞鍋鏡十、推名隆、首藤新八という、こうい

う人たちがたつたわけですね。だけど、調べられた人は三十人もいたし、もともとたくさんさんの人が関係していたわけですね。私はこの業界が資金集めをして、そしてトルコ嬢が、これは市川議員のところなんかやってきて話をしておりますところによりますと、業界が資金集めをするときにはトルコ嬢からも集めるんだそうです。ですから、そのようなものを受け取ったことがないかどうかというのを、売春問題と取り組む会がアンケートを出したわけなんです。自民党の議員さんにはみんな出したから大臣もお受け取りになったと思うんですけどね。なぜかという、公衆浴場法の一部改正案に反対していらしたから、自民党の人たちは、ほかの党はみんな賛成してたもので、自民党の議員にだけアンケートを出したわけですね。そうしたら、答えを出してきた人は十六人しか回答がなかった。みんなそれではその回答は、大体趣旨には賛成だと、それから業界からの資金なんて受け取っていませんという答弁だったわけですね。十六人の方ですね。で、選挙が終わってしまつた後、匿名の、だからそのアンケートを受け取ったのはみんな議員と議員の候補者だったわけですね。匿名の人から、当選した人が落選した人かわかりませんが、特定の議員の名前を書いて、この人は業界から資金を受け取っているというのをよこしたわけですね。だから、私こういうふうな問題が起ると、すぐに業界がそういう反応をするというのをぜひ用心をさせていただきたいと思うのです。そういうことがありますと、これは何もトルコ嬢だけじゃないと大臣おっしゃった。確かにいまは売春の形態というのは非常に多様化し、潜在化しております。だから、業態だっているのになつていく。だから、このところだけで終わるなんというふうな問題ではありませぬし、これは社会全体がよくならなければならぬということも事実でございますけれども、しかし、現にもう管理売春を大抵のトルコ嬢業者がやっているような状況の中で、業界の組織が動くというふうなことに

いては誠に戒めていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 先ほどからも申し上げましたように、事実関係よく知りませんけれども、現実にはそういう指摘されるような管理売春があると思えば、これは警察庁が黙って見ているはずがないと思うんです。ですから、私はもつと取り締まりを強化してもらいたいんです。半分以上のトルコ嬢が管理売春でつかまるというふうなことになるれば、当然われわれとして、そういうふうなトルコ嬢を置くべきかどうかという問題は、それは検討しなければならぬ。私はかなり無理なことがあつても、それはそのときはやめるんならやめさせるといふことも必要だけれども、ただ私どもの方で、売春があるからその責任は厚生省の方だと言われましても、それには下地がみんなあるわけですから、なかなかこの売春問題というのは非常にむずかしい。まして私はこの間言ったのは、転落女性の統計というのが厚生省の中に出ているので、それを見たところが、経済的理由によるのと本人自身のなでやっているのだというのを合すると七六%もあるわけですね。そのうち経済的な理由といつても、本当に食うに困つた、病気のために家族に仕送りしなければならぬというのが何%あるか知らないけれども、先生がおっしゃるように、普通まじめに勤めたら十萬か十五萬しかならぬと、それが本当に三十萬五十萬になるとすれば、そういう誘惑があれば、そこにいくやつもそれはあるのかもわからない。ですから、その経営という問題については、これは厳重に各都道府県の防犯等で徹底した取り締まりをやつてもならぬきやならぬと私思いますし、私がここで責められるというよりも、私はそんなら閣議でも警察庁長官——でなかった、何ですか、警察庁担当の大臣にもつとやつてもらうように私は申し上げたいと、そう思っております。

でございまして、売春そのものを厚生省の責任だと、こう言われましても、なかなか大変なんですよ。

た男性が協力してくれなきゃわかんないでしょう。絶対に協力しませぬからね。ですから、そうすると非常に汚い方法を使うか、アメリカなんかおとり捜査というのをやりますよ。私アメリカでそれを見て来ましたが、それより、そういう裁判をやつていくところ。警官がおとりになつて入つていって、そして売春の寸前につかまると。こんなことをしなければつかまえないようなそういう問題なんです。警察の方もなかなかやりにくい。だから、そんな業態をなくして欲しいというのには私は大変道理にかなつていふと思つていふわけなんです。だから、一番ひどい、売春が多いと思われているものから許可をやらぬようにするといふことにすべきだというのが私たちの考えです。きょうはその私たちの考えの方を述べておきます。

それから、さっき言いましたようにトルコ嬢が二十萬、三十萬あるのは四十萬、五十萬という収入があると。この収入に対して、これは税務関係の方に、国税庁の方に伺いたいんですけれども、一体その税金はどういうふうにして課せられているかといふことなんです。トルコ嬢の業者に対する課税がちゃんと厳正に行われているかどうか、非常に疑わしいんですね。私も千葉県が、非常な疑わしいところへ行つたときに、業者が言いますのに、トルコ嬢たちは自分たちで勝手に営業しているんだけれども、彼女らの収入に関しては自分たちがまとめて税金は払つてやつておりますといふ話なんです。その辺が非常に気になるので、女性たちにはどういう税金が課せられるべきなのか。それから、業者にはどのような課税をせられるべきかといふことなんですが、把握しておいてまいりますので、よろしく。

○説明員(北村恭二君) 税務の面で申し上げますと、まずいわゆるトルコ嬢業者につきましては、これは法人の場合が多いのですが、法人税の課税があるわけがございます。それから、いわゆるトルコ嬢で働いておられますトルコ嬢につきましましては、これは個人の所得税の問題でございまして、

いう人たちがたつたわけですね。だけど、調べられた人は三十人もいたし、もともとたくさんさんの人が関係していたわけですね。私はこの業界が資金集めをして、そしてトルコ嬢が、これは市川議員のところなんかやってきて話をしておりますところによりますと、業界が資金集めをするときにはトルコ嬢からも集めるんだそうです。ですから、そのようなものを受け取ったことがないかどうかというのを、売春問題と取り組む会がアンケートを出したわけなんです。自民党の議員さんにはみんな出したから大臣もお受け取りになったと思うんですけどね。なぜかという、公衆浴場法の一部改正案に反対していらしたから、自民党の人たちは、ほかの党はみんな賛成してたもので、自民党の議員にだけアンケートを出したわけですね。そうしたら、答えを出してきた人は十六人しか回答がなかった。みんなそれではその回答は、大体趣旨には賛成だと、それから業界からの資金なんて受け取っていませんという答弁だったわけですね。十六人の方ですね。で、選挙が終わってしまつた後、匿名の、だからそのアンケートを受け取ったのはみんな議員と議員の候補者だったわけですね。匿名の人から、当選した人が落選した人かわかりませんが、特定の議員の名前を書いて、この人は業界から資金を受け取っているというのをよこしたわけですね。だから、私こういうふうな問題が起ると、すぐに業界がそういう反応をするというのをぜひ用心をさせていただきたいと思うのです。そういうことがありますと、これは何もトルコ嬢だけじゃないと大臣おっしゃった。確かにいまは売春の形態というのは非常に多様化し、潜在化しております。だから、業態だっているのになつていく。だから、このところだけで終わるなんというふうな問題ではありませぬし、これは社会全体がよくならなければならぬということも事実でございますけれども、しかし、現にもう管理売春を大抵のトルコ嬢業者がやっているような状況の中で、業界の組織が動くというふうなことに

いては誠に戒めていただきたいと思うのですが、いかがですか。

もう一つは、先ほど言つたように、異性のお客に接するような場所を提供させるということになると、それじゃトルコ嬢も異性が接するから、それは売春があつてもなくても全部だめなんだと、売春が行われる可能性のあるのだといふことになつて仮に禁止をしたと。ところが、そういうふうな女性に仮におつて、取り締まりがルーズだといふことになれば、それはともかく世に言うパンマとか何とかというふうなことも言われておるわけですから、そういうふうなものも、それじゃともかくホテルや旅館に、男一人のところへ女性性が布団も敷いてあるところへ行つて、背中さすつたりなでたりしちゃいかぬと、こういう話にも発展をしてくるわけですね。私どもの方は公衆衛生局は別にトルコ嬢を管理しているわけじゃないが、医務局の方はあんま、マッサージ師というふうなものは、それは職業、業として認めてやらしめておるわけですから、そういうふうなところにも変なものがまじり込んできつても非常に困ることには困る、実際は。ですから、やはりそういうふうな利用者があるといふことにその店が繁盛するといふことなので、これは社会的な大問題なので、これはみんなの国民運動としてそういうものを利用しないような運動をしていくということが一番効果的ではないんだらうかと、こういうふうに思っております。

○田中寿美子君 その精神的な運動だけじゃだめなんですよ、これ。もう業態があるんですよ、日本にはそういうサービスの業態がね。非常に広範にある。ですから、トルコ嬢だけじゃないことも私たち十分承知はしております。ですから、トルコ嬢は、これは警察の人に聞けば、もういまさら聞かなくてもわかりますけれども、もう大部分が売春をやつていふ。ところが、それが売防法で取り締まれないのはね、売春のその立証といふのは大変むずかしいですよ。相手方になつ

た男性が協力してくれなきゃわかんないでしょう。絶対に協力しませぬからね。ですから、そうすると非常に汚い方法を使うか、アメリカなんかおとり捜査というのをやりますよ。私アメリカでそれを見て来ましたが、それより、そういう裁判をやつていくところ。警官がおとりになつて入つていって、そして売春の寸前につかまると。こんなことをしなければつかまえないようなそういう問題なんです。警察の方もなかなかやりにくい。だから、そんな業態をなくして欲しいというのには私は大変道理にかなつていふと思つていふわけなんです。だから、一番ひどい、売春が多いと思われているものから許可をやらぬようにするといふことにすべきだというのが私たちの考えです。きょうはその私たちの考えの方を述べておきます。

トルコ嬢につきましては一般の収入から必要経費を差し引いたものが課税所得ということになるわけでございます。何分にも、いろいろ現金取引で表にあらわれないものでございまして、なかなか把握がむずかしいといったような実情もあるかと思ひます。

それから、トルコ嬢につきましては、先ほど申し上げましたように、法人税の課税の問題でございまして、申すまでもなく適正な課税を確保するということが国税当局の責務でございまして、多額の脱漏があると見込まれるものの調査を重点的に行つてきておりまして、トルコ嬢につきましても申告内容等検討いたしまして、必要に応じた重点的な調査を行つてきています。今後とも適正な課税に努めたい、努力したいというふうな考へておるわけでございます。

○田中寿美子君 たとえば、雄琴なんというのは大変豪華なものですね。それで入浴料も一万円から取ると。そういうところの業者の収入についてきちんと果たして課税していらっしゃるかどうか、大変その辺が問題だと思ふんです。税務署と云うのはもつときちんと思ふところについて調べているはずのところでございます。先日も私は大阪の方を旅行して参りました。大阪で弁護士がほとんど脱税しているというので追跡調査をして、そして追加課税をしているというところが新聞に報道されているのを見たんですけれども、脱税の対策のそういう指導をいんな業態に関してやつていらっしゃると思ふんです。それで、たとえばトルコで警察から売春その他のことで、あるいは暴力団のこともあるかもしれせんが、そういうことで摘発されたトルコ業者ですね、それに対しては特別に追跡調査をしてですね、果たして課税がちゃんとされているかどうか、これを調べるべきではないかと思ひます。○説明員(北村泰二君) 税務執行の面で法人の申告内容等検討いたします場合に、やはり基本にな

りますのは種々の情報とか資料の収集ということかと思ひます。いま先生御指摘のありましたような他の法律違反で摘発されたといったような事実があらわれた場合に、課税につながるような資料が得られれば、当然それを活用いたしまして税務調査を行い、課税の充実に努めるということ、これはこれまでやってきておるわけでございまして、なお、今後ともその点努力してまいりたいと思ふに考へております。

○田中寿美子君 トルコ嬢の数も一万八千、あるいはもつとあるのかもしれないけれども、この人たちは労働省は雇用関係があるというふうに見ているわけですか。だから、労働条件に関して監督する義務があるというところは認めているわけなんですけれども、そうしますと、本来ならばこれは源泉徴収の課税になるはずだけれども、しかし出来高払いみたいなところがあるから、本人の申告によるということになるわけでございますか。そうしますとですね、本人の申告が、さつき言いましたように、業者がまとめて、やつてやつてるところとあるところに、非常にあいまいなところがあると思いますので、ごまかしもあると思ふので、私はこの辺は業界に対してはもっと厳しく、多分税務署というものは特定の業種を指定して重点的な調査をなさると思ふんですが、そういう指導をするべきだと思ひますが、していただけますでしょうか。

○説明員(北村泰二君) 先生いまおっしゃいましたように、局なり署なりにおきまして特に調査の重点を置くといったような業種を内部的に考えます。調査の充実を図っているというところを、これまでやってきておりますが、いわゆるトルコ嬢を営む法人につきましても、やはり適正な課税を行う上で所得の把握、いまいろいろ困難な場合が多い業種と考えられますので、署によりましてこれを重点的に調査する対象というふうな考へて、調査をしているというところがございます。そういう調査なりあるいは業種別の指導といったところを通じて、課税の適正化に努めているところ

でございます。○田中寿美子君 業者は警察につかまるよりは税務署の方がこわいと言っているんです。そのくらい私はやつぱり収入を隠していると思ひますから、これは重点的にやつてみていただきたいと思ふんです。

それから最後に、厚生省、トルコ嬢たち、本当に喜んで自分でやっている人というのは少ないんですよ、実際。さつき申しましたように、日弁連の調べでもひもが六〇%以上もついている。暴力団の資金源にもなっているという状況なんです。それで相談するのにもできないというところとで、困っている女性もいるわけなんです。そういう人たちに対する指導体制といいますか、更生指導の体制、どういうふうな体制をやっていらっしゃるか。大変このごろはもう手が抜かれていない感じがするんですが、いかがですか。

○政府委員(曾根田都夫君) トルコ嬢に限らず、売春を行うおそれのある女子に対しては、御案内のように婦人相談所あるいは婦人相談員によって保護更生についての相談を行つておるところでありますけれども、大体、確かにこの十年ほど見ますと取り扱件数等横ばいないし漸減の傾向がございまして、また保護施設等におきましても実際に収容されておるのが定員の約半分である、そういうような事情がございまして、これは社会経済情勢等の変化も一つの影響をなしております。と思ひますが、今後ともトルコ嬢も含めて、真に必要な対象には十分な保護更生の機会を与えるための体制を整備していきたいというふうに考へております。

○田中寿美子君 トルコ嬢が自分たちでも相談に乗ってもらえるかというのを、トルコ嬢の町に行くときにも言うわけですね。ですから、つまりかつての赤線の時代には本当に身動きもならないほど監視されていたわけですね。ただ、いまはそんなことがあつてはならないわけですね。ですから、ひもやなんかがおるかもしれないけれども、あるいは暴力団が見張っている

かもしれないけれども、もつとトルコ嬢にも手を差し伸べていただくようにしていただきたいというところを最後に申し上げて、きょうはまた議論が十分じゃありませんけれども、終わります。

○柄谷道一君 原爆被爆者に対する特別措置法について御質問をいたします。

「原爆被爆者が人道的にも、国際法的にも、医学的にもきわめて特異なものである」、「被爆者の療養と生活の保障を更に一段と充実」すべきである、このことにつきましては昨年の本委員会の附帯決議でも全会一致で確認されたところであり、また引き続き本委員会で行われようとしております附帯決議にも、同様の趣旨が盛り込まれるものと思ひます。この附帯決議の精神を受けて、野党五党は国家補償の精神に基づく援護法制定を要求いたしております。その考え方は、本日も依然として不変でございます。しかし、その問題につきましてはかつて当委員会が私自身も再度質問として取り上げたところであり、かつ、さきの質問者も触れられたところでありまして、本日はあえて重複することを避けたいと思ひます。ただ、原爆二法の改善の積み上げで対応しようとしている政府の姿勢とは、その根本において大きな差があることを冒頭指摘いたしておきたい、こう思ひます。

本日は、きわめて実務的な質問に集中したいと思ひますが、原爆被爆者に対する昭和五十年年度実施の実態調査につきましては、さきの質問者に対して遅くとも六月上旬にはその結果の発表が行われるであろう、こう局長は述べられました。また、一九五八年のICRPの許容線量についても、近く国際的な勧告が行われるであろうとも述べられました。といったしますならば、この新しい国際的勧告と実態調査によつて明らかになったそれとを相照合しつつ、本委員会がたびたび問題になつております二キロメートルの線引き、黒い雨の問題、原爆病院及び指定医療機関、原爆看護ホーム

の拡充の問題、家庭奉仕員相談体制の強化の問題及び各種手当の適用範囲などの問題につきましましては、当然それらに基づく洗い直しが今後されるもの、こう理解してよろしくございませうか。

○政府委員(佐分利輝彦君) 結論から申し上げますとそのとおりでございます。各種の最新の資料を集めまして、明年度以降の原爆対策の再検討をいたしたいと考えております。

○柄谷道一君 ただいま私が指摘いたしました問題は、当委員会毎年度指摘される問題でございます。新しい世つかつくの実態調査の結果がわかる、新しい勧告も出されるということでございますので、明年度の原爆二法の改善に当たっては、それらのものが十分織り込まれた新しい方針というのが提案されることを期待いたしておきたいと思っております。

また、広島、長崎、両市の復元調査につきましましては、両市に対して一定の補助が継続して行われております。五十二年度予算におきましても二百四十三万円が計上されておりますけれども、その調査の進捗状況及び調査完了の見通しはどうか、お伺いします。

○政府委員(佐分利輝彦君) 復元調査につきましては、広島市は昭和四十五年度から、長崎市は昭和四十七年度から始めておりまして、一応の目標は昭和五十三年度に終了することになっております。また、そのために、昨年度実施いたしました全国実態調査においても、その付帯調査といたしまして、当時の家族の死没状況、被災状況の調査をいたしました。現在その資料は広島、長崎の復元調査委員会にお貸ししてございます。

問題は、もうすでに先生よく御存じのように、一家全滅というような方々については、復元調査でもなかなか把握したいところがございます。また、当時二キロ以内の広島市内あるいは長崎市内に御在住あるいは御在籍の方につきましてはかなりはつきりいたしますが、軍関係あるいはその他の関係でたまたま広島にいらしたという方については、なかなか調査が困難でございま

す。そのような関係で、広島市と長崎市で若干調査の進捗状況が異なっておりますが、広島市の方は近く一応調査が終了する。長崎市の方は五十三年度いっぱいまでかかるというようなことになろうかと思っております。

○理事(本万三君退席、委員長着席)

そこで、その後のさらに補足調査、フォローアップはどうするかというふうな問題が残るのでございまして、これにつきましては現在広島市、長崎市、また広島県、長崎県と、関係各機関一緒に協議をしておりますのでございまして。

○柄谷道一君 ぜひ関係両市と緊密な連絡をとられまして、この復元調査の促進について御努力をお願いいたします。

そこで、次に原爆病院の整備の問題でございまして、昨年、五十一年度、広島原爆病院に対して三億二千万円の施設整備費が計上され、本年の四月にはその竣工式も行われたと聞いております。当委員会の委員派遣とその委員会報告がそんたくされて、広島原爆病院が整備されたことにつきまして評価をいたします。しかし、長崎原爆病院も同様相当老朽の度がひどいのではないかとということも聞くわけでございまして。場所の関係等もあつて、なかなか広島原爆病院と同様の建てかえなどがむずかしいという事情も聞いておりますけれども、長崎原爆病院に対してどのようなお考えをお持ちでございませうか。

○政府委員(佐分利輝彦君) 長崎の原爆病院は、広島原爆病院に二年おくれで昭和三十三年にオープンいたしました。したがって、建物、設備の老朽状況は広島原爆病院とはほぼ同じであると考えております。したがって、長崎原爆病院についてもすでに地元では改築の問題が出ております。その際、現在の場所では改築の問題があるいは場所を変えて改築するのかわという問題がございます。また、現在の長崎原爆病院にはがんセンターがついておりまして、これは比較的最近、ここ五年から六年の間に整備された、かなりの投資をした施設でございまして。そういったいろいろな問題がござい

ますので、一体どこでどのように改築するかということが現在地元で話し合われているのでございしますが、まず土地の問題といたしましては、十分な土地を獲得し利用しようと思つて不便な場所になつて被爆者が利用しにくい。また、特定の場所でございまして、付近の一般開業医とか民間病院、それに公立病院も関係いたしますがいろいろ問題が起る、そういったことがございまして、また、先ほども申し上げましたように、ここ五年から六年で整備したがんセンターを捨ててはかの場合に移るといふのも、まことに先見の明のないことだといふような問題もあるわけでございまして。したがって、現在鋭意改築の方法について検討を進めておりますのでございまして。

○柄谷道一君 広島原爆病院、建物は新しくなりましたけれども、設備がこれに伴わなければならぬと、こう思つておられます。本年度予算を見ますと、広島、長崎の両病院に対する設備整備費補助はわずかに千二百万円でございます。また運営費補助も両病院合わせて二千六百万円、これが予算計上の額でございまして。設備の近代化、そして病院財政の健全化、この視点に立ちまして考えますと、この補助では不足ではないか、率直にそう思うのでございしますが、いかがでしょうか。

○政府委員(佐分利輝彦君) まず、設備の整備費でございまして、広島原爆病院の場合には、建物が新しくなりましたので、いわゆる初度設備的なものがまず問題にならうかと思つております。しかし、従来の百四十床の旧原爆病院と申しますか原爆病院も、中の設備についてはわりあい新しかったわけでございまして、初度設備につきましましては従来のものをできるだけ活用させていただきたいと考えております。

そこで、国が特に補助金を交付して整備いたしますものは医療機械でございまして、千二百万円の医療機械を広島と長崎の原爆病院で大体六分、四分と申しますか、そのような割合で配分をいたしたいと考えております。

でございまして、実際に病院に参ります金は三倍のものがいくつでございまして。

次に、運営費の補助の問題でございまして、先生方の御提案もございまして、五十一年度から定額で二千六百万円の運営費補助金を計上いたしました。これは補助率は国が二分の一、県と市が四分の一ずつというところで、原爆病院に参れば五千二百万円となるわけでございまして。この配分につきましては、広島と長崎の原爆病床のウェイトがございまして、それに従つて六分を長崎、四分を広島というように考えております。またこのほか、医務局の公的医療機関に対する補助金が参るのでございまして、これは国が二百八十万円、県が二百八十万円、合わせて五百六十万円がそれらの病院に参ります。そのほか、日本赤十字社から若干の運営費の補助金をすると同時に、機械の整備等について特別の融資をいたしております。そういったことのほか、かつての原爆病院の赤字といったものを分析いたしてみますと、原爆の被爆者は高齢者が多くて、しかも長期、慢性の病気が多い。したがって、介護等の人手はかかるけれども医療費は余り高くない。そういうところのほかに、原爆後遺症の調査研究を研究施設を設けて行つていふという問題がございました。そこで、これについては五十一年度もそれぞれ国が三千二百八十万円を差し上げていたわけでございまして。そのように、国の助成策がここ二、三年強化されてまいりましたし、また、先般の医療費改定の影響によりまして、たとえば五十一年度の赤字見込みは両病院とも大変少なくなつてまいりました。数百万円のオーダーになつてまいりました。しかも、この単年度の赤字、またいわゆる過去の累積赤字と申しておりますが、広島の一億六千万とか、長崎の二億一千万といった赤字は、すべて減価償却費を含めた赤字でございまして、あのようないふ特殊な病院でございまして、一応そういう減価償却費を外して検討いたしますと、収支は大体とんとんになっているのではないかと申すの

でございます。したがって、先ほど申し上げました運営費の赤字補助二千六百万円も、これは原爆被爆者の入院医療サービスの改善向上のための補助金ということになってくるわけでございまして、単なる赤字補助という性格は薄らいでまいっております。

○柄谷道一君 私に与えられております質問時間は他党の半分でございますから、答弁の方も簡潔にお願いいたします。

大臣、いま局長からの答弁があったんですけれども、設備整備のために多くのボランティアに頼っている面があることも現実でございます。広島、長崎の原爆病院に行きましたらボランティアの氏名が明記されたものがずいぶんあります。また、この原爆被爆者という実態を考えますと、果たして設備整備のために三分の一の補助率でいいのかどうか、これも問題があるところであろうと思ひます。いま直ちにの回答は困難だと思ひますけれども、こういった面も、従来こうであるから今後もうだ、こういう観念ではなくて、ひとつ洗い直して検討を前向きにお願いをいたしておきたい、こう思うわけです。

そこで、養護ホーム、特別養護ホームにつきましては、さきに質問があったところでありますし、十分の八の補助によって運営されていることを承知しておりますが、病院及び養護ホームとあわせて考えなければならぬ家庭奉仕員制度についてでございますが、五十二年度予算を見ますと、定員六十二名からわずか一名ふやしているだけでございす。そのほか、派遣費手当月額七万九千円を八万四千五百円にしたこと、小頭症患者生活指導員として二百六十四万円が新規計上されていること、これが予算のすべてではないかと思ひます。もちろん、努力は評価はいたしますけれども、われわれが昨年行いました附帯決議、それによつて期待したものと、この家庭奉仕員制度の五十二年度における拡充は距離がある、率直にそう思わざるを得ません。今後の方針を簡潔にお答えをお願いします。

○委員長(上田哲君) 速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(上田哲君) 速記起こして。

○政府委員(佐分利輝彦君) 原爆の家庭奉仕員につきましても、御指摘のように本年度一名増の六十三名にしかたっておりません。しかし、これは七十歳以上、寝たきり等であれば六十五歳以上の老人につきましても、老人対策のヘルパーの御協力を得ておりますし、六十三名そのものは厳密に積み上げて計算した結果のものでございます。なお、その単価についてはまだ問題はあると存じます。また、広島、長崎だけでございすが、ほかの県については被爆者の数も少のうございすが、ので、社会局、児童家庭局関係のヘルパーの御協力を得ております。

○柄谷道一君 各種手当の所得制限でございすが、現行九〇％を九三％に実質的になるように引き上げておりますけれども、しかし「所得制限の撤廃、適用範囲の拡大」という附帯決議からすれば、その線にまだ到達しておりません。なぜこれが附帯決議が出されたにかかわらず実現できないのか、また特別手当を生活保護の収入認定から附帯決議にかかわらず外し得ない理由が一体どこにあるのか、お答え願ひます。

○政府委員(佐分利輝彦君) この所得制限の緩和につきましては、一つは従来その緩和につきまして四十年実態調査の修正値をもとにして計算をいたしたりしておりましたので、まあたとえば本年度九五％にしたいと思つたのが、実測になりまして九三％になるというような問題がございしました。したがって、これは先ほどのように五十年の実態調査を使うというようになつてくると思ひます。また、この所得制限の緩和につきましても、できるだけ大幅に緩和をしたと思ひます。ございすが、やはり他の各種制度の所得制限との関連もございまして、その辺の均衡をとりながら所得制限の緩和を図つているところでございす。

○政府委員(曾根田郁夫君) 特別手当は、他の健康管理手当あるいは医療手当等と違ひまして、一般生活費に充てるという性格のものでございすので、生活保護のたてまえからは収入認定せざるを得ないということになっております。ただし、この手当の性格あるいは原爆被爆者の生活実態にかんがみまして、できるだけ手元に残るようにというところで加算制度を設けておりまして、この加算制度の拡充については今後も努力してまいりたいと思ひます。

○柄谷道一君 大臣、附帯決議は「所得制限の撤廃」と、こう書いてあるんですね。それからこの特別手当につきましても「収入認定からは必ずやう努めること」、この昨年附帯決議を全会一致で決ましまして、当時の厚生大臣はその趣旨に沿ひ努力しますと、こう答えておられるわけでございますが、正確に過去数回にわたつて連続して行われております附帯決議の精神を十分くみ取つていただきて、他のにらみ、まあこれも当然しなければならぬでしょうけれども、事、原爆という冒頭申し上げましたような特殊な事情のもとに置かれておられる被爆者でございすから、特段の配慮がなされてしかるべきだと、こう私は思ふのであります。

次に、二世、三世に対する放射能の影響につきましても、五十年以降新たな手法での研究が放射線研で着手されていると聞いておりますけれども、その実態はどうなつておるのか。また、原爆医療調査機関の一元一体化につきましても、昨年も委員会意見が強く述べられたところでございすが、その実態はどうお伺ひします。

○政府委員(佐分利輝彦君) 放射線が五十一年度から開始いたしました被爆二世、三世に関する調査研究は、まず第一に、遺伝生化学的な研究といった化学的な方法を採用して二世、三世の遺伝の状況を調べようという研究と、もう一つは、白血球の染色体の異常を従来よりさらに高度な方法を使つて精密に調べようという研究と二種類でございまして、本年が第二年度でございす。まだ二

年度でございすので本当に軌道には乗つておりません。また例の戸籍の問題等もございまして、しかしながら、被爆者の方々の御協力によりまして、近く計画どおり軌道に乗りまして当初の五カ年計画が完全に遂行できる予定でございす。

また、昨年の附帯決議にございしました研究機関の一元化の問題でございすが、これはすでに放射線研、また原爆病院の研究施設、両大学の原医研、そのほか放医研だとか遺伝研、そういったところとネットワークを組んでおりまして、それぞれ専門を分担いたしております。今後、そのネットワークのさらに充実強化を図つていけば御期待に沿ふものと考えております。

○柄谷道一君 大臣、私質問の中で指摘しましたように、ことしはこの原爆対策というものを直に、絶好の機会だと思ひます。何とならば、実態調査の結果が明らかになる。また新しい国際的な勧告も出される。私は、毎年この委員会でも同じような議論が蒸し返される、果たしていかかなものかと思ひます。国家補償の精神に基づく援護法の制定可否につきましても、これは与党、野党間で見解の相違もございまして、これは、原爆被爆者の対策を拡充しなければならぬという一点につきましても与党も野党もいわけございす。同じ議論が毎年同じ委員会でも議論される、この悪循環だけは断ち切らなければならぬ。実態調査を契機として原爆被爆者対策について発想新たなひとつ心の通つた対策というものが打ち立てられることを、私は強く希望したいと思ひます。大臣のひとつ決意をお伺ひいたします。

○国務大臣(渡辺美智雄君) お話のような調査や勧告等もございすし、そういうような科学的な論拠を踏まえ、一方においては、原爆被爆者の置かれておる立場等にも私は強く同情をいたしております。したがって、財源の許す限りできるだけ充実をさしてまいりたいと思ひます。

○柄谷道一君 私はきょうの質問通告の中で、きょうが厚生日の最後でございまして、難病対

策の問題にも触れたいと考えておりましたが、許された時間がございません。せっかく答弁のために来られた関係者には、まことに申しわけないと思存しますが、その件に關しましては、また機会を改めて御質問することといたしたい。

ただ、一問だけ、改めての質問をいたしますが、難病対策に対する厚生大臣としての基本的今後の考え方というものを御質問しておきたいと思存します。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 私は難病問題、一口に難病と言いますが、どこまでを難病とするか大きな議論のあるところであります。いま四十三歳か、指定をされておりますが、これらにつきましてはなかなか原因もわからない、したがって治療法もわからない、したがって難病だということでありま。まあ難病というよりも奇病と言った方がいいのか、こういうようなことについては、やはり医学の進歩というものが一番大事なことでございますが、私はやっぱり国の機関が中心になつて、こういうところについては特に重点的にやつていくことが一番いいんじゃないか。したがって、国立研究所やあるいは国立の病院、こういうものが積極的に難病に取り組んでいくような姿勢と方法を講じてまいりたいと、かように考えております。

○柄谷道一君 次の機会に質問をまた留保しておきます。

○委員長(上田哲君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、今泉正二君が委員を辞任され、その補欠として最上進君が選任されました。

○委員長(上田哲君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(上田哲君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上田哲君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○浜本万三君 私はただいま可決されました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、日本共産党及び民社党共同提案の附帯決議案を提出いたします。

決議(案)

国家補償の精神に基づく被爆者の援護対策について、その制度の改善に対する要請は、ますます強いものがある。

よつて政府は、このような事情を配慮して、今後慎重に検討するとともに、本法の施行に当たり、次の事項について実現に努めるべきである。

一、原爆被爆者が人道的にも、国際法的にも、医学的にもきわめて特異なものである点にかんがみ、被爆者からの援護対策充実強化の強い要望を配慮して、被爆者の療養と生活の保障をさらに一段と充実するための援護体制を検討すること。

二、原爆病院の整備及び運営体制について検討を加えるとともに、病院財政の助成に十分配慮すること。

三、原爆養護ホームの内容の充実を図るとともに、被爆者に対する家庭奉仕員制度の充実、相談業務の強化等在宅被爆者に対する福祉対策を強化すること。

策を強化すること。

四、各種手当の額を更に引き上げるとともに、所得制限の撤廃、適用範囲の拡大を図り、もつて被爆者に必要な施策の整備充実を努めること。

五、特別手当について生活保護の収入認定からはずすよう努めること。

六、原爆症の認定については、被爆者の実情に即応するよう改善すること。

七、被爆者の医療費については、全額公費負担とするよう検討することとし、さしあたり国民健康保険の特別調整交付金の増額について十分配慮すること。

八、被爆者の実態調査を、今後の被爆者援護施策に十分活用するよう努めるとともに、復元調査を更に整備充実し、被爆による被害の実態を明らかにするよう努めること。

九、被爆者とその子や孫の放射能の影響についての調査研究の十全を期すため現存する原爆医療調査機関の一元一体化等について検討し、その促進をはかること。

十、沖縄在住の原子爆弾被爆者が本土並みに治療を受けられるよう専門病院等の整備に努めるとともに、沖縄の地理的、歴史的條件を考慮すること。

十一、葬祭料を大幅に増額するとともに、過去の死亡者にも遡及して支給することを検討すること。

右決議する。

○委員長(上田哲君) ただいま浜本君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上田哲君) 全会一致と認めます。よつて、浜本君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、渡辺厚生大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

ます。渡辺厚生大臣。

○國務大臣(渡辺美智雄君) ただいま御決議をいただきました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして努力をいたす所存でございます。

○委員長(上田哲君) 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(上田哲君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(上田哲君) 水道法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、衆議院社会労働委員長代理戸井田三郎君から趣旨説明を聴取いたします。戸井田三郎君。

○衆議院議員(戸井田三郎君) ただいま議題となりました水道法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、水道用の水の需給見通し、水道の布設状況、水源等の清潔保持の状況にかんがみ、水道に関する国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、新たに、水道の整備を計画的に推進し、簡易専用水道の管理を規制する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、水源等の清潔保持及び水の適正かつ合理的な使用に関する国及び地方公共団体並びに国民の責務を明らかにするものとする。

第二に、地方公共団体は、地域の自然的社会的諸条件に応じて、水道の計画的整備に関する施策を策定し、これを実施するものとする。

第三に、国は、水源の開発その他の水道の整備に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを推進するとともに、地方公共団体等に対し、必要な技術的及び財政的援助を行うよう努めなければ

ばならないものとする。

第四に、地方公共団体は、水道の広域的な整備を図る必要があると認め、関係地方公共団体と共同して、広域的水道整備計画を定めるべきことを都道府県知事に要請することができることとし、この場合において、都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該関係地方公共団体と協議し、かつ、当該都道府県の議会の同意を得て、広域的水道整備計画を定めるものとする。

第五に、水道事業は、原則として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限る、水道事業を営むことができるものとする。

第六に、水道事業者は、原則として水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならないものとする。

第七に、新たに簡易専用水道の制度を設け、その設置者は、厚生省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならないものとする。定期に地方公共団体の機関または厚生大臣の指定する者の検査を受けなければならないものとする。

第八に、水道事業者または水道用水供給事業者は、水源の水質を保全するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長または関係地方公共団体の長に対し、水源の水質の汚濁の防止に関し、意見を述べ、または適当な措置を講ずべきことを要請することができるものとする。

第九に、国は、水道事業または水道用水供給事業を営む地方公共団体に対し、その事業に要する費用のうち、政令で定めるものについて、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、その一部を補助することができるものとする。こと等である。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。御決断を、何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(上田哲君) 以上をもって趣旨説明の聴

取は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は御発言願います。——別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

水道法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(上田哲君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(上田哲君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後四時四十三分散会

五月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、母子家庭の母等である勤労婦人の雇用の促進に関する特別措置法案(衆)

母子家庭の母等である勤労婦人の雇用の促進に関する特別措置法案

母子家庭の母等である勤労婦人の雇用の促進に関する特別措置法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 雇用に関する特別措置(第三条・第十四条)

第三章 失業者に対する特別措置(第十三条・第二十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、母子家庭等が置かれている特別の状況にかんがみ、母子家庭の母等である勤労婦人が適切な職業に就くことを促進するため、雇用手配等の特別の措置を講じ、もつて母子家庭等の生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「母子家庭の母等」とは、次に掲げる者であつて、主としてその者の収入により児童等の生計を維持しているものという。

一 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。)と死別した女子で現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。)をしていないもの

二 離婚した女子で現に婚姻をしていないもの

三 配偶者の生死が明らかでない女子

四 配偶者から遺棄されている女子

五 配偶者が精神上又は身体上の障害があるため長期にわたつて労働能力を失つていて女子

六 前四号に掲げる者に準ずる女子で政令で定めるもの

2 前項の児童等とは、次に掲げる者をいう。

一 二十歳に満たない子(二十歳以上の子で、修学中のもの又は精神上若しくは身体上の障害があるものを含む。)

二 精神上又は身体上の障害がある配偶者

三 三親等内の親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母及び子を含む。で、二十歳に満たないもの(二十歳以上で修学中のものを含む。)、六十歳以上のもの又は精神上若しくは身体上の障害があるもの)

第二章 雇用に関する特別措置

(求人条件等)

第三条 公共職業安定所は、勤労婦人について、母子家庭の母等でないことを条件とする求人の申込みを受理しないことができる。

2 公共職業安定所は、母子家庭の母等である勤労婦人を雇用する事業主に対して、労働時間、事業所内託児施設等の設置等雇用に関する技術的事項について、必要な指導、助言その他の援助を行うことができる。

(母子相談員等との連絡)

第四条 公共職業安定所は、母子相談員(母子福祉法(昭和三十一年法律第二百九号)第七條第一項に規定する母子相談員をいう。その他母子家庭の福祉に関する機関等と緊密に連絡して、母子家庭の母等である勤労婦人の雇用の促進に努めなければならない。)

(事業主の配慮等)

第五条 事業主は、母子家庭の母等である勤労婦人の就労を容易にするため、労働時間、事業所内託児施設その他の福祉施設の設置又は利用等について、特別の配慮をするように努めなければならない。

第六条 雇用促進事業団は、雇用促進事業団法(昭和三十一年法律第十六号)第十九條第三項第一号の業務を行うに当たつては、事業主が母子家庭の母等である勤労婦人を雇い入れることを促進するため、事業所内託児施設その他の福祉施設の設置又は整備に要する資金の貸付け等について特別の配慮を加えるものとする。

(雇用手配の決定)

第七条 労働大臣は、政令で定めるところにより、母子家庭の母等である勤労婦人の雇用手配を決定することができる。

(雇用に関する国の機関等の義務)

第八条 国の機関、地方公共団体並びに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社並びにその他の法人であつて、その資本の額若しくは出資の総額の二分の一以上が国、地方公共団体、日本専売公社、日本国有鉄道若しくは日本電信電話公社からの出資によるもの又はその事

業に要する経費の二分の一以上が国若しくは地方公共団体からの交付金若しくは補助金によつてゐるものうち政令で定めるもの（以下「国の機関等」という。）の職員の任免について権限を有する者（委任を受けて職員に任免について権限を行う者を除く。以下「任命権者」という。）は、政令で定めるところにより、当該国の機関等に勤務する母子家庭の母等である職員の数が当該国の機関等の職員の総数に前条の規定により設定した雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）未満である場合には、その職員の採用について、母子家庭の母等である職員の数が当該雇用率を乗じて得た数以上となるようにするため、母子家庭の母等である労働婦人の採用に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の「職員」とは、国の機関等に常時勤務する職員であつて、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二十三条第一号から第十二号までに掲げる職員、船員である職員その他の政令で定める職員以外のものをいう。

（採用状況の通報等）

第九条 任命権者は、政令で定めるところにより、前条第一項の計画及びその実施状況を労働大臣（市町村及びその出資又は交付金若しくは補助金に係る法人にあつては、都道府県知事。次項において同じ。）に通報しなければならない。

2 労働大臣は、特に必要があるとき認めるときは、前条第一項の計画を作成した任命権者に対し、その適正な実施に関し、勧告をすることができる。

（事業主の雇用義務）

第十条 労働者（坑内労働者、船員その他の労働省令で定める労働者以外の労働者をいう。以下同じ。）を常時雇用する事業主（国の機関等を除く。次条及び第十二条において同じ。）は、労働者の雇入れについては、その常時雇用する母子家庭の母等である労働婦人の数が、その常時雇

用する労働者の総数に、第七条の規定により設定した雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）以上であるように努めなければならない。（雇入れに関する計画）

第十一条 労働大臣は、母子家庭の母等である労働婦人の雇用を促進するため必要があるとき認めるときは、常時百人以上の労働者を雇用する事業主であつて、その常時雇用する母子家庭の母等である労働婦人の数が前条の規定により算定した数未満であるものに對し、母子家庭の母等である労働婦人の数が前条の規定により算定した数未満であるものに對し、母子家庭の母等である労働婦人の数が当該算定した数以上となるようにするため、労働省令で定めるところにより、母子家庭の母等である労働婦人の雇入れに関する計画の作成を命ずることができる。

2 事業主は、前項の計画を作成したときは、労働省令で定めるところにより、これを労働大臣に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 労働大臣は、第一項の計画が著しく不適当であると認めるときは、当該事業主に対し、その変更を勧告することができる。

4 労働大臣は、特に必要があるとき認めるときは、第一項の計画を作成した事業主に対し、その適正な実施に関し、勧告をすることができる。

5 労働大臣は、労働省令で定めるところにより、前四項の権限の全部又は一部を公共職業安定所に委任することができる。

（事業主に対する給付金）

第十二条 国は、公共職業安定所の紹介による母子家庭の母等である労働婦人の雇入れを促進するため、雇用対策法（昭和四十一年法律第三十二号）の規定に基づき、事業主に対し、給付金を支給することができる。

第三章 失業者に対する特別措置（母子家庭等失業者求職手帳の発給）

第十三条 公共職業安定所長は、失業者で母子家庭の母等である労働婦人が次の各号に該当する場合においては、その者の申請に基づき、母子家庭等失業者求職手帳（以下「手帳」という。）を発給する。一 公共職業安定所に求職の申込みをしてゐること。

二 誠実かつ熱心に就職活動を行う意欲を有すると認められること。

三 第十六条第一項各号に掲げる措置を受ける必要があると認められること。

四 前三号に掲げるもののほか、労働大臣が公共職業安定所審議会の意見を聴いて定める要件に該当すること。

第十四条 手帳は、労働省令で定める期間、その効力を有する。

2 公共職業安定所長は、手帳の発給を受けた者で、前項の手帳の有効期間を経過しても、なお就職が困難であり、引き続き第十六条第一項各号に掲げる措置を実施する必要があると認められるものについては、その手帳の有効期間を労働省令で定める期間延長することができる。

（手帳の失効）

第十五条 手帳は、公共職業安定所長が当該手帳の発給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その効力を失う。一 母子家庭の母等でなくなつたとき。二 新たに安定した職業に就いたとき。三 第十三条各号に掲げる要件のいずれかを欠くに至つたとき。四 前三号に掲げるもののほか、労働大臣が公共職業安定所審議会の意見を聴いて定める要件に該当するとき。

2 前項の場合においては、公共職業安定所長は、その旨を当該手帳の発給を受けた者に通知するものとする。

第十六条 労働大臣は、手帳の発給を受けた者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置（計画の作成）

が効果的かつ有機的に実施されるための計画を作成するものとする。

一 職業指導及び職業紹介

二 公共職業訓練施設の行う職業訓練

三 国又は地方公共団体が実施する訓練（前号に掲げるものを除く。）であつて、作業環境への適応を容易にさせるために行われるもの及び技能を習得させるために行われるもの

四 国又は地方公共団体の委託を受けて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する専修学校若しくは各種学校又はその他の者が行う教育又は訓練であつて、就職に必要な知識及び技能を習得させ、又は作業環境への適応を容易にさせるために行われるもの

五 前四号に掲げるもののほか、労働省令で定めるもの

2 労働大臣は、前項の計画を作成しようとする場合には、中央職業安定所審議会の意見を聴かなければならない。

（公共職業安定所長の指示）

第十七条 公共職業安定所長は、手帳を発給するときは、その手帳の発給を受ける者に對し、その者の知識、技能、職業経験その他の事情に應じ、当該手帳の有効期間中前条第一項の計画に準拠した同項各号に掲げる措置（以下「就職促進の措置」という。）の全部又は一部を受けることを指示するものとする。

2 公共職業安定所長は、手帳の発給を受けた者について当該手帳の有効期間を延長するとき、改めて、その延長された有効期間中就職促進の措置の全部又は一部を受けることを指示するものとする。

3 公共職業安定所長は、前二項の指示を受けた者の就職促進の措置の効果が高めるために必要があるとき認めるときは、その者に対する指示を変更することができる。

（関係機関等の責務）

第十八条 公共職業安定所その他の職業安定機関、地方公共団体及び雇用促進事業団は、前条

（職業安定法の一部改正）
 第三条 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十
 一号）の一部を次のように改正する。
 第九条の二第二項中「又は第三項」を「若し

の促進に関する特別措置法」に改める。

第十八条第一項中「及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律(これに基づく命令を含む)」を「建設労働者の雇用の改善等に関する

五月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願(第四九六五号)(第四九六六号)(第四九六七号)(第四九六八号)(第四九六九号)

五一五八号)

一、柔道整復師法一部改正に関する請願(第五
一六七号)

一、ハンセン氏病療養所の医療の充実、整備の

促進に関する請願(第五一六八号)

一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願(第五二三五号)

一、季節労働者に対する雇用保険の「九十日支給」及び生活保障に関する請願(第五二三九号)(第五二四〇号)

一、医療保険の大改悪反対等に関する請願(第五二四三号)

一、母性保障基本法制定に関する請願(第五二四五号)

一、歯科医療の確保と改善に関する請願(第五三三二号)

第四九六五号 昭和五十二年五月七日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願(二通)

請願者 秋田市将軍野東二ノ八ノ一〇 永井京子外二千二百二名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第四九六六号 昭和五十二年五月七日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願(一通)

請願者 群馬県前橋市国領町二ノ二四ノ七 島田一憲外二千一名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第四九六七号 昭和五十二年五月七日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 神奈川県秦野市曲松一ノ二ノ二一 杉森正外二百名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第四九六八号 昭和五十二年五月七日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 茨城県水戸市元吉田町三日本共産党茨城県委員会内 石井健二外百十三名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第四九六九号 昭和五十二年五月七日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 大阪府吹田市津雲台五ノ一五 山下雅夫外千名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第四九七〇号 昭和五十二年五月七日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願(二通)

請願者 和歌山市今福二五五ノ一 高橋昭男外二千一名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第四九七一号 昭和五十二年五月七日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 福井県小浜市堀屋敷五ノ一〇 浜野是外二百名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第四九七二号 昭和五十二年五月七日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 新潟市内野町八五一ノ三 今井ヨシイ外二百名

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第四九七三号 昭和五十二年五月七日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 徳島市北矢三町二ノ八ノ五日本共産党徳島県委員会内 竹谷輝雄外二百名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第四九七四号 昭和五十二年五月七日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 大分県佐伯市上岡二、六五四ノ一 梅田惣一郎外千名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第四九七五号 昭和五十二年五月七日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 宮崎市霧島四ノ四三 日高加代子外千名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第四九七六号 昭和五十二年五月七日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 新潟市文京町二七 斎藤章外五百八十九名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第四九七七号 昭和五十二年五月七日受理

請願者 川崎市幸区下平間一五川崎幸民主商工会内 斎藤清外二百名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第四九七八号 昭和五十二年五月七日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 広島県三原市東町三四七 竹本清人外千名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第四九八一号 昭和五十二年五月七日受理

療術の制度化に関する請願(二通)

請願者 東京都小平市花小金井五ノ六三三 小松義雄外二名

紹介議員 徳永 正利君

この請願の趣旨は、第四八四六号と同じである。

第五〇七八号 昭和五十二年五月九日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 秋田県大曲市丸の内町三ノ二三 高橋千代三郎

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第四八四六号と同じである。

第四九九〇号 昭和五十二年五月九日受理

個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(二通)

請願者 東京都新宿区百人町二ノ二五ノ一六 浦島悦子外九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第五一五二号 昭和五十二年五月十日受理

個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 東京都新宿区百人町二ノ二五ノ一六 浦島悦子外九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

請願者 滋賀県大津市太平一ノ五ノ一五ノ
六 重岡勇外十四名
紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第五二三四号 昭和五十二年五月十一日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願
請願者 横浜磯子区杉田町九ノ一九 菊
池新一外十四名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第五二四二号 昭和五十二年五月十一日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願
請願者 大阪府岸和田市福田町二、二二二
久礼信子外三百七名
紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第五三二五号 昭和五十二年五月十二日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願(一通)
請願者 茨城県水戸市本町二ノ五ノ一六茨
城県婦人相談所内 大内日出男外
二十七名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第五三三八号 昭和五十二年五月十二日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願(十通)
請願者 鹿児島市下伊敷町六六六 細野カ
ヅ子外四百四十一名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第四九九一号 昭和五十二年五月九日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 横浜市中区西竹ノ九五一 大島茂
外二千四百八十名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第五〇七七号 昭和五十二年五月九日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願(一通)
請願者 大分市上白木五組 大伴満男外千
四百七十名
紹介議員 粕原 ヤス君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第五一五四号 昭和五十二年五月十日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願(一通)
請願者 山梨県甲府市美咲二ノ一四ノ一七
太田政子外八百八十七名
紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第五二四四号 昭和五十二年五月十一日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願(一通)
請願者 石川県金沢市小坂町中一六一 河
原信治外二千九百十六名
紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第五三三〇号 昭和五十二年五月十二日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願(一通)
請願者 東京都港区東新橋二ノ八ノ五〇全
日通労組内 溝上一生外一名
紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

外六十四名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第三二二一号と同じである。

第四九九三三号 昭和五十二年五月九日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願
請願者 香川県高松市末広町六ノ二〇 山
口賀二
紹介議員 前川 且君
この請願の趣旨は、第三二二一号と同じである。

第四九九四四号 昭和五十二年五月九日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願
請願者 埼玉県大里郡花園村永田六ノ三
神田伝次
紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第三二二一号と同じである。

第四九九五五号 昭和五十二年五月九日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願
請願者 埼玉県久喜市下早見八一四 小林
直吉
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第三二二一号と同じである。

第四九九六六号 昭和五十二年五月九日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願
請願者 島根県松江市西川津町一、三三二
内田茂明外九名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第三二二一号と同じである。

法制化に関する請願
請願者 福島市宮下町一七ノ二六 高橋康
治
紹介議員 野口 忠夫君
この請願の趣旨は、第三二二二号と同じである。

第四九九八八号 昭和五十二年五月九日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願
請願者 徳島市国府町日開 福富参四郎
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第三二二二号と同じである。

第四九九九号 昭和五十二年五月九日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願
請願者 福島市宮下町一七ノ二六 高橋善
一
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第三二二二号と同じである。

第五〇〇〇〇号 昭和五十二年五月九日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願(六通)
請願者 茨城県猿島郡三和町江口三一八ノ
三 塚原勝政外五名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第三二二二号と同じである。

第五〇八七号 昭和五十二年五月十日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願
請願者 埼玉県久喜市本町五ノ二ノ三 関
山政久
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第三二二二号と同じである。

第五〇八八号 昭和五十二年五月十日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願
請願者 島根県江津市江津町一、三三一
清田末義外九名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第五〇八九号 昭和五十二年五月十日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願
請願者 埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸三ノ六
木村三樹男
紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第五一七〇号 昭和五十二年五月十一日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願
請願者 埼玉県草加市新里町六二八 森昇
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第五一七二号 昭和五十二年五月十一日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願
請願者 香川県木田郡牟礼町 小河義雄
紹介議員 前川 且君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第五一七三三号 昭和五十二年五月十一日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願
請願者 埼玉県久喜市東町 落合金次郎
紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第五二二六号 昭和五十二年五月十一日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願
請願者 東京都府中市新町三ノ三三ノ一
崎山一夫
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第五二三七号 昭和五十二年五月十一日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願
請願者 東京都杉並区宮前五ノ二〇ノ一四
垣内成子
紹介議員 三治 重信君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第五二三八号 昭和五十二年五月十一日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願
請願者 千葉県船橋市夏見台一ノ二〇ノ八
ノ三〇四 山火三千雄
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第五二四八号 昭和五十二年五月十一日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市汐入町五ノ八
中川京一
紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第五二六一号 昭和五十二年五月十二日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願
請願者 東京都世田谷区弦巻三ノ一三ノ六
土屋英三郎
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第五二六二号 昭和五十二年五月十二日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願
請願者 埼玉県久喜市南一ノ九ノ三五 本
多正勝
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第五二六三三号 昭和五十二年五月十二日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願
請願者 埼玉県久喜市南四ノ二ノ九 早川
幸二
紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第五三一九号 昭和五十二年五月十二日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願
請願者 東京都国分寺市本町四ノ一七ノ一
五ノ五 小林了
紹介議員 木島 則夫君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第五〇六四号 昭和五十二年五月九日受理
タール系色素をはじめとする食品等の着色料及び
防腐剤追放に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市浦賀町六ノ一浦
賀生活協同組合内 岩堀三郎外一
万八百八十三名
紹介議員 竹田 四郎君

第五〇七九号 昭和五十二年五月九日受理
タール系色素をはじめとする食品等の着色料及び
防腐剤追放に関する請願
請願者 神奈川県相模原市麻溝台三、〇四
六 三宅ケイ外五千六百十九名
紹介議員 三治 重信君
この請願の趣旨は、第五〇六四号と同じである。

第五〇八四号 昭和五十二年五月九日受理
生協への規制を取りやめ、生協運動助成強化に關
する請願
請願者 横浜市神奈川区片倉町七二七かな
がわ生活協同組合理事長 岩山信
外六千三百二名
紹介議員 藤井 恒男君

第五〇八五号 昭和五十二年五月九日受理
生協への規制を取りやめ、生協運動助成強化に關
する請願
請願者 横浜市内南区大岡五ノ一三ノ四 大
久保まつえ外六千三百二名
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第五〇八四号と同じである。

第五一五五号 昭和五十二年五月十日受理
健康保険法の改悪反対等に関する請願
請願者 埼玉県浦和市北浦和三ノ一五ノ一
七 神山とし子外三百六十四名
紹介議員 春日 正一君

一、国民の大幅負担増と受診抑制をねらう医療保険の大改悪を撤回すること。

二、各種医療保険と国民健康保険への国庫負担を大幅に増額すること。

三、予防・出産・リハビリテーションなどを給付対象とし、給付の改善を図り、老人・難病・小児などの公費負担医療の改善を図ること。

理由

医療の荒廃と国民の健康破壊が進むなかで、すべての国民は「いつでもどこでも安心して医療が受けられる」ことを切望している。しかし政府は、ボーナスから二パーセントの保険料徴収、初診時・入院時負担の三・五倍の引上げ、高額療養費の給付対象者の削減などかつてない医療保険の大改悪を企てている。

第五一五六号 昭和五十二年五月十日受理

国立寺泊療養所の整備に関する請願

請願者 新潟県三島郡寺泊町金山四三二国立寺泊療養所内全日本国立医療労働組合寺泊支部内 橋本千代外二

紹介議員

志苦 裕君

新潟県三島郡寺泊町所在の国立寺泊療養所について、脳卒中リハビリテーション施設を中心にした特別整備を早急に実施されたい。また、呼吸器疾患病棟も併設されたい。

理由

国立寺泊療養所は、昭和二十二年結核療養所として発足し、昭和三十三年から新潟県内でも特に脳卒中の多発地域である三島郡（発生率、昭和四十九年度、人口十万人対比三百九十九・七人）において、郡内唯一の公的医療機関として、脳卒中のリハビリテーション（八十床）を併設し、治療にあたってきた。現在、呼吸器疾患三十名、脳卒中八十名の患者が入院しており、地域住民にとって、なくてはならない医療機関となつてはいるが、木造建物は全く老朽化し、療養生活上、治療上、

健康管理上から早急に整備することが求められている。

第五一六九号 昭和五十二年五月十一日受理

国立寺泊療養所の整備に関する請願

請願者 新潟県三島郡寺泊町寺泊下荒町河合一江外二千九百六十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第五一五六号と同じである。

第五一五八号 昭和五十二年五月十日受理

重度戦傷病者と家族の援護に関する請願（二通）

請願者 茨城県日立市桜川町一ノ五ノ一三宮田武雄外一名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第四九一七号と同じである。

第五一六七号 昭和五十二年五月十日受理

柔道整復師法一部改正に関する請願

請願者 東京都千代田区神田和泉町一ノ九日整会館内社団法人日本柔道整復師会会長 島居良夫

紹介議員 丸茂 重良君

この請願の趣旨は、第二五四号と同じである。

第五一六八号 昭和五十二年五月十日受理

ハンセン氏病療養所の医療の充実、整備の促進に関する請願

請願者 群馬県吾妻郡草津町草津乙六五〇山田達夫外六十名

紹介議員 鹿島 俊雄君

この請願の趣旨は、第二七九号と同じである。

第五二三三三号 昭和五十二年五月十一日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 名古屋市中熱田区羽城町一五 竹之内賢一外千七百九十二名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第五二三三九号 昭和五十二年五月十一日受理

季節労働者に対する雇用保険の「九十日支給」及び生活保障に関する請願

請願者 北海道勇払郡早来町安平 山田武雄外五百十九名

紹介議員 内藤 功君

季節労働者の生活を保障するため、次の事項の実現を図りたい。

一、雇用保険法を改正し、短期特例被保険者に対する特例一時金を現行五十日分を九十日分に改めるよう措置すること。

二、冬期間地元で就労できる仕事の開発を行うとともに住民本位の公共事業を起こし、発注時期を早め季節労働者が確実に雇用されるよう措置すること。

三、希望する季節労働者に対する緊急融資、各種福祉制度の活用など、季節労働者が安心して生活できるための必要な対策を確立すること。

理由

北海道の季節労働者は、その大半が建設業で働く専業季節労働者で北海道の開発に重要な役割を果たしてきたが、雇用保険法によつて季節労働者に対する失業給付金が、それまでの九十日分から五十日分に削減された結果、季節労働者とその家族は、塗炭の苦しみに陥り、また、地域経済にも深刻な事態をもたらしている。そのため、道議会をはじめ、道内町村議会の半数以上が「九十日支給実現」を決議し、幾つかの自治体が季節労働者緊急就労事業を起こしたり、生活資金貸付制度を設ける等の緊急対策をとっているが、全道二十九万人季節労働者の生活保障にはほど遠いものであり、国からの抜本的対策とともに、緊急措置が求められなければならない事態にある。

第五二四〇号 昭和五十二年五月十一日受理

季節労働者に対する雇用保険の「九十日支給」及び生活保障に関する請願

請願者 北海道室蘭市東町二ノ一四ノ七木村市郎外六百一十一名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第五二三三九号と同じである。

第五二四三三三号 昭和五十二年五月十一日受理

医療保険の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県大田市波根町西灘 堀栄一外百三十二名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第八八四号と同じである。

第五二四四五号 昭和五十二年五月十一日受理

母性保障基本法制定に関する請願

請願者 愛媛県今治市東門町五ノ一ノ三五真部威夫外二百名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第三五一九号と同じである。

第五三三三三三号 昭和五十二年五月十二日受理

歯科医療の確保と改善に関する請願

請願者 東京都新宿区高田馬場四ノ二ノ三二高橋歯科医院内 高橋敬文外二百十八名

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第三八四九号と同じである。

五月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、公衆浴場法の一部を改正する法律案（田中寿美子君外十名発議）

公衆浴場法の一部を改正する法律案
公衆浴場法の一部を改正する法律案
公衆浴場法（昭和二十三年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

一、老人医療費の有料化に反対し、現行制度の改善等に関する請願(第五六五〇号)

一、学童保育制度の拡充に関する請願(第五六一号)

一、老人医療費の有料化に反対し現行制度の改善に関する請願(第五六五七号)(第五六五八号)(第五六五九号)(第五六六〇号)(第五六六一号)(第五六六二号)(第五六六三号)

第五三四二号 昭和五十二年五月十三日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・法制化に関する請願

請願者 東京都杉並区善福寺二ノ一五ノ二

紹介議員 酒井健雄

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第五三四三号 昭和五十二年五月十三日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・法制化に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市新堀一、二、三六 新井守

紹介議員 森 勝治君

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第五三四四号 昭和五十二年五月十三日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・法制化に関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡幸手町仲二ノ三

坂本栄次郎

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第五四一四号 昭和五十二年五月十三日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・法制化に関する請願

請願者 東京都町田市本町田一ノイ一、三

五三 前田淳

紹介議員 辻 一彦君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第五四一五号 昭和五十二年五月十三日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・法制化に関する請願

請願者 川崎市高津区向ヶ丘三二ノ一八

岡崎幸子

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第五四二三号 昭和五十二年五月十三日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・法制化に関する請願

請願者 埼玉県朝霞市栄町五ノ二ノ一ノ四

一五 松田裕行

紹介議員 香脱タケ子君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第五四二四号 昭和五十二年五月十三日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・法制化に関する請願

請願者 東京都練馬区石神井一ノ一ノ三五

ノ四〇六 松本英一

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第五四二五号 昭和五十二年五月十三日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・法制化に関する請願

請願者 東京都渋谷区本町六ノ二八ノ二ノ

五〇二 松本知子

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第五四二六号 昭和五十二年五月十三日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・法制化に関する請願

請願者 東京都東久留米市上の原一ノ三ノ

一六ノ五〇四 永嶺栄華

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第五四二七号 昭和五十二年五月十三日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・法制化に関する請願

請願者 京都府相楽郡加茂町岡崎 林一繁

外二百三十二名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第五四二八号 昭和五十二年五月十三日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・法制化に関する請願

請願者 京都府相楽郡加茂町船屋 宮崎穂

外二百九十四名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第五四二九号 昭和五十二年五月十三日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・法制化に関する請願

請願者 京都府相楽郡加茂町井平尾 久保

田勇外二百二十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第五四三〇号 昭和五十二年五月十三日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・法制化に関する請願

請願者 京都府相楽郡加茂町登路 西沢正

外二百四十一名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第五四三一号 昭和五十二年五月十三日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・法制化に関する請願

請願者 京都府相楽郡加茂町岩船 米田長

知外百五十七名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第五四三二号 昭和五十二年五月十三日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・法制化に関する請願

請願者 京都市南区八条内田町八六 中村

策二外二百二十五名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第五四三三号 昭和五十二年五月十三日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・法制化に関する請願

請願者 京都市右京区嵯峨野千代ノ道町五

七ノ二 島崎士外二百七十六名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第五四三八号 昭和五十二年五月十四日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・法制化に関する請願

請願者 埼玉県草加市谷塚町一三五 並木

菊蔵

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第五四三九号 昭和五十二年五月十四日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・法制化に関する請願

請願者 埼玉県児玉郡上里町勅使河原三、

三〇〇 板垣昭

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第五五三六号 昭和五十二年五月十六日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願

請願者 福岡県三潴郡三潴町玉満福岡県南
部建設労働組合内 富田保

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第五五三七号 昭和五十二年五月十六日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願

請願者 埼玉県浦和市針ヶ谷四ノ一ノ一
伊東進

紹介議員 森下 昭司君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第五四〇七号 昭和五十二年五月十三日受理

歯科医療の確保と改善に関する請願

請願者 東京都大田区上池台一ノ一三ノ三
西川文雄外二百十名

紹介議員 阿部 憲一君
この請願の趣旨は、第三八四九号と同じである。

第五四〇八号 昭和五十二年五月十三日受理

歯科医療の確保と改善に関する請願

請願者 東京都大田区大森西六ノ一一ノ二
五大勝ビル内 佐藤国男外二百八
名

第五四一八号 昭和五十二年五月十三日受理

歯科医療の確保と改善に関する請願

請願者 千葉県松戸市常盤平七ノ三〇ノ五
戸原喜子外百九十八名

この請願の趣旨は、第三八四九号と同じである。

第五四一九号 昭和五十二年五月十三日受理

歯科医療の確保と改善に関する請願

請願者 東京都板橋区氷川町一ノ八渋谷
歯科医院内 渋谷国男外四百七十
六名

紹介議員 栗林 卓司君
この請願の趣旨は、第三八四九号と同じである。

第五四二〇号 昭和五十二年五月十三日受理

歯科医療の確保と改善に関する請願

請願者 大阪府茨木市主原町六ノ一〇
八西山歯科医院内 西山洋一外六
百十八名

紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第三八四九号と同じである。

第五四四三三号 昭和五十二年五月十三日受理

歯科医療の確保と改善に関する請願

請願者 神戸市灘区五毛通四ノ一三〇
松山昭子外七十九名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第三八四九号と同じである。

第五四四四号 昭和五十二年五月十三日受理

歯科医療の確保と改善に関する請願

請願者 東京都町田市つくし野二ノ一八ノ
一九平野歯科診療所内 平野英字
外二百四十七名

第五四四五号 昭和五十二年五月十三日受理

歯科医療の確保と改善に関する請願

請願者 北九州市小倉区片野一ノ一六ノ二
五古賀歯科医院内 古賀猛外百六
十九名

この請願の趣旨は、第三八四九号と同じである。

第五四四六号 昭和五十二年五月十三日受理

歯科医療の確保と改善に関する請願

請願者 名古屋市瑞穂区瑞穂通三ノ三四
石田啓外六十一名

紹介議員 三治 重信君
この請願の趣旨は、第三八四九号と同じである。

第五四五四号 昭和五十二年五月十三日受理

歯科医療の確保と改善に関する請願

請願者 高知県安芸郡田野町 近藤耕一外
三百六十名

紹介議員 星野 力君
この請願の趣旨は、第三八四九号と同じである。

第五六〇八号 昭和五十二年五月十六日受理

歯科医療の確保と改善に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋室町二ノ二三
井第三別館内室町歯科医院内 土
居元良外二百九十三名

紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第三八四九号と同じである。

第五六五五号 昭和五十二年五月十六日受理

歯科医療の確保と改善に関する請願

請願者 東京都北区東十条二ノ八ノ五北病
院内 住田幸治外二百三十名

第五六六号 昭和五十二年五月十六日受理

歯科医療の確保と改善に関する請願

請願者 東京都大田区東六郷一ノ三ノ一一
京浜診療所歯科内 小林昌平外二
百四十名

この請願の趣旨は、第三八四九号と同じである。

第五四〇九号 昭和五十二年五月十三日受理

健康保険改悪に反対し、健康保険・共済組合(短
期)・国民健康保険制度改善に関する請願

請願者 千葉県松戸市常盤平団地三ノ六ノ
三二〇 須藤保外百五十二名

紹介議員 加瀬 完君

一、健康保険、日雇健康保険、各種共済組合(短
期)など労働者医療保険の大改悪を直ちにやめ
ること。(保険料引上げ、ボーナスからの特別
保険料徴収、初診時・入院時の一部負担、入院
時給食費の一部負担、薬代の一部負担、高額療
養費自己負担限度額の引き上げなど。)

二、政管健康保険、日雇健康保険の国庫負担割合
を引き上げ、新たに健康保険組合、共済組合
(短期)にも定率国庫負担を法制化すること。

三、労働者医療保険の保険料負担割合を労働者
三、使用者七とする。

四、国民健康保険の保険料引上げをとりやめ、傷
病手当等の給付内容を改善し国庫負担を増額す
ること。

理由

大気汚染の拡散による公害病の続発や成人病の急
増など健康破壊の進行と救急、夜間休日医療体制
の立ち遅れや、差額ベッド料の付き添い看護料に
よる医療保険の空洞化などは国民に大きな不安を
与えているので、健康破壊をくい止め、国民に十
分な医療を保障することは最も緊急な課題である
にもかかわらず、逆に財政上の見地から国民の負
担の大幅増を骨子とした健康保険法の改悪を實施
しようとしており、そのおもむくところ国民の医
療を受ける機会と権利を次第に制限し、国民の健
康保持に逆行する結果をきたすことになる。

第五四一七号 昭和五十二年五月十三日受理

健康保険改悪に反対し、健康保険・共済組合(短
期)・国民健康保険制度改善に関する請願

健康保険改悪に反対し、健康保険・共済組合(短
期)・国民健康保険制度改善に関する請願

健康保険改悪に反対し、健康保険・共済組合(短
期)・国民健康保険制度改善に関する請願

健康保険改悪に反対し、健康保険・共済組合(短
期)・国民健康保険制度改善に関する請願

健康保険改悪に反対し、健康保険・共済組合(短
期)・国民健康保険制度改善に関する請願

健康保険改悪に反対し、健康保険・共済組合(短
期)・国民健康保険制度改善に関する請願

健康保険改悪に反対し、健康保険・共済組合(短
期)・国民健康保険制度改善に関する請願

請願者 東京都江東区南砂二ノ三ノ一ノ

一、二三〇 松下正和外二百六十
六名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第五四〇九号と同じである。

第五四一六号 昭和五十二年五月十三日受理

個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願

請願者 千葉市中台町八三〇ノ三ノ四〇
五 小沢健二外四百四十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第五六〇三号 昭和五十二年五月十六日受理

個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願(二通)

請願者 神奈川県高座郡綾瀬町寺尾一、六
七〇 君塚京子外二十七名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第五六〇四号 昭和五十二年五月十六日受理

個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願

請願者 青森市石江江渡一〇五 阿部そわ
外四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第五四二二号 昭和五十二年五月十三日受理

社会保険診療報酬の引上げ等に関する請願

請願者 神戸市灘区赤坂通一ノ一川岸医院
内 川岸弘賢外四百五十七名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第一八六五号と同じである。

第五四四二号 昭和五十二年五月十三日受理

社会保険診療報酬の引上げ等に関する請願

請願者 名古屋市瑞穂区明前町二ノ三四
桑原春子外五名

紹介議員 三治 重信君

この請願の趣旨は、第一八六五号と同じである。

第五四四七号 昭和五十二年五月十三日受理

社会保険診療報酬の引上げ等に関する請願

請願者 大阪府東大阪市西二ノ五ノ一
九横山耳鼻咽喉科医院内 横山恒
夫外五百六十六名

紹介議員 杏脱タケ子君

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第五四三九号 昭和五十二年五月十三日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 大阪府東大阪市西二ノ五ノ一
九横山耳鼻咽喉科医院内 横山恒
夫外五百六十六名

紹介議員 杏脱タケ子君

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第五四三三号 昭和五十二年五月十三日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 京都府伏見区淀池上町一三三 奥
田和志外三千四百七十七名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第五六〇七号 昭和五十二年五月十六日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 東京都千代田区神田神保町一ノ三

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第五六二八号 昭和五十二年五月十六日受理

六新日本婦人の会内 高山貴美子
外二百十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第五四三四号 昭和五十二年五月十三日受理

雇用保険法に「九十日支給」の特例等に関する請願

請願者 青森県南津軽郡平賀町西田一
五八 三浦貞栄一外千四百十九名

紹介議員 内藤 功君

季節労働者の生活と仕事を守るため、次の事項の
実現を図りたい。

一、雇用保険法に九十日支給の特例を設けるこ
と。

二、季節労働者が生活できる地元での仕事を保障
すること。

理由

昭和五十年四月一日の雇用保険法の実施により、
失業給付が九十日分から一時金の五十日分に切り
下げられた。青森県の季節労働者は約十四万人
で、失業給付額は昭和五十年年度で約三百四十億
円、そのうち昭和五十一年度は約百億円の減額に
なると推定されている。これは、季節労働者の生
活権にかかわっていると同時に地元商工業者や市
町村財政にも深刻な影響を与えている。

第五四三七号 昭和五十二年五月十三日受理

難治性患者、職業病患者の医療と生活に関する請
願

請願者 徳島県板野郡板野町大寺国立板西
療養所内 半田寛介外八百四十三
名

紹介議員 内藤 功君

難治性の長期療養患者が、病気を治し、健康で働
けるようになるため、次の事項の実現を切望す
る。

一、救急患者、重症患者のたらい回しとか診療・

入院拒否をなくし、国公立、大学病院が率先し
て受け入れるよう医療供給体制を整備するこ
と。

二、慢性的な医師・看護婦等の不足を解消するた
めに、その増員と養成計画をたてること。当
面、へき地・離島には専門医療集団による巡回
診療を実施すること。

三、医療を受ける妨げとなつてゐる差額徴収、付
添看護料、通院費などの患者負担をなくすこ
と。

四、医療不安の根源となつてゐる薬の副作用、薬
害をなくすための施策と、被災者に対する救済
制度を作り、政府、製薬企業の責任で実施する
こと。

五、手術等の血液を患者や家族に強制的に集めさ
せることをやめ、新鮮血提供者の登録を一日も
早く実施すること。

六、国民全体の検診制度をつくり、特に、一歳半
と学童の検尿・検診を制度化すること。

七、ハンセン氏病などの患者のいる老朽化した施
設は、早急に整備し安心して生活できるように
すること。

八、結核の感染源・要入院患者、低肺患者に必要
な結核予防法の命令入所算の増額、ベッド、
医師・看護婦などの増員と医療供給体制を強化
すること。

九、健康保険の療養給付は、本人・家族とも十割
に改めること。(初診料、再診料、入院時負担、
高額療養費の限度額の増額また薬代・給食費な
どの患者負担に反対である。)

十、傷病手当金は、これを増額し支給期間を障害
年金と継続できるまで延長すること。

十一、障害年金・障害福祉年金は、生活できる年
金額に引き上げ、障害等級・障害認定基準を病
状や障害が正しく反映するよう改正し、福祉年
金の本人所得制限を大幅に緩和すること。

十二、昨年改正された「障害認定基準」の一年六箇月
を早急に実施し、「障害認定基準」・「障害等級」
を早く改正すること。

十三、人工肝門、職業病、「難病」、慢性疾患など全体を、身体障害者福祉法(手帳)の対象とし、更に、これを含めた障害者(児)の実態調査を五十二年度に実施すること。

十四、職業病対策を重点課題にし、抜本的な補償制度に改正すること。

十五、職業病隠しや私病すり替えをなくし、職業病は早期発見と早期認定を原則とし、安心して療養できるようにすること。

十六、職業病治療補償は、現在の局所的部分的治療の制限をやめ、全身性疾患として合併症も含めた治療に改め、働けるようになるまで十分な補償をすること。

十七、労災指定病院は、職業病科をつくり、すべての職業病に対する治療、リハビリテーションや温泉療養、漢方療法などが受けられるようにすること。

十八、職業病患者の生活補償は、給付基礎日額を当面五千円以上とし、休業給付は百パーセントに引き上げ、スライドは賃金、物価指数五パーセントの変動ごとに実施すること。

十九、患者・回復者が安定した就職ができるように、身体障害者雇用促進法の適用範囲を、人工肝門、職業病、「難病」、慢性疾患など全体に拡大し、職業安定所に理解ある担当者を配置すること。

二十、働きながら、一定の治療を必要とする労働者(患者)の不当な首切りや就職拒否、健康保険加入拒否をなくすること。

第五四五五号 昭和五十二年五月十三日受理
難治性患者、職業病患者の医療と生活に関する請願
請願者 横浜港南区日野町二ノ三 前田 幸男外七百九十一名
紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第五四三七号と同じである。

第五四五六号 昭和五十二年五月十四日受理
難治性患者、職業病患者の医療と生活に関する請願
請願者 富山県滑川市七〇一、〇四〇 高橋一雄外六百六十名
紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第五四三七号と同じである。

第五四三八号 昭和五十二年五月十三日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願
請願者 千葉県船橋市習志野台五ノ一〇ノ一三 片野貞義
紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第二四九四号と同じである。

第五四〇二号 昭和五十二年五月十六日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願
請願者 東京都立川市柏町四ノ五一ノ一 川嶋温子外四名
紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第二四九四号と同じである。

第五四四〇号 昭和五十二年五月十三日受理
健康保険法の一部改正案反対等に関する請願
請願者 大阪府守口市小春町四〇名嘉山医院内 名嘉山典全外四十九名
紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一八六四号と同じである。

第五四四一号 昭和五十二年五月十三日受理
健康保険法の一部改正案反対等に関する請願
請願者 兵庫県伊丹市寺本堂ノ後二ノ五 河村憲一外四百七十三名
紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第一八六四号と同じである。

第五四四八号 昭和五十二年五月十三日受理
健康保険法の一部改正案反対等に関する請願

請願者 名古屋市南区宝生町一ノ二林内科 内 林武夫外五十名
紹介議員 三治 重信君
この請願の趣旨は、第一八六四号と同じである。

第五四四九号 昭和五十二年五月十三日受理
中国残留日本人肉親探し並びに里帰り・永住帰国に関する請願
請願者 北海道千歳市祝梅 武藤龍三外四名
紹介議員 有田 一寿君

この請願の趣旨は、第二六六号と同じである。

第五五二七号 昭和五十二年五月十四日受理
重度戦傷病者と家族の援護に関する請願(四通)
請願者 埼玉県川越市脇田町九ノ三 新井 勘七外三名
紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第四九一七号と同じである。

第五五二八号 昭和五十二年五月十四日受理
重度戦傷病者と家族の援護に関する請願(五通)
請願者 栃木県足利市大町八ノ二〇 竹前 信義外四名
紹介議員 矢野 登君

この請願の趣旨は、第四九一七号と同じである。

第五五三三三号 昭和五十二年五月十四日受理
全国一律最低賃金法制化等に関する請願
請願者 神戸市垂水区高丸五ノ六ノ二ノ二 井上勇外百名
紹介議員 沓脱タケ子君

一、全国一律最低賃金法の法制化、雇用制度・年金制度の改善をはじめとした国民春闘共闘会議の要求を実現すること及び男女差別撤廃・母性保護に関するILO条約(八十九号、百三三号、百一十一号)を即時批准すること。また、母性保護条項の切捨てなどの労働基準法を改悪しないこと。

二、労働三法で保障されている労使の自主交渉・自主解決を阻害する内示行為を直ちにやめ賃金など労働条件改善について、労使交渉で決定した内容に基づき、必要財源を保障すること。

三、政府関係法人(公庫・公団・事業団及び公益法人など)の定年制を延長するよう必要な措置を講ずること。また、退職手当の支給制限を撤廃し、支給率を改善するなどの措置を講ずること。

第五五三四号 昭和五十二年五月十四日受理
全国一律最低賃金法制化等に関する請願
請願者 東京都中央区日本橋浜町二ノ六ノ八 渋谷精一外八十五名
紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第五五三三三号と同じである。

第五六〇五号 昭和五十二年五月十六日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 名古屋市昭和区八事本町一〇一森 本荘内 古守良子外二千九百三十四名
紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第五六〇六号 昭和五十二年五月十六日受理
健康保険法の一部改正案に反対し、社会保険診療報酬の引上げに関する請願
請願者 京都市中京区御前通松原下ル京都府医師会内 長島三郎外三百五十二名
紹介議員 神谷信之助君

国民に対するまともな医療が確保できるよう、政府の責任において次の事項を実現されたい。
一、受診を抑制し、患者・被保険者の負担を増やす健康保険法の改悪をやめること。
二、物価・人件費の上昇に見合う診療報酬の年一

回改定の約束を即時実施すること。
三、医療保険財政に大幅な国庫負担を導入し、患者・被保険者の負担増とならないよう必要な措置を講ずること。

第五六一三三号 昭和五十二年五月十六日受理
働く婦人の権利拡充と福祉対策の強化に関する請願

請願者 東京都青梅市東青梅一ノ二ノ一
堀田歳外千七百三十八名
紹介議員 小笠原貞子君

いま婦人たちは、インフレ、不況の中で、人べらし「合理化」のしわ寄せを受け、健康破壊もひどくなっている。また、わが国では、男女差別賃金をはじめ、母性保護の権利、社会保障の面でも先進諸外国に比べ立ち遅れている。メキシコで開かれた国際婦人年世界会議は、「平等」「発展」「平和」のスローガンを掲げ、この実現をめざして「世界行動計画」を採択した。いま政府は、「国内行動計画案」を発表し、婦人に対する施策を進めようとしているが、婦人の現状に鑑み、特に次の項目について早急に制度化を行うよう強く要請する。

一、労働基準法第六十五条の産前産後休暇を各八週間とし、有給で保障すること。

二、同六十七条の生理休暇については、請求者には必ず有給で与えること。

三、全国一律最低賃金制を確立すること。

四、婦人労働者への雇用、賃金、昇進、職業訓練、定年制などの差別禁止、結婚、出産退職など不当な職場締出しは、直ちにやめさせる措置をとること。なお労働基準法第三条に「性別」による差別の禁止を加えること。

五、出産に際しては、正常、異常の区別なく健康保険、国民健康保険を適用し、分娩費用は全額支給とすること。

六、産休明けを含む保育所の増設を図り、保育料の大幅値上げを抑え、保育内容を向上させること。

と。学童保育に国の制度を確立すること。
七、遺族年金は、現行の五十パーセントを八十パーセント支給に引き上げること。

第五六一四号 昭和五十二年五月十六日受理
働く婦人の権利拡充と福祉対策の強化に関する請願

請願者 大阪府東淀川区豊里菅原町二四八
服部恵子外千七百三十八名
紹介議員 香脱タケ子君

この請願の趣旨は、第五六一三三号と同じである。

第五六一五号 昭和五十二年五月十六日受理
働く婦人の権利拡充と福祉対策の強化に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市豊野町二五ノ四ノ一〇四 野口啓子外千七百五十名
紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第五六一三三号と同じである。

第五六一六号 昭和五十二年五月十六日受理
働く婦人の権利拡充と福祉対策の強化に関する請願

請願者 大阪府堺市竹城台一ノ一ノ三ノ一、一六 森果弘美外千七百三十七名
紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第五六一三三号と同じである。

第五六一七号 昭和五十二年五月十六日受理
働く婦人の権利拡充と福祉対策の強化に関する請願

請願者 青森県五所川原市新町三一ノ二 菅原寛太外三千五百六十九名
紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第五六一三三号と同じである。

医療保険制度の改革に関する請願

請願者 埼玉県本庄市前原一ノ一〇ノ九 鈴木勝巳外三千八百四十六名
紹介議員 瀬谷 英行君

医療保険制度の抜本改革について、次の事項の実現を図りたい。

一、医療制度並びに医療保険制度の抜本改革を速やかに実現すること。
二、公的医療機関を増設するとともに、医療機関を適正に配置して、その体系的整備を図ること。

三、物と技術の分離、甲表、乙表の一本化、薬価基準の適正化等診療報酬体系の合理化を図るとともに診療報酬支払い方式の改革を図ること。
四、給付に要する費用の大幅な定率国庫負担を法定化すること。

理由

今日の医療保険の危機は、医療保険制度に対する国の責任体制が極めて不十分であったためと、経済の低成長時代において、医療費が国民所得の伸びをはるかに上回って、不自然に増大することに起因している。従って医療保険制度の抜本改革を行うに当たっては、単なる財政対策に終始することなく国民医療に対する国の責任を確立するとともに、医療費増高の根本原因である医療制度、医療費支払い制度、診療報酬体系等の医療諸体制の不備を改革すべきである。

第五六一八号 昭和五十二年五月十六日受理
医療保険制度の改革に関する請願

請願者 埼玉県浦和市原山三ノ一六ノ一二 出井安雄外二千九百四十二名
紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第五六一七号と同じである。

第五六一九号 昭和五十二年五月十六日受理
医療保険制度の改革に関する請願(三通)

請願者 長野市新田町一、四八一 北沢真
紹介議員 佐志外二名

この請願の趣旨は、第四八四六号と同じである。

第五六二〇号 昭和五十二年五月十六日受理
国の保育行政の改善に関する請願

請願者 島根県松江市八幡町三五ノ一万 波一郎外千三百三十九名
紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第五六二一〇号 昭和五十二年五月十六日受理
国の保育行政の改善に関する請願

請願者 東京都千代田区神田神保町一ノ三 六新日本婦人の会内 堀田常子外千四百一十一名
紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第五六二二四号 昭和五十二年五月十六日受理
医療保険制度大改悪に反対し、国民が安心して良

い医療を受けられる制度創設に関する請願

請願者 東京都稲城市東長沼一 新館満外二千二百七十七名
紹介議員 上田耕一郎君

一、保険料引上げ、ボーナスからの特別保険料徴収、初診時・入院時の患者一部負担の大幅引上げ、高額療養費の自己負担限度額の引上げなどを内容とする健康保険をはじめとする医療保険の大改悪を絶対にしないこと。

二、政府管掌健康保険、日雇健康保険の国庫負担の割合を引き上げること。

三、国民健康保険の保険料引上げをとりやめ、国庫負担を増額すること。
四、出産、予防、リハビリテーションなどを保険給付の対象にし、医療保険制度全般の給付の改

善を図ること。

第五六三三号 昭和五十二年五月十六日受理

医療保険制度大改悪に反対し、国民が安心して良
い医療を受けられる制度創設に関する請願

請願者 横浜市磯子区上中里町一、〇二八
ノ四〇ノ四、〇一一 城谷公二郎
外四百五十六名

紹介議員 杏脱タケ子君

この請願の趣旨は、第五六三四号と同じである。

第五六三六号 昭和五十二年五月十六日受理

医療保険制度大改悪に反対し、国民が安心して良
い医療を受けられる制度創設に関する請願

請願者 島根県松江市西生馬町四九二ノ一
渡辺正人外千四百五十二名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第五六三四号と同じである。

第五六三七号 昭和五十二年五月十六日受理

医療保険制度大改悪に反対し、国民が安心して良
い医療を受けられる制度創設に関する請願

請願者 東京都千代田区神田神保町一ノ三
六新日本婦人の会中央本部内 渡
部千佳子外二千三百七十八名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第五六三四号と同じである。

第五六四七号 昭和五十二年五月十六日受理

安心して子どもを生み育てられるよう母性保護の
強化に関する請願

請願者 島根県松江市古志原町一一五 石
原香苗外四千四百四十名

紹介議員 加藤 進君

わが国は、男女差別賃金をはじめ、母性保護の権
利、社会保障、結婚による民法上の権力の面でも
先進諸国に比して立ち遅れているから、婦人が安
心して子どもを生み育て働き続けられるよう次の

項目について必要な法制の改正をし、またILO
八十九号(婦人の夜業の禁止条約)百三三号(母性保
護に関する条約)百一十一号(雇用差別禁止の条約)
条約等も批准されたい。

一、すべての労働者に週四十時間、週休二日制の
労働時間短縮を行うこと。

二、労働基準法の改悪をやめ、産前・産後休暇各
八週間(異常出産などの場合は産後十週間)、生
理休暇を最低二日間是有給とすること。同時に
この休暇を理由として不利益な取扱いをしない
よう措置をすること。

三、婦人労働者の深夜労働の禁止や残業制限の諸
規定を厳格に実施すること。特に看護婦の夜勤
については月八日以内に制限し、ひとり夜勤を
なくすよう措置をとること。

四、母性保護の立場から有害危険作業への従事を
禁止すること。

五、母性給付を改善し、安心して出産ができるよ
う出産費は、正常、異常の区別なく無料とする
こと。

第五六四八号 昭和五十二年五月十六日受理

安心して子どもを生み育てられるよう母性保護の
強化に関する請願

請願者 茨城県取手市井野団地一ノ一ノ
二〇五 岡修二外五千五百五十四名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第五六四七号と同じである。

第五六五〇号 昭和五十二年五月十六日受理

老人医療費の無料化に反対し、現行制度の改善等
に関する請願

請願者 東京都新宿区上落合二ノ二二ノ二
三 新村規江外九十七名

紹介議員 上田耕一郎君

一、老人の健康な生活をおびやかす老人医療費支
給制度の「有料化」を絶対にしないこと。
二、現在の老人医療費支給制度について、次のよ

う改善すること。

- 1 国会の決議どおりに支給年齢を六十五歳か
らにすること。
- 2 「(老人医療受給者証)の受給者の医療につ
いては、室料差額、付添看護料、はり、きゅ
う、義歯など保険給付外の患者負担をなくす
こと。
- 3 老人医療費支給制度のなかに訪問看護制度
を取り入れること。
- 三、国民健康保険など、医療保険に対する国庫負
担を大幅に増額し、次の点を強く要求する。

- 1 政府管掌健康保険の保険料の引上げと、ボ
ーナスからも保険料をとることをしないこ
と。
- 2 初診時、入院時、薬代の一部負担など健康
保険法の改悪や高額療養費の自己負担額の引
上げをしないこと。

第五六五一号 昭和五十二年五月十六日受理

学童保育制度の拡充に関する請願

請願者 東京都多摩市永山三ノ一ノ一ノ四
〇四 坂口悦子外千十名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第四二九五号と同じである。

第五六五七号 昭和五十二年五月十六日受理

老人医療費の無料化に反対し現行制度の改善に關
する請願

請願者 東京都千代田区神田神保町一ノ三
六新日本婦人の会中央本部内 吉
田一郎外二千二百三十一名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

細田英理子外二千四百五十五名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第五六五九号 昭和五十二年五月十六日受理

老人医療費の無料化に反対し現行制度の改善に關
する請願

請願者 静岡県浜松市名塚町二六六 鈴木
良外二千三百三名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第五六六〇号 昭和五十二年五月十六日受理

老人医療費の無料化に反対し現行制度の改善に關
する請願

請願者 千葉県柏市常盤台二一ノ七 石橋
幸雄外二千六百一十一名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第五六六二号 昭和五十二年五月十六日受理

老人医療費の無料化に反対し現行制度の改善に關
する請願

請願者 群馬県桐生市横山町二ノ六 斎藤
六市郎外二千六百名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第五六六三号 昭和五十二年五月十六日受理

老人医療費の無料化に反対し現行制度の改善に關
する請願

請願者 札幌市北区新琴似一〇条七丁目

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

する請願

請願者 和歌山県日高郡南部町北道一六四
ノ三 島津元次外一千三百七十八
名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三十九号と同じである。

五月二十四日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は同日)

一、水道法の一部を改正する法律案(衆)

水道法の一部を改正する法律案

水道法の一部を改正する法律

水道法(昭和三十一年法律第七十七号)の一部
を次のように改正する。

目次第一章 総則(第一条―第五条)を「第一

章 総則(第一条―第五条)

章の二 広域的な水道整備(計画)第五条の二」に、

「第四章 専用水道(第三十一条―第三十四条)」

を「第四章 専用水道(第三十一条―第三十四条)

を「第四章の二 簡易専用水道(第三十四条の二)」

に、「第五十条」を「第五十条の二」に改める。

第一条中「とともに」の下に「水道を計画的に

整備し、及び」を加える。

第二条を次のように改める。

(責務)

第二条 国及び地方公共団体は、水道が国民の日

常生活に直結し、その健康を守るために欠くこ

とのできないものであり、かつ、水が貴重な資

源であることにかんがみ、水源及び水道施設並

びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正か

つ合理的な使用に関し必要な施策を講じなけれ

ばならない。

2 国民は、前項の国及び地方公共団体の施策に

協力するとともに、自らも、水源及び水道施設

並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正

とする。

かつ合理的な使用に努めなければならない。

第二条の二 地方公共団体は、当該地域の自然的
社会的諸条件に応じて、水道の計画的整備に関

する施策を策定し、及びこれを実施するととも

に、水道事業及び水道用水供給事業を経営する

に当たっては、その適正かつ能率的な運営に努

めなければならない。

2 国は、水源の開発その他の水道の整備に関す

る基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれ

を推進するとともに、地方公共団体並びに水道

事業者及び水道用水供給事業者に対し、必要な

技術的及び財政的援助を行うよう努めなければ

ならない。

第三条中第十項を第十一項とし、第七項から第

九項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の

一項を加える。

7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道

事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道

であつて、水道事業の用に供する水道から供給

を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、

その用に供する施設の規模が政令で定める

基準以下のものを除く。

第一章の次に次の一章を加える。

第二章の二 広域的な水道整備計画

第五条の二 地方公共団体は、この法律の目的を

達成するため水道の広域的な整備を図る必要が

あると認めるときは、関係地方公共団体と共

同して、水道の広域的な整備に関する基本計画

(以下「広域的な水道整備計画」という。)を定める

べきことを都道府県知事に要請することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による要請があ

つた場合において、この法律の目的を達成する

ため必要があると認めるときは、関係地方公共

団体と協議し、かつ、当該都道府県の議会の同

意を得て、広域的な水道整備計画を定めるものと

する。

3 広域的な水道整備計画においては、次の各号に

掲げる事項を定めなければならない。

一 水道の広域的な整備に関する基本方針

二 広域的な水道整備計画の区域に関する事項

三 前号の区域に係る根幹的な水道施設の配置そ

の他水道の広域的な整備に関する基本的事項

4 広域的な水道整備計画は、当該地域における水

系、地形その他の自然的条件及び人口、土地利

用その他の社会的条件、水道により供給される

水の需要に関する長期的な見通し並びに当該地

域における水道の整備の状況を勘案して定めな

ければならない。

5 都道府県知事は、広域的な水道整備計画を定め

たときは、遅滞なく、これを厚生大臣に報告す

るとともに、関係地方公共団体に通知しなけれ

ばならない。

6 厚生大臣は、都道府県知事に対し、広域的な水

道整備計画に関し必要な助言又は勧告をするこ

とができる。

第六条の見出しを「事業の認可及び経営主体」に

改め、同条第二項を次のように改める。

2 水道事業は、原則として市町村が経営するも

のとし、市町村以外の者は、給水しようとする

区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合

に限り、水道事業を経営することができるものと

する。

第十条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、給水区域の拡張により新

たに他の市町村の区域が給水区域に含まれるこ

ととなるときは、当該他の市町村の同意を得な

ければ、当該認可を受けることができない。

第十条第二項中「第六条第二項及び」及びたし

書を削る。

第二十条に次の一項を加える。

3 水道事業者は、第一項の規定による水質検査

を行うため、必要な検査施設を設けなければな

らない。ただし、当該水質検査を地方公共団体

の機関又は厚生大臣の指定する者に委託して行

うときは、この限りでない。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 簡易専用水道

第三十四条の二 簡易専用水道の設置者は、厚生

省令で定める基準に従い、その水道を管理しな

ければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道

の管理について、厚生省令の定めるところによ

り、定期に、地方公共団体の機関又は厚生大臣

の指定する者の検査を受けなければならない。

第三十六条に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第三

十四条の二第一項の厚生省令で定める基準に適

合していないと認めるときは、当該簡易専用水

道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易

専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措

置を採るべき旨を命ずることができる。

第三十七条中「専用水道」の下に「又は簡易専

用水道」を、「前条第一項」の下に「又は第三項」

を加え、「前条第二項」を「同条第二項」に改める。

第三十九条第三項中「第一項」の下に「又は第

二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第三

項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三

項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正

を確保するために必要があると認めるときは、

簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理

について必要な報告を徴し、又は当該職員をし

て簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若

しくは設置者の事務所立ち入らせ、その施設、

水質若しくは必要な帳簿書類を検査させる

ことができる。

第四十三条を次のように改める。

(水源の汚濁防止のための要請等)

第四十三条 水道事業者又は水道用水供給事業者

は、水源の水質を保全するため必要があると認

めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公

共団体の長に対して、水源の水質の汚濁の防止

に関し、意見を述べ、又は適当な措置を講ずべ

きことを要請することができる。

第四十四条中「簡易水道事業を経営しようとする

市町村に対し」を「水道事業又は水道用水供給事

業を営むる地方公共団体に對し、その事業に要する費用のうち政令で定めるものについて」に改め、「水道の新設に要する費用の」を削る。

第四十五条の次に次の一条を加える。
(研究等の推進)

第四十五条の二 国は、水道に係る施設及び技術の研究、水質の試験及び研究、日常生活の用に供する水の適正かつ合理的な供給及び利用に関する調査及び研究その他水道に関する研究及び試験並びに調査の推進に努めるものとする。

第四十六条に次の一項を加える。
2 この法律の規定により都道府県知事に属する権限は、その一部を市町村長に委任することができる。

第四十八条中「水道施設の下に」又は「簡易専用水道の用に供する施設」を加え、「又は専用水道」を「専用水道又は簡易専用水道」に改める。

第六章中第五十条の次に次の一条を加える。
(国の設置する簡易専用水道に関する特例)

第五十条の二 この法律中簡易専用水道に関する規定は、第五十三条から第五十六条までの規定を除き、国の設置する簡易専用水道についても適用されるものとする。

2 国の設置する簡易専用水道については、第三十六條第三項、第三十七條及び第三十九條第二項に定める都道府県知事の権限は、厚生大臣が行う。

第五十三条第一号中「第十条第一項」の下に「前段」を加える。

第五十四条に次の一号を加える。

八 第三十四条の二第二項の規定に違反した者第五十五条第二号中「第三十九条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定(第四章 専用水道(第三十二條第三十四條)を「第四章 専用水道(第三十二條第三十四條)」を「第四章の二 簡易水道

(第三十二條第三十四條)に改める部分及び専用水道(第三十四條の二)」に改める部分「第五十条」を「第五十条の二」に改める部分に限る。)、第三條及び第二十條の改正規定、第四章の次に一章を加える改正規定、第三十六條、第三十七條、第三十九條、第四十六條及び第四十八條の改正規定、第五十条の次に一條を加える改正規定並びに第五十四條及び第五十五條の改正規定は、この法律の公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
2 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(離島振興法の一部改正)
3 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二號)の一部を次のように改正する。

第九條第六項中「基き新たに簡易水道を布設する市町村」を「基き簡易水道の用に供する水道施設の新設又は増設をする地方公共団体」に、「その布設」を「その新設又は増設」に改める。
(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)

4 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九號)の一部を次のように改正する。

別表水道の項中「簡易水道事業に係る水道の新設」を「簡易水道事業の用に供する水道施設の新設又は増設」に改める。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

5 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一號)の一部を次のように改正する。

第五條に次の一項を加える。

6 沖縄における水道施設の災害の復旧に要する費用につき水道法(昭和三十三年法律第七十七號)第四十四條の規定により地方公共団体に對して国が補助する場合における補助の割合は、同條に基づく政令の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、十分の十以内とする。

別表中水道の項を次のように改める。

水道	水道法第三條第二項に規定する水道事業及び同條第四項に規定する水道用供水給事業
水道	水道法第三條第二項に規定する水道事業及び同條第四項に規定する水道用供水給事業

(水源地域対策特別措置法の一部改正)

6 水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第百十八號)の一部を次のように改正する。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第九條關係)」に、「簡易水道事業に係る水道の新設」を「簡易水道事業の用に供する水道施設の新設又は増設」に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第九條關係)」に改める。